

11 - 06 - 003

063 - 00 - A

入札談合の防止に向けて

独占禁止法の執行と発注者側の取組

(平成18年11月)

公正取引委員会事務総局

本 編 目 次

はじめに	1
第1編 独占禁止法と入札談合	3
1 入札談合と独占禁止法の適用	4
2 入札談合事件に対する独占禁止法上の措置	8
3 発注機関における入札談合事件への対応	13
4 入札談合の未然防止に向けた取組	17
第2編 入札談合等関与行為防止法の解説	20
1 入札談合等関与行為防止法の制定経緯	21
2 入札談合等関与行為防止法の基本的なスキーム	22
3 入札談合等関与行為防止法の規定の解説	23
4 入札談合等関与行為防止法の適用事例	33
5 入札談合等関与行為と刑事罰	42

参 考 資 料 目 次

【第1編 独占禁止法と入札談合関係】

- 参考資料 1-1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抜粋)…… 4 3
- 参考資料 1-2 官公需等入札談合事件(法的措置)一覧(平成13年度以降)・ 5 1
- 参考資料 1-3 最近の主な入札談合事件等について…………… 6 3
- 参考資料 1-4 独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する
公正取引委員会の方針…………… 6 7
- 参考資料 1-5 入札談合に関して告発を行った事例(平成2年度以降)…… 6 8
- 参考資料 1-6 平成17年度における独占禁止法違反事件の処理状況について
(概要)…………… 7 0
- 参考資料 1-7 入札談合事件に係る損害賠償請求訴訟等の事例…………… 7 4
- 参考資料 1-8 入札談合による損害賠償額の算定について…………… 8 6
- 参考資料 1-9 独占禁止法改正の主要なポイント…………… 8 9

【第2編 入札談合等関与行為防止法の解説関係】

- 参考資料 2-1 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律, 参照条文,
附帯決議…………… 9 0
- 参考資料 2-2 発注機関側に刑罰規定が適用された事例…………… 1 0 1

【その他】

- 参考資料 3-1 公共調達における入札・契約制度の実態等に関する調査報告書のポ
イント…………… 1 0 2
- 参考資料 3-2 公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する
調査報告書のポイント…………… 1 0 3
- 参考資料 3-3 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運
用連絡協議会モデル…………… 1 0 6

はじめに

入札談合は、独占禁止法が禁止する行為の一つであるカルテルの典型事例であり、最も悪質な独占禁止法違反行為の一つです。また、入札談合は、入札参加者間の公正で自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定するもので、発注者が国や地方公共団体の場合には、予算の適正な執行を阻害するものとして、納税者である国民の利益を損ねる行為でもあります。

このため、公正取引委員会では、従来から入札談合事件について厳正に対処するとともに、その未然防止に向けて様々な取組を行っています。

他方、入札談合行為の排除や未然防止を一層徹底するためには、発注官庁等の取組が極めて重要です。このような観点から、平成5年に各発注官公庁等において公正取引委員会との連絡担当官を指名していただくとともに、当委員会への情報提供の円滑化、各発注官庁等と当委員会との協力体制の整備による入札談合行為の未然防止のため、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を平成5年度以降開催しています。また、都道府県・市町村の調達担当官を対象とした研修も平成6年度以降開催するなどの周知徹底に努めています。

また、発注者が入札談合に関与する、いわゆる「官製談合」の問題についても、平成14年7月に「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」が成立し、平成15年1月から施行されており、これまでに3件の事例が発生しており、北海道岩見沢市、新潟市のほか平成17年9月に日本道路公団に対して改善措置要求を行っています。

この他、課徴金算定率の引上げ、課徴金減免制度の導入、犯則調査権限の導入等を内容とする改正独占禁止法が平成18年1月4日から施行されています。

さらに、公正取引委員会は、入札制度改革の動向と官製談合防止のための施策の動向について把握することを目的として、562の団体に対してアンケート調査を実施し、平成18年10月31日、「公共調達における入札・契約制度の実態等に関する調査報告書」を公表しました。

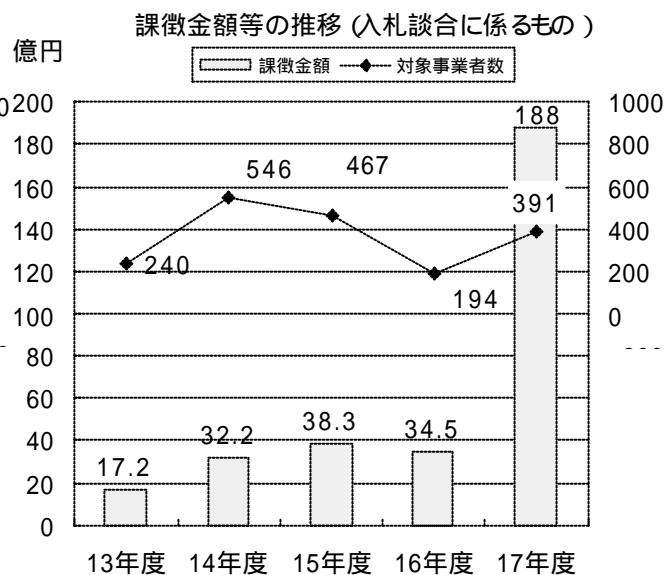
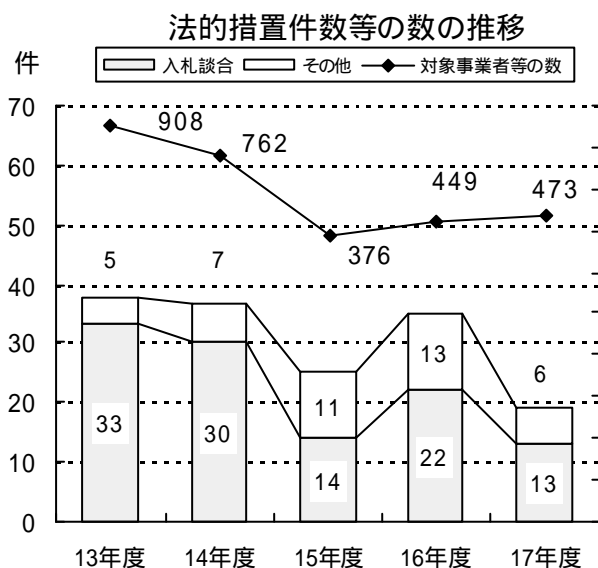
この研修テキストは、「第1編 独占禁止法と入札談合」、「第2編 入札談合等関与行為防止法の解説」の2編構成としています。

入札談合については、「談合はなくなる」、「必要悪」だとの声も依然として聞かれるところですが、入札談合は、公正で自由な競争を阻害する行為で社会全体として望ましくないばかりか、長期的にみれば入札談合を行う事業者自身にも何のメリットもないものです。この認識が、事業者、発注者を含む国民全般に一層強く定着することが必要であり、本テキストがその一助となることを強く期待します。

第1編 独占禁止法と入札談合

入札談合は、典型的なカルテルであり、最も悪質な独占禁止法違反行為の一つです。公正取引委員会は、従来から入札談合に対し、独占禁止法に基づき、厳正かつ積極的に対処するとともに、その未然防止を図る観点から様々な取組を行ってきています。

第1編では、入札談合に対する独占禁止法に基づく公正取引委員会の対応について概説します。



注) 対象事業者数は入札談合に係るもの。事業者等の「等」は事業者団体を表す。

1 入札談合と独占禁止法の適用

(1) 独占禁止法の目的・禁止する行為（関係条文につき参考資料1-1(P43)参照）

独占禁止法は、公正で自由な競争を促進して、我が国経済の効率的な運営を図ろうとする法律です。競争とは、企業が消費者の購買を目指して価格や品質、サービスなどについて、お互いに競い合うシステムのことです。消費者が品質の良い安いものを選ぼうとすれば、企業も消費者の選択に合わせて生産するよう努力します。このように、市場における需要と供給の動きを通して、企業の意思と消費者の意思が結ばれる機能を、市場メカニズムといいます。

企業の間には自由な競争がないと、市場メカニズムは働きません。また、競争があっても、虚偽の表示などのような不公正な競争手段による場合には、市場メカニズムは正しく働きません。公正で自由な競争が維持されてこそ、市場メカニズムは正しく機能することになります。

独占禁止法は、このような公正で自由な競争を促進するため、事業者に対して以下の行為を行うことを禁止しています。

ア カルテルの規制

事業者が商品やサービスの販売価格、生産数量などを話し合って決める行為は、価格をつり上げるなど、買手である相手方に対して不利益を与え、また、非効率的な企業を温存し、事業活動を停滞させるなどの弊害をもたらすので、独占禁止法で禁止されています。

具体的には、独占禁止法は、「不当な取引制限」として、事業者がお互いに連絡を取り合って、本来個々の事業者がそれぞれ自主的に判断して決めるべき事項（価格、数量など）を共同して決定し、市場において有効な競争が行われないような状態をもたらすことを禁止しています。不当な取引制限は、通常、カルテルと呼ばれており、入札談合もその一つです。

なお、「共同して決定し」というのは、事業者間に何らかの合意や了解が成立し、それに皆が従うものと思ってそれぞれ同一行動に出ることをいいます。したがって、制裁の伴わない紳士協定はもちろん、明白な協定という形をとらない口頭の約束や暗黙の了解でもカルテルに該当します。

イ 独占・寡占の規制

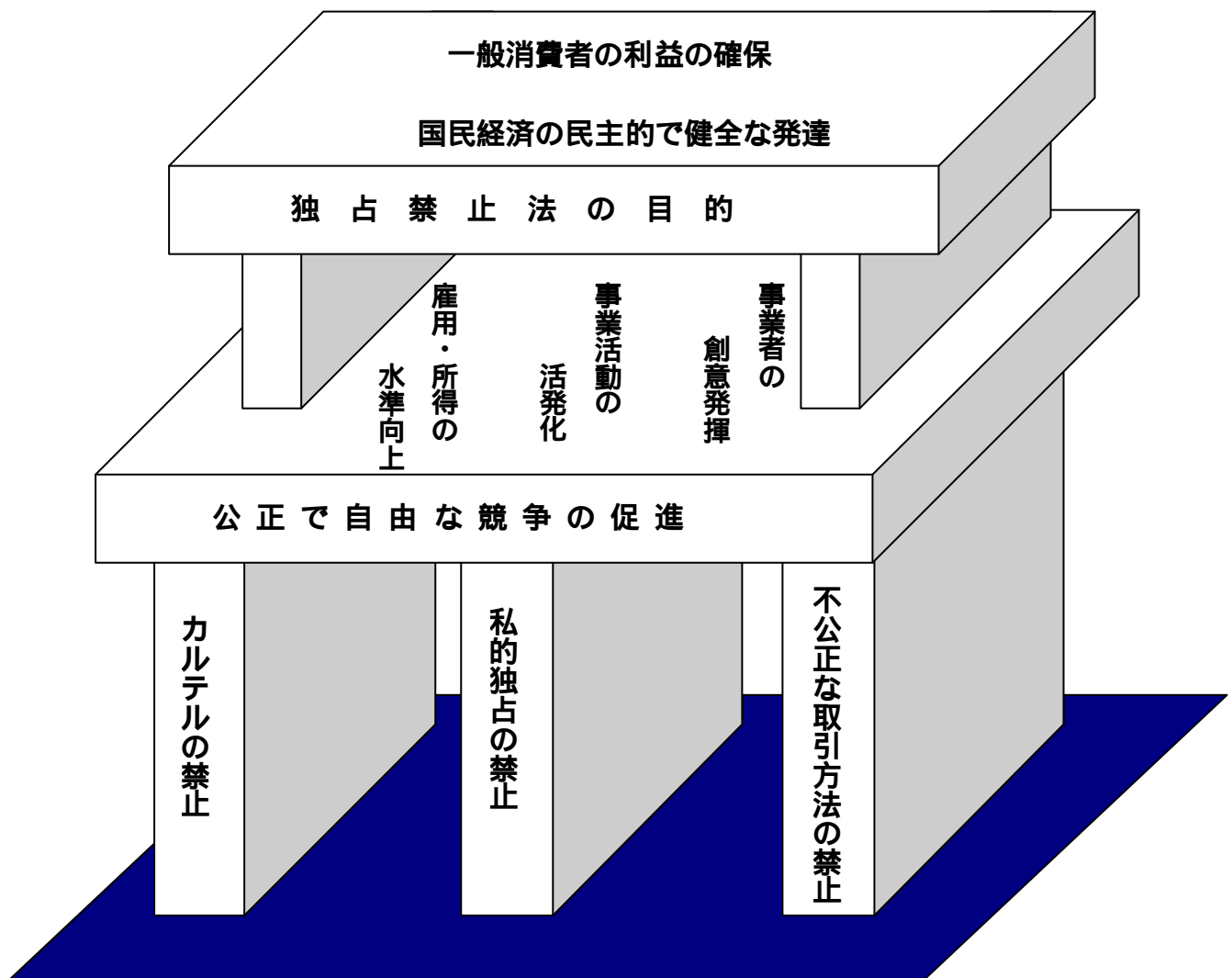
少数の企業が市場における供給のほとんどを支配している場合には、競争は有効に機能しなくなります。そこで独占禁止法は、独占や寡占に対して、独占の状態をもたらしたり、維持したりする行為を禁止すること（私的独占の禁止）、競争が有効に機能しない状態が成立するのを未然に防止すること（合併などの制限）、独占という状態が既に成立している場合に市場に弊害が出ないようにすること（独占的状态に対する措置）などを規定しています。

このうち、私的独占の禁止は、事業者が人為的に他の事業者の事業活動を排除したり、支配することによって市場支配力を形成することや既に有する市場支配力を行使することをいい、入札談合事件の類型は含まれませんが、公共入札に関する事案として、ある事業者が発注機関側に自らの製品のみが適合する仕様書の作成を働きかけ、自らの製品のみが納入できる仕様書による入札を実現した（競争業者を排除した）ことについて、私的独占に該当するとされた事例があります。

ウ 不公正な取引方法の規制

独占禁止法は、公正な競争を阻害するおそれのある行為を「不公正な取引方法」として禁止しています。入札談合との関係では、例えば、あらかじめ受注予定者が落札できるように取り決めた場合について、これに従わない事業者に対して取引を妨害したり、差別的な取扱いを行ったりする行為が、独占禁止法に違反することとなります。

（参考）独占禁止法の体系



(2) 入札談合に対する独占禁止法の適用関係

ア 適用規定

入札談合は、典型的なカルテルで最も悪質な独占禁止法違反行為の一つです。入札談合は、入札参加者間の公正で自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定するもので、直接、競争を制限するものです。

入札談合には、事業者間で行われる場合と事業者団体によって行われる場合とがあります。入札談合が、事業者間で行われれば独占禁止法第3条の規定に、事業者団体によって行われれば独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反することになります。また、事業者が入札談合に従わない他の事業者に対して取引を妨害したり、差別的な取扱いを行ったり行わせたりすれば、独占禁止法第19条の規定に、事業者団体が事業者に同様のことをさせるようにすれば独占禁止法第8条第1項第5号の規定に違反することになります。

イ 違反行為の確定

カルテルなどの独占禁止法違反行為を行ったとされる事業者は、公正取引委員会による排除措置命令を受けます。公正取引委員会として、特定の事案に対して初めて独占禁止法違反行為があるとの判断を示すのは排除措置命令（課徴金納付命令のみを命ずる場合には、課徴金納付命令）であり、それ以前の立入検査等の段階では公正取引委員会として何ら判断を示していないことに注意を要します。

排除措置命令を受けた事業者は、当該排除措置命令に不服がある場合には、公正取引委員会に審判の開始を請求することができます。また、審判手続後に出された審決にも不服のある事業者は、審決取消訴訟を東京高等裁判所に提起することができます。（独占禁止法違反事件の処理の流れについては下記2(1)(P8)参照）

発注機関と独占禁止法の関係

独占禁止法は、経済運営の秩序を維持するための企業活動の基本的ルールを定めた法律であり、その対象は事業者又は事業者団体です。独占禁止法上、発注機関は、例えば入札談合があったために通常より高い価格で契約せざるを得なかったなど、入札談合という独占禁止法違反行為の被害者として位置付けられます。

ただし、発注機関が入札談合に関与している場合には、

刑事事件（独占禁止法第89条）として談合を行った事業者やその役職員が告発され、起訴されるに至った場合には、その共犯として発注担当職員も告発・起訴されることがあります（注）。

入札談合事件に対する措置が行政処分（排除措置命令、課徴金納付命令）の場合には、独占禁止法上、事業者ではない発注機関に対し措置を講じることはできませ

ん。ただし、特定の関与行為の類型に対して、公正取引委員会から発注機関に対し改善措置を要求できること等を内容とする法律（入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律）が、議員立法により制定されており、平成15年1月6日から施行されています（第2編(P20)参照）。

（注）平成7年の日本下水道事業団発注の電気設備工事談合事件では、公正取引委員会は、入札談合を行ったメーカー及びその担当者のほか、日本下水道事業団の発注業務担当者1名についても告発を行い、同者に対して懲役8月（執行猶予2年）が科されました（平成8年5月31日東京高裁判決）。

また、平成17年の日本道路公団発注の鋼橋上部工事談合事件では、公正取引委員会は、入札談合を行った鋼橋上部工事業者及びその担当者のほか、日本道路公団の元理事、副総裁及び理事についても告発を行い、東京高等検察庁により起訴されました（参考資料2-2(P101)参照）。

（3）入札談合の態様

ア 対象物件

入札談合は、官公庁等の発注する土木、建築等の工事の発注のほかに、物品や各種サービス等の役務の調達についても行われます。

イ 入札談合の態様

入札談合の態様は様々です。例えば、研究会等の会合を設け、あらかじめ、発注機関から指名を受けた場合の受注予定者の決定方法などについて一定のルールを定め、個別の発注の都度このルールに従って受注予定者を決定し、他の指名業者は、この受注予定者が決めた価格で受注できるように協力するといった方法や、特定の者に受注の配分を任せるといった方法などがみられます。

ウ 受注予定者の決定方法

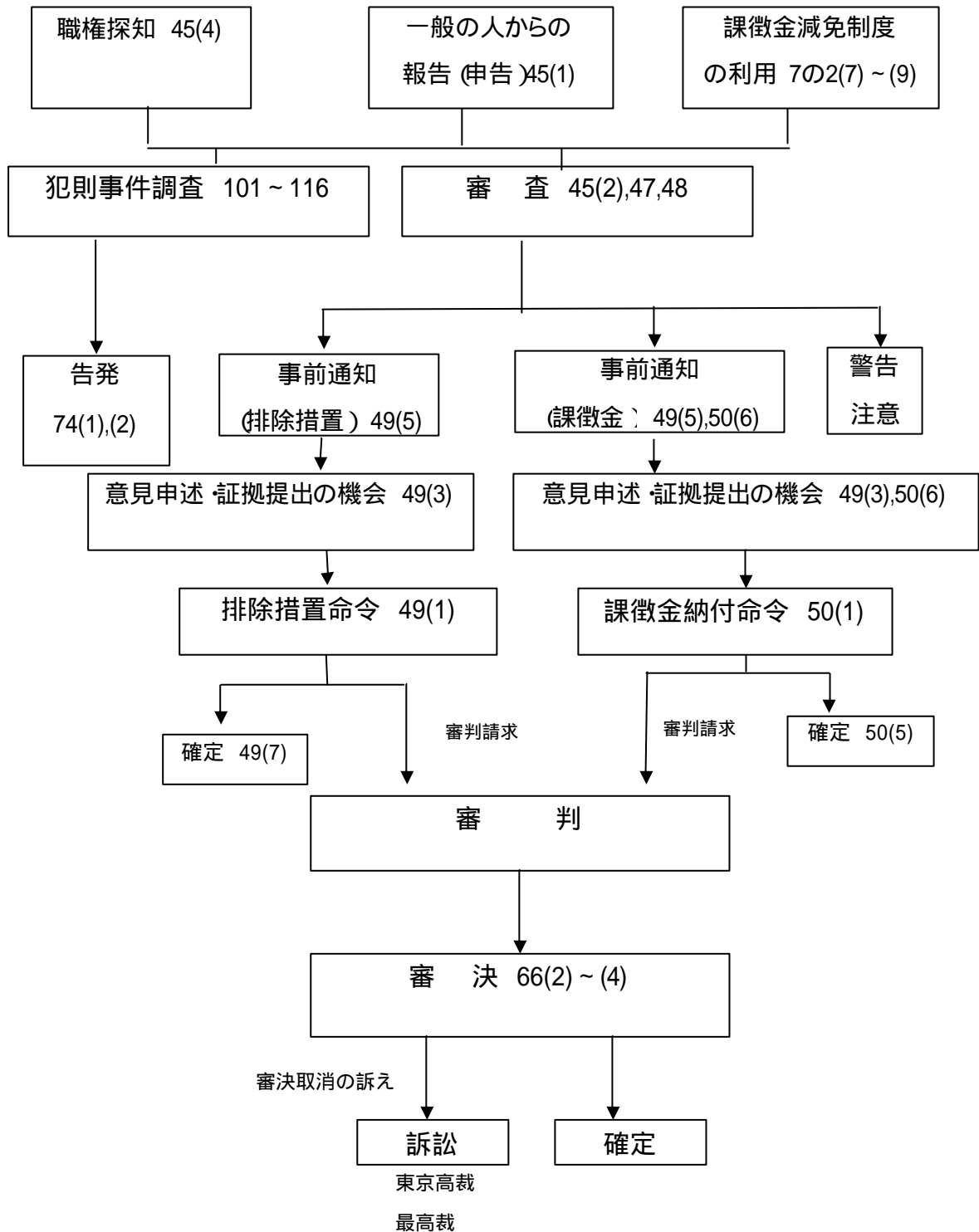
受注予定者の決定方法にも様々な態様が見られます。例えば、受注活動（営業活動）、工事現場の所在地、過去の実績などから特定の者が優先して落札できるようにしているものや、輪番制によって受注予定者を決定しているものなどがみられます。

2 入札談合事件に対する独占禁止法上の措置

(1) 独占禁止法違反事件の処理の流れ

独占禁止法違反事件の処理については、**事件の端緒（違反の疑いがあるとの情報の入手） 事件の審査（違反の疑いがある具体的な事件についての調査活動） 措置**の順に行われます。その主な処理の流れについて、図示すると以下のとおりです。

独占禁止法違反事件処理手続図



(2) 事件の開始(事件の端緒)

公正取引委員会が入札談合について、審査を開始するのは、次のいずれかの方法で情報を入手したときです。

一般の方からの報告(申告と呼んでいます。第45条第1項)

職権探知(公正取引委員会が自ら違反を発見する場合等。第45条第4項)

課徴金減免制度の利用(第7条の2第7項~第9項)

中小企業庁長官からの調査請求(中小企業庁設置法第4条第7項)

これらの情報を事件の端緒(違反の手掛かり)と呼んでいます。

(3) 事件の審査(事件の調査活動)

ア 行政調査(第45条第2項,第47条,第48条)

違反行為を行っている疑いがある事業者の事務所などへの立入検査を行い、帳簿、取引記録などの関係資料を収集し調査します。また、必要に応じて、関係者に出頭を命じて事情聴取などを行い、違反行為に関する証拠を収集します。

イ 犯則調査(第101条~第116条)

犯罪調査の対象となる事件の調査を行う場合、裁判官が発する許可状によって、関係事業者の臨検、捜索を行い、必要な物件を差し押さえます。調査の結果、刑事告発が相当と認められれば、検事総長に告発を行います。

(4) 入札談合に対する措置

入札談合などの独占禁止法違反行為に対しては、次のような法的措置が採られます。

ア 違反行為の排除措置(第7条,第8条の2)

公正取引委員会は、意見申述・証拠提出の機会の付与といった事前手続を経た上で、排除措置命令という行政処分により、例えば次のような排除措置を命じます。

協定(カルテル)の破棄

協定を守るための実効確保手段の破棄、会合の廃止や団体の解散

協定を破棄した旨の周知徹底

将来、同様の行為を行わないこと(不作為命令)

~ について採った措置の公正取引委員会への報告

イ 課徴金の徴収（第7条の2，第8条の3）

カルテル・談合及び支配型私的独占を行った事業者には、違反行為の排除に加えて、一定の算式に従って計算された課徴金の納付が命じられます。

入札談合は、受注予定者が決めた価格で落札できるよう協力するものであり、対価に係るカルテルとして、課徴金の対象になります。

課徴金の額は、カルテルの対象となった商品やサービスのカルテル実行期間中の売上額に次の率を乗じて計算されます。なお、課徴金は、税務上損金に算入することができません。

業 種	大企業		中小企業	
	原 則 (製造業,建設業等)	10%	再度の違反 15%	4%
早期離脱 8%			早期離脱 3.2%	
小売業	3%	再度の違反 4.5%	1.2%	再度の違反 1.8%
		早期離脱 2.4%		早期離脱 1%
卸売業	2%	再度の違反 3%	1%	再度の違反 1.5%
		早期離脱 1.6%		早期離脱 0.8%

「再度の違反」とは、公正取引委員会の調査開始日からさかのぼり10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある場合です。また、「早期離脱」とは、違反行為の実行期間が2年未満で、調査開始日の1か月前までに違反行為をやめていた場合です。

なお、上の算定率で計算した課徴金の額が100万円未満となる場合は、課徴金の納付を命じられません。

また、公正取引委員会に事実の報告及び資料の提出を行う等の一定の要件を満たすことにより、課徴金の免除又は減額を受けることができます（課徴金減免制度）。

ウ 刑事制裁（公正取引委員会による告発）（第89条，第95条～第95条の4）

入札談合などのカルテルは、犯罪行為として独占禁止法に基づき刑事罰を受けることがあります。カルテルを実際に行った者は、3年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処せられます。

また、両罰規定（第95条）により、カルテルを実際に行った者のほかに事業者及び事業者団体に対しても5億円以下の罰金が科されます。

そのほか、法人の代表者や事業者団体の役員がカルテル等の独占禁止法違反行為の計画を知り、その防止に必要な措置を採らなかった場合などには、500万円以下の罰金が科せられます。

なお、公正取引委員会は、犯則調査権限が導入されたこと等に併せて、平成2年6月に公表した「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」を改定し、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針（平成17年10月7日）」を公表しました。（参考資料1-4(P67)、1-5(P68)参照）

刑法の談合罪との関係

刑法第96条の3第2項は、「公の入札」につき「公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で談合した者」は2年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処すと定めており、国又は地方公共団体の行う入札に関する談合は、独占禁止法ばかりでなく刑法の対象ともなります。

刑法の場合は、行為者のみが罰せられますが、独占禁止法では両罰規定により事業者も罰せられるほか、課徴金の納付も命ぜられることとなります。

（注）刑法第96条の3（競売等妨害）

- 1 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、2年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。
- 2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

（5）発注機関による損害賠償請求等

カルテルなどの独占禁止法違反行為を行った事業者又は事業者団体は、公正取引委員会による審決（改正後においては排除措置命令）が確定した場合、被害者に対して無過失損害賠償責任を負います（第25条）。また、公正取引委員会の確定審決（改正後においては確定排除措置命令）がなくても、被害者は民法第709条等の規定により損害賠償を求めることができます（なお、旧法下における確定審決は、平成17年改正法の附則第7条により確定排除措置命令とみなされます。）。

近年、入札談合によって損害を被った国・地方公共団体等の発注機関や地方公共団体の住民（住民代位訴訟制度は平成14年9月1日施行の地方自治法改正法により廃止）が事業者に対し、独占禁止法第25条や民法第709条等の規定に基づき損害賠償等を請求する事例があります。現在、公正取引委員会が行った審決等により入札談合があったという事実を知り、損害賠償請求訴訟が提起され、係属中である事件は、発注機関自

身が損害賠償請求等を行っている事件が6件、住民代位訴訟による事件が16件に上っています（公正取引委員会把握分・平成18年7月末現在）。

なお、入札談合に対する損害賠償請求には、従来被害者による損害額の立証が困難との問題がありましたが、民事訴訟法第248条に基づき、裁判所の職権により、相当な額の損害額を認定することが可能となり、同条に基づき損害額を確定した判例の蓄積が進んでいます（参考資料1-7(P74)、1-8(P86)参照）。

ア 発注機関による損害賠償請求等事例

国の例では、平成5年に、社会保険庁発注の支払通知書等貼付用シールの入札談合事件（平成5年4月22日勧告審決）につき不当利得返還請求訴訟を提起し、請求が一部認容されています（参考資料1-7(P74)参照）。

地方公共団体の例では、最近では、高槻市発注の上水道本管工事入札談合事件（平成13年11月7日勧告審決）について、高槻市が民法第709条に基づく損害賠償訴訟を提起し、請求が一部認容されています（参考資料1-7(P83)参照）。

イ 住民訴訟

損害賠償請求に関しては、地方公共団体の住民が当該地方公共団体に代位して損害賠償を求める事例もみられ、平成4年に提起された旧埼玉土曜会の談合事件の住民訴訟以降、これまで数多くの訴訟が提起され、住民側の請求を一部認容する判決も出ています（参考資料1-7(P74)参照）。

なお、平成14年9月1日に施行された地方自治法改正法により、住民代位訴訟制度は廃止され、住民が地方公共団体に対して、入札談合を行った事業者に損害賠償等を請求することを求める制度が創設されました。

（参考）住民監査請求に係る「1年ルール」の解釈について

地方自治法において住民訴訟を提起するためには住民監査請求を経る必要があり、監査請求については、対象となる行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、監査請求をすることができないと規定されていますが（地方自治法第242条第2項）、談合を行った事業者に対する発注機関の損害賠償請求権の行使を怠る事実についての監査請求には原則として1年の期間制限が及ばないとする最高裁の判断が示されました（平成14年7月2日最高裁第三小法廷判決）。

3 発注機関における入札談合事件への対応

(1) 概要

入札談合事件の端緒情報として、発注機関から寄せられる情報も重要な位置を占めており、毎年、発注機関から多数の情報が提供されています。平成17年度においては、発注機関から公正取引委員会に通報のあった談合情報の件数は通報ベースで919件(平成16年度1,029件)に達しています(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づく通知を除く。)

また、平成13年4月に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「公共工事入札・契約適正化法」という。)では、国、地方公共団体、特殊法人等すべての公共工事の発注機関に対して、入札談合等の行為があったことを疑うに足りる事実があるときには、公正取引委員会に通知することが義務付けられ、同法に基づく通知件数は、平成17年度においては、65件(平成16年度52件)ありました。さらに、同法に基づき策定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成18年5月閣議決定)では、発注機関において談合情報の取扱要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、同要領において各種手順を定めるに当たって公正取引委員会が行う審査の妨げにならないよう留意することとされました。

(参考1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号) 第10条【公正取引委員会への通知】

各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長(以下「各省各庁の長等」という。)は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体(以下「国等」という。)が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

(参考2) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成18年5月23日閣議決定)(抜粋)

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項

(1) 談合情報等への適切な対応に関すること

法第10条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知しなければならないこととしている。これは、不正行為の疑いがある場合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。各省各庁の長等は、その職員に対し、法の趣旨の徹底を図り、適切な対応に努めるものとする。その際、例えば、工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札執行時及び入札後の審査内容の充実・改善に努めるものとする。

各省各庁の長等は、法第10条の規定に基づく公正取引委員会への通知義務の適切な実施のために、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、これを公表するものとする。要領においては、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときにおける内部での連絡・報告手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及びその内容の開示のあり方、事実関係が確認さ

れた場合の入札手続の取扱い(談合情報対応マニュアル)等について定めるものとする。なお、これら
の手順を定めるに当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意するものとする。

(2) 談合情報提供に当たっての留意事項

ア 通報していただきたい情報

通報においては、当該発注機関が談合情報を受けた日時、工事名、入札(予定)日、情報提供者、通報を受けた者(発注機関の担当者)、情報手段(電話、書面等)、情報内容、談合情報に対する対応の概要、(入札を実施済の場合)入札結果等について情報提供を受けています。

特に、発注機関の方に提供していただきたい情報は、上記の情報のほか次の3点です。

- (ア) 入札調書等、当該入札に関する情報(加工せず、そのままの形で詳しく提供いただくようお願いします。)
- (イ) 発注機関側の経験や、寄せられている情報等により存在が予想される談合ルールや談合の方法に関する情報
- (ウ) 当該物件についての公開情報の有無、(ある場合には)公開場所、また当該物件についての年間発注額等当該物件に関する関連情報

なお、情報提供に当たっては、入札の前後に不審な点が認められる入札や、新聞記事で談合の疑いがあると報道された入札等について、発注機関としての経験を踏まえて入札談合の疑いがあると判断される場合に(この判断においては、下記イに注意願います。)情報を提供してください。

望ましい情報提供の例

当事務所(発注機関)が平成18年 月 日に入札予定の「 工事」について、平成18年 月 日午後4時ごろ、 から書面にて談合情報が当事務所会計課に寄せられたので連絡します。

情報の内容は、「 工事」では、(株)、(株)、(株).....の8社が指名を受けているが、業者が談合し、東京都地千代田区に所在する(株)が××万円で落札するということが既に決まっているとするもので、また、受注調整のルールは、指名を受けた業者は入札の2日前に 所在の 会館に集まって話し合いを行い、受注を希望する者が1名るときは、その者を受注予定者とする、受注希望者が複数るときは、工事場所、過去の受注工事との関連性又は継続性等の事情を勘案して、受注希望者間で話し合いで決定するというものです。

当事務所では、談合の事実が確認できないと判断し、当日の入札を執行しましたが、談合情報どおりの業者が落札しました。

なお、当該物件の入札調書、同種の物件について、入札日、過去の指名業者・受注業者、発注金額等の入札実績の一覧表、業者名簿等を関連情報として提供します。

イ 審査活動の妨げとならないよう発注機関において留意していただきたい事項

公正取引委員会に談合情報を提供した(したい)ということが外部に明らかになると、事業者における証拠隠滅を容易にするなど、その後の公正取引委員会の審査活動に支障が生じるおそれが強いため、情報提供に当たっては以下の事項に留意願います。

- (ア) 一般的に談合情報を公正取引委員会に通報している旨を公表することは差し支えありませんが、個別の事案に関して、公正取引委員会に情報提供を行った(又は行う)事実については、内密に願います(報道機関への公表を含みます。)。

なお、平成15年3月に改定された国土交通省の「公正入札調査委員会の設置等について」(以下「国交省マニュアル」といいます。)では、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会に情報提供を行った旨を明らかにすることとされています(公正取引委員会の審査の妨げとならないよう、発注者側より積極的に公表するものではないとの立場です。)。

- (イ) 談合情報があった場合、必ず事情聴取を行うこととするのは、公正取引委員会へ通知されるという予見可能性を与えることにより、公正取引委員会の審査活動の妨げになるおそれがあります。このため、発注機関において、寄せられた情報の信憑性の判断を行うため独自に調査をする場合には、疑いのある事業者からの事情聴取は極力回避し、事業者側に調査を行っている事実が知られない手段により行うようお願いいたします。

なお、国交省マニュアルでは、事情聴取について、公正入札調査委員会が必要と判断した場合に実施することとされています。

ウ 談合があると疑うに足る事実の通知に関して発注機関において留意していただきたい事項

公共工事入札・契約適正化法第10条では、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足る事実」を公正取引委員会に通知することとされており、これは、談合情報だけでなく、入札時における入札参加者の行動から、発注機関の経験や寄せられている情報等を踏まえ、入札談合があると推測できる場合を含みます。例えば、以下のような場合がこれに該当します。発注機関においては、既に独自に入札談合があるかどうかを判断し公正取引委員会に通報しているところもあり、また、国交省マニュアルでは、職員は入札談合があると疑うに足る事実を得た場合にも公正入札調査委員会を召集することができることとされています。発注機関における取組について積極的な検討をお願いします。

- (ア) 発注する工事の種類・規模ごとに、入札参加者の指名回数や落札金額の累積額に基づいて落札している、入札参加者の落札回数が均等になっているなど落札結果に何らかの規則性が見られる状況

(例) A発注機関の甲物件では、受注回数にかかわらず各入札参加者の過去の年度ごとの受注額がほぼ均一であった。

(イ) 上記(ア)のような規則性がなくとも、複数回の入札ごとに1番札が同じである、あるいは、入札不調を繰り返すうちに1社を除いて他社が辞退するというような不自然な状況が常に見られる状況

(例) B発注機関の乙物件では、入札価格が予定価格に達せず、3回にわたり入札が行われたが、3回目の入札までに1社を除いて入札参加者は辞退し、応札したのは、寄せられた情報で指摘されている入札参加者のみであった。

(ウ) 調達担当部局において入手した情報が、単発の談合に係るものではなく、入札参加者間の落札ルールが存在を示すものであり、また、これを裏付ける具体的な資料等の提供を受けた状況

(例) C発注機関の丙物件では、寄せられた情報によれば、前回工事と関連する工事は継続して同一業者が落札するというものであった。そこで、過去の入札結果を調べたところ、いずれの入札においても、前回工事の関連業者が継続落札していた。

エ 公正取引委員会における談合情報の取扱等

公正取引委員会は、様々な方から情報提供を受けるほか、自ら情報収集を行うこと等により、談合等の独占禁止法違反行為の発見に努めており、発注官庁から寄せられる談合情報も貴重な情報の一つとして活用しています。

独占禁止法違反事件の調査では、一つの情報だけでは証拠が不十分なことが多いため、それに関連する様々な情報を収集する必要があります。寄せられた談合情報については、公正取引委員会から追加資料の提供等の協力を求める場合がありますので、その際は積極的な御協力をお願いします。

また、寄せられた談合情報だけで独占禁止法違反か否かを直ちに判断することは難しいのが現状であり、調査・検討には長期間を要する場合があります。

なお、公正取引委員会では、調査に支障をきたすおそれがあるため、調査・検討中の事件に関するお問い合わせにはお答えできないこととなっています。

オ 連絡先

情報提供に当たっての連絡先は、公正取引委員会事務総局審査局情報管理室、各地方事務所審査課又は沖縄総合事務局総務部公正取引室です(電話番号等については巻末を御参照ください。)。

4 入札談合の未然防止に向けた取組

(1) 事業者・事業者団体に対する取組

公正取引委員会は、入札談合の未然防止を図るとともに、入札に関連した事業者及び事業者団体の適正な活動に役立てるため、平成6年7月に入札ガイドライン（公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針）を公表していますが、これは、これまでの公正取引委員会の法運用の経験に基づき、事業者及び事業者団体の入札に関連した実際の活動に即して、独占禁止法の定めるところとの関係について、基本的な考え方を述べ、併せて主要な活動類型ごとに、「原則として違反となるもの」、「違反となるおそれがあるもの」及び「原則として違反とならないもの」を、参考例として示したものです。

（ガイドライン全文については、公正取引委員会ホームページを御覧ください。

<http://www.jftc.go.jp>）

（参考）入札ガイドラインにおける参考例の項目一覧

活動類型	原則として違反となるもの （及びその留意事項）	違反となるおそれがあるもの	原則として違反とならないもの
1 受注者の選定に関する行為	1-1 受注予定者等の決定 【留意事項】 1-1-1 受注意欲の情報交換等 1-1-2 指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供 1-1-3 入札価格の調整等 1-1-4 他の入札参加者等への利益供与 1-1-5 受注予定者の決定への参加の要請、強要等	1-2 指名や入札参加予定に関する報告 1-3 共同企業体の組合せに関する情報交換 1-4 特別会費、賦課金等の徴収	1-5 発注者に対する入札参加意欲等の説明 1-6 自己の判断による入札辞退
2 入札価格に関する行為	2-1 最低入札価格等の決定 【留意事項】 2-1-1 入札価格の情報交換等	2-2 入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等	2-3 積算基準についての調査 2-4 標準的な積算方法の作成等
3 受注数量等に関する行為	3-1 受注数量、割合等の決定		3-2 官公需受注実績等の概括的な公表
4 情報の収集・提供、経営指導等	【留意事項】 （受注予定者等の決定行為に関する留意事項） ・受注意欲の情報交換等 （1-1-1前掲） ・指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供 （1-1-2前掲） （最低入札価格等の決定行為に関する留意事項） ・入札価格の情報交換等 （2-1-1前掲）	4-1 指名や入札参加予定に関する報告 （1-2前掲） 4-2 共同企業体の組合せに関する情報交換 （1-3前掲） 4-3 入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等 （2-2前掲）	4-4 入札に関する一般的な情報の収集・提供 4-5 官公需受注実績等の概括的な公表 （3-2前掲） 4-6 平均的な経営指標の作成・提供 4-7 入札物件の内容、必要な技術力の程度等に関する情報の収集・提供 4-8 経常共同企業体の組合せに関する情報提供 4-9 共同企業体の相手方の選定のための情報聴取等 4-10 発注者に対する入札参加意欲等の説明 （1-5前掲）

			<p>4-11 標準的な積算方法の作成等 (2-4前掲)</p> <p>4-12 経常共同企業体の運営に関する指針の作成・提供</p> <p>4-13 積算基準についての調査 (2-3前掲)</p> <p>4-14 独占禁止法についての知識の普及活動</p> <p>4-15 契約履行の必要性に関する啓蒙等</p> <p>4-16 国、地方公共団体等に対する要望又は意見の表明</p> <p>4-17 発注者に対する技術に関する情報の一般的な説明</p>
--	--	--	---

このほか、事業者団体の活動一般については、独占禁止法との関係を示した「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（事業者団体ガイドライン）があります。また、事業者や事業者団体における独占禁止法遵守マニュアルの作成の支援等を行っています。

（2）発注官庁等との連携・協力

入札談合行為の排除や未然防止を一層徹底するためには、発注官庁等の取組が極めて重要です。このような観点から、平成5年に各発注官庁等において公正取引委員会との連絡担当官を指名していただくとともに、当委員会への情報提供の円滑化、各発注官庁等と当委員会との協力体制の整備による入札談合行為の未然防止のため、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を平成5年以降開催しています。また、都道府県・市町村の調達担当官を対象とした研修も平成6年以降実施しています。

このほか、発注官庁等から、談合情報対応マニュアルの作成や発注制度・運用の在り方について相談を受けたときは、助言等の支援を積極的に行っています。

（参考）発注官庁等との協力・研修について

1. 公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官制度

入札談合の排除や未然防止を一層徹底するためには、各発注官庁等の取組が極めて重要であり、各発注官庁等は、独占禁止法違反の可能性のある行為に関する情報提供のために、公正取引委員会との連絡担当官を指名することとされ、各発注官庁等において会計課長等が連絡担当官として指名されています。

2. 「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」の開催

「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」は、各発注官庁等の連絡担当官から公正取引委員会への情報提供の円滑化を図るとともに、各発注官庁等と公正取引委員会との協力体制を整備することによって、発注に係る独占禁止法違

反行為の未然防止に資するため、国の本省庁レベルでは平成5年度から、国の地方支分部局、研究所等においては平成6年度から毎年開催されているものです。

3. 入札談合問題に関する調達担当官研修の実施

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、都道府県・市町村の調達担当者が入札談合行為の確認及び関連情報の収集をよりの確に行うことができるようにすることを目的として、調達担当者を対象とした研修会の実施に協力し、講師の派遣及び資料の提供を行っています。

また、平成7年度から、公団・事業団等の調達担当者を対象とした研修会を毎年開催しています。

第2編 入札談合等関与行為防止法の解説

国・地方公共団体等が行う入札は、入札参加者間の公正で自由な競争を通じて受注者や受注価格等を決定しようとするもので、入札参加者があらかじめ受注予定者等を決定することによって入札により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限する、いわゆる入札談合は、入札制度の実質を失わしめるものであるとともに、競争制限行為を禁止する独占禁止法に違反する行為です。

このような入札談合について、近年、国・地方公共団体等の職員が関与している事例が発生しており、この再発を防止するため、立法府において官公需分野における競争の促進や予算執行の適正化を目指し、入札談合等関与行為の防止のための検討が進められ、平成14年6月11日に与党3党の議員立法として入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案（入札談合等関与行為防止法案）を第154回通常国会に提出、同国会で可決・成立し、平成14年7月31日に公布され、平成15年1月6日から施行されています。

本法は、入札談合等関与行為（発注機関の職員が事業者に対して入札談合を行うことを指示するなど、入札談合等に対して発注機関の職員が関与すること）を排除し、及び防止するため、公正取引委員会による発注機関の長に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、各省各庁の長等による入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等について定めています。

本法は、国・地方公共団体及び国・地方公共団体から資本金2分の1以上の出資を受けた法人という広範な発注機関を対象としています。このため、これらの発注機関における適正な入札及び契約事務の遂行に支障が生じないように、本法制定の趣旨及び措置の内容について周知徹底を図る観点から、本法の解説を作成しています。

なお、第2編の構成は以下のとおりです。

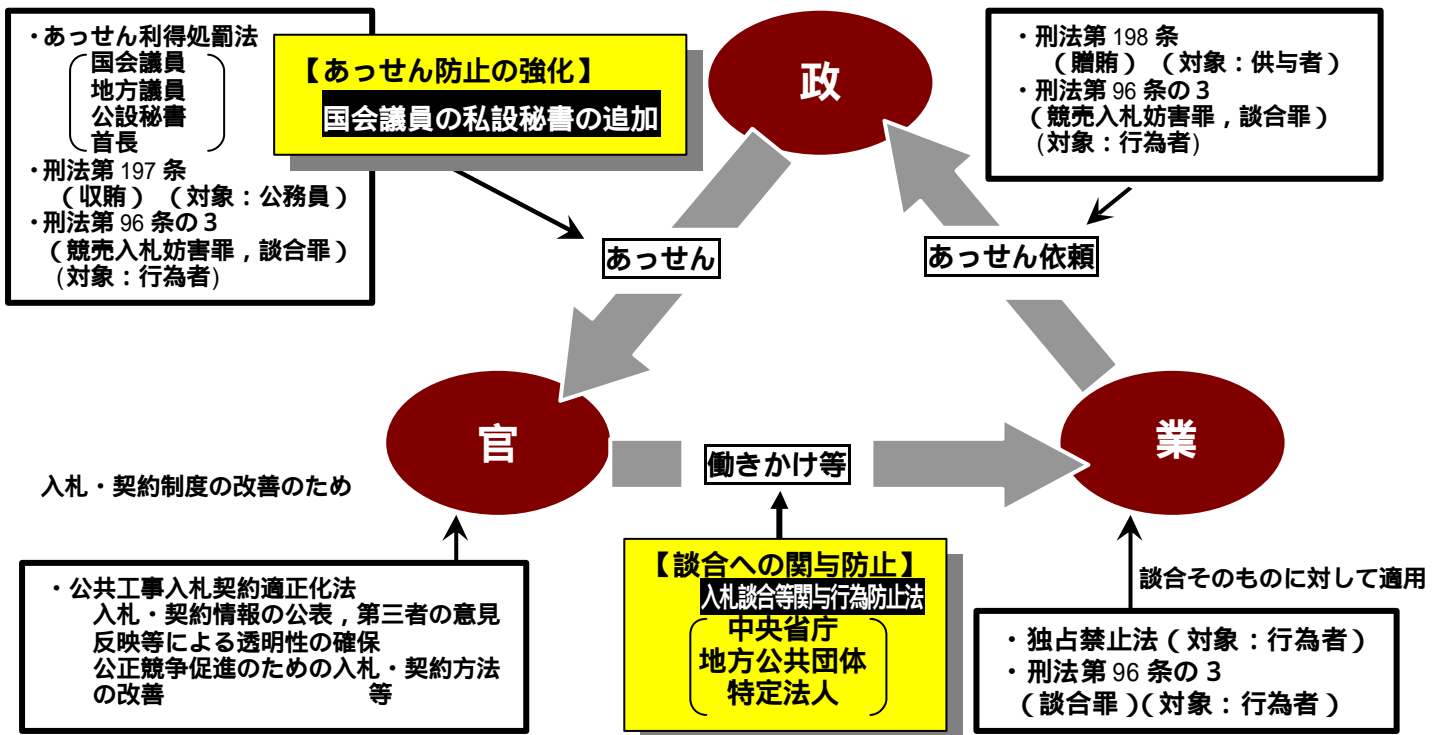
- 1 入札談合等関与行為防止法の制定経緯
- 2 入札談合等関与行為防止法の基本的なスキーム
- 3 入札談合等関与行為防止法の規定の解説
- 4 入札談合等関与行為防止法の適用事例
- 5 入札談合等関与行為と刑事罰

1 入札談合等関与行為防止法の制定経緯

本法が検討されるきっかけとなったのは、平成12年5月に公正取引委員会が排除勧告を行った北海道上川支庁発注の農業土木工事談合事件において、発注者側が受注業者に関する意向を提示していた等の事実が認められ、公正取引委員会が北海道に対して改善要請を行った事件です。その後、国・地方公共団体の職員が入札談合に関与する、いわゆる「官製談合」に対する社会的批判が高まりました。発注機関の関与があった場合の入札談合事件については、独占禁止法では当該入札談合を行った事業者に対する処分は可能ですが、発注機関側に対して法的に措置を講じることができず、事業者側に不公平感があったところです。

このため、平成13年に、林義郎衆議院議員（自由民主党独禁法調査会会長代理）が座長となり、与党3党で「与党入札談合の防止に関するプロジェクトチーム」が設置され、官製談合問題に対処するための法制度の検討が開始されました。その過程では、公正取引委員会をはじめ関係省庁、地方公共団体の意見が聴取され、具体的な法律案の検討が行われました。その検討において、新法の制定が必要なのか等様々な意見が示されましたが、最終的には、昨今の公共工事をめぐる様々な事件において、例えば予定価格の漏洩など、地方公共団体の首長に談合への関与についての疑惑や、議員秘書によるいわゆる「口利き」疑惑があることを踏まえれば、発注者が襟を正す意味で立法化が必要であるとの結論に達し、与党3党において議員立法として法律案がまとめられ、平成14年6月11日に国会に提出されました。その後、衆議院において7月17日に経済産業委員会で可決、同月18日に本会議で可決され、参議院に送付されました。参議院では、同月23日に経済産業委員会で可決、同月24日に本会議で可決・成立し、本法は7月31日に公布され、平成15年1月6日から施行されています。

(参考) 公共事業への「口利き」「介入」に対する法制度



2 入札談合等関与行為防止法の基本的なスキーム (条文等については参考資料 2-1(P90)参照)

(1) 入札談合等関与行為を排除するための行政上の措置 (第3条)

入札談合等関与行為があった場合の公正取引委員会から各省各庁の長等に対する必要な措置の要求, 当該要求を受けた各省各庁の長等による調査の実施・必要な措置の検討, 調査結果等の公表等について規定しています。

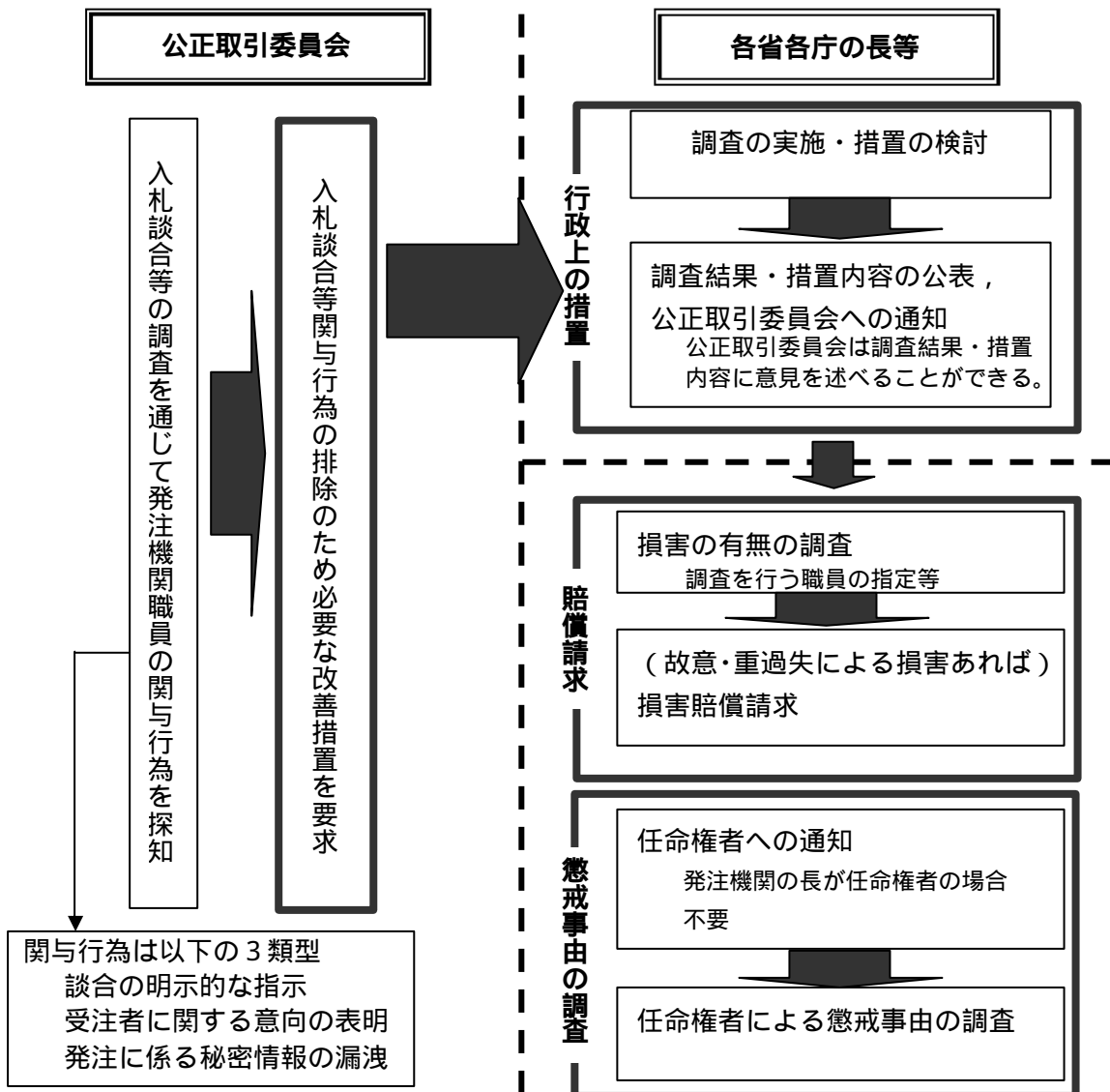
(2) 当該行為を行った職員に対する賠償請求 (第4条)・懲戒事由の調査 (第5条)

各省各庁の長等による当該行為を行った職員に対する損害賠償請求・懲戒事由の調査について規定しています。

(3) その他

入札談合等関与行為の防止に向けた関係行政機関相互の連携・協力, 本法運用上の地方公共団体等の自主的な努力への配慮等について規定しています。

(参考) 本法に基づく措置等の流れ



3 入札談合等関与行為防止法の規定の解説

(1) 本法が対象とする発注機関（第2条第1項から第3項）

本法が対象としている発注機関は、国、地方公共団体及びこれらが資本金の2分の1以上出資している法人です。これは、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」（あつせん利得処罰法）の対象範囲と同一です。

（参考）国が資本金の2分の1以上を出資している法人（平成17年12月現在236法人）

政府関係機関（8）
国民生活金融公庫 住宅金融公庫 農林漁業金融公庫 中小企業金融公庫 公営企業金融公庫 沖縄振興開発金融公庫 日本政策投資銀行 国際協力銀行
その他（31）
日本私立学校振興・共済事業団 日本銀行 日本中央競馬会 商工組合中央金庫 総合研究開発機構 関西国際空港株式会社 日本たばこ産業株式会社 預金保険機構 年金資金運用基金 日本郵政公社 東京地下鉄株式会社 日本環境安全事業株式会社 成田国際空港株式会社 東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社（以上のほか、清算中のものなどが14団体）
独立行政法人（106）
国立公文書館 情報通信研究機構 消防研究所 酒類総合研究所 国立特殊教育総合研究所 大学入試センター 国立オリンピック記念青少年総合センター 国立女性教育会館 国立青年の家 国立少年自然の家 国立科学博物館 物質・材料研究機構 防災科学技術研究所 放射線医学総合研究所 国立美術館 国立博物館 文化財研究所 産業安全研究所 産業医学総合研究所 農林水産消費技術センター 種苗管理センター 家畜改良センター 肥飼料検査所 農薬検査所 農業者大学校 林木育種センター さけ・ます資源管理センター 水産大学校 農業・生物系特定産業技術研究機構 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 農業工学研究所 食品総合研究所 国際農林水産業研究センター 森林総合研究所 水産総合研究センター 日本貿易保険 産業技術総合研究所 製品評価技術基盤機構 土木研究所 建築研究所 交通安全環境研究所 海上技術安全研究所 港湾空港技術研究所 電子航法研究所 北海道開発土木研究所 海技大学校 航海訓練所 海員学校 航空大学校 国立環境研究所 教員研修センター 駐留軍等労働者労務管理機構 自動車検査独立行政法人 造幣局 国立印刷局 国民生活センター 通関情報処理センター 日本万国博覧会記念機構 農畜産業振興機構 農林漁業信用基金 緑資源機構 北方領土問題対策協会 平和祈念事業特別基金 国際協力機構 国際交流基金 新エネルギー・産業技術総合開発機構 科学技術振興機構 日本学術振興会 理化学研究所 宇宙航空研究開発機構 日本スポーツ振興センター 日本芸術文化振興会 高齢・障害者雇用支援機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 労働政策研究・研修機構 日本貿易振興機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国際観光振興機構 水資源機構 自動車事故対策機構 空港周辺整備機構 海上災害防止センター 情報処理推進機構 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 雇用・能力開発機構 労働者健康福祉機構 国立病院機構 医薬品医療機器総合機構 環境再生保全機構 日本学生支援機構 海洋研究開発機構 国立高等専門学校機構 大学評価・学位授与機構 国立大学財務・経営センター メディア教育開発センター 中小企業基盤整備機構 都市再生機構 奄美群島振興開発基金 国立国語研究所 医薬基盤研究所 沖縄科学技術研究基盤整備機構 日本高速道路保有・債務返済機構 日本原子力研究開発機構 年金・健康保険福祉施設整理機構
国立大学法人（87）
北海道大学 北海道教育大学 室蘭工業大学 小樽商科大学 帯広畜産大学 旭川医科大学 北見工業大学 弘前大学 岩手大学 東北大学 宮城教育大学 秋田大学 山形大学 福島大学 茨城大

<p>学 筑波大学 筑波技術大学 宇都宮大学 群馬大学 埼玉大学 千葉大学 東京大学 東京医科歯科大学 東京外国語大学 東京学芸大学 東京農工大学 東京芸術大学 東京工業大学 東京海洋大学 お茶の水女子大学 電気通信大学 一橋大学 横浜国立大学 新潟大学 長岡技術科学大学 上越教育大学 富山大学 金沢大学 福井大学 山梨大学 信州大学 岐阜大学 静岡大学 浜松医科大学 名古屋大学 愛知教育大学 名古屋工業大学 豊橋技術科学大学 三重大学 滋賀大学 滋賀医科大学 京都大学 京都教育大学 京都工芸繊維大学 大阪大学 大阪外国語大学 大阪教育大学 兵庫教育大学 神戸大学 奈良教育大学 奈良女子大学 和歌山大学 鳥取大学 島根大学 岡山大学 広島大学 山口大学 徳島大学 鳴門教育大学 香川大学 愛媛大学 高知大学 福岡教育大学 九州大学 九州工業大学 佐賀大学 長崎大学 熊本大学 大分大学 宮崎大学 鹿児島大学 鹿屋体育大学 琉球大学 政策研究大学院大学 総合研究大学院大学 北陸先端科学技術大学院大学 奈良先端科学技術大学院大学</p>
<p>大学共同利用機関法人(4)</p>
<p>人間文化研究機構 自然科学研究機構 高エネルギー加速器研究機構 情報・システム研究機構</p>

【対象機関等についてのQ & A】

Q 1 国務大臣や地方公共団体の首長が入札談合等関与行為を行った場合も、本法の対象になるのですか。

A 本法第2条5項の「職員」には、国務大臣や地方公共団体の首長も含まれます。このため、国務大臣や地方公共団体の首長が、第2条第5項第1号から第3号のいずれかに該当する行為を行った場合には、公正取引委員会の改善措置要求の対象となり、実際に改善措置要求があれば発注機関として調査を開始しなければなりません。

Q 2 各省庁や地方公共団体のOBが入札談合等関与行為を行った場合も、本法の対象になるのですか。

A 各省庁や地方公共団体のOBが入札談合等関与行為を行ったとしても、発注機関の関与とはいえないため、本法の「職員」にOBは含まれません。ただし、OBが発注機関の現職の職員に働きかけを行った結果、その職員が談合に関与した場合は、その現職職員の行為が入札談合等関与行為に該当することがあることに注意を要します。

(2) 入札談合等関与行為(第2条第4項, 第5項)

本法では、入札談合等(競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が独占禁止法に違反する行為(第2条第4項))に関与する行為として、談合の明示的な指示、受注者に関する意向の表明、発注に係る秘密情報の漏洩の3類型を、第2条第5項第1号から第3号において定めています。

ア 競争により相手方を選定する方法

「競争により相手方を選定する方法」には、一般競争入札及び指名競争入札のほか、随意契約のうち、複数の事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積もりで示された金額だけを比較して契約先を決定する形態のもの（指名見積り合わせ）が含まれます。このような形態の随意契約は、実質的に競争入札と変わるところがなく、公正取引委員会においても従来から指名見積り合わせに係る事件を入札談合事件の一類型として扱っています。（入札に係る事業者及び事業者団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて明らかにした「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する指針」においても対象としています。）

イ 入札談合等関与行為の典型事例

入札談合等関与行為の典型事例を挙げると、以下のとおりです。

談合の明示的な指示（第1号：「事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること」）

発注担当職員が事業者の会合に出席し、事業者毎の年間受注目標額を提示し、その目標を達成するよう調整を指示

受注者に関する意向の表明（第2号：「契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること」）

事業者の働きかけに応じ、発注担当職員が受注者を指名、あるいは発注担当職員が受注を希望する業者名を教示

発注に係る秘密情報の漏洩（第3号：「入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体を知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること」）

事業者の働きかけに応じて、本来、事業者に対して公開していない予定価格を漏洩

第三者の求めに応じて、本来公開していない予定価格を漏洩

【入札談合等関与行為についてのQ & A】

Q 1 第2条第5項第3号の「特定の事業者又は事業者団体を知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているもの」とは、どのような情報ですか。

A 以下の条件を満たす情報が、本号の対象とする「情報」に該当します。

特定の事業者又は事業者団体を知ることにより入札談合等を行うことが容

易となる情報であること

秘密として管理されているものであること

については、事業者が談合ルールを運用する際に必要な情報を指し、具体的には、予定価格、予定価格が容易に推測できる予算額（いずれも事前不公表の場合）です。

については、既に公表されているなど秘密として管理されておらず、不特定多数の者が知り得る情報は、本号の規定の対象にはなりません（従って、例えば予定価格を事前公表している場合には、関与行為には該当しません）。秘密として管理されているかどうかは、当該発注機関の取扱により判断されます。

なお、本号では、このような情報を特定の者に対して教示・示唆する場合に関与行為に該当すると規定されています。特定の者に対する教示・示唆については、発注機関職員による作為的行為であり、情報漏洩に発注機関職員が関わっていない場合には、本号の対象にはなりません。ただし、発注に係る秘密情報については、本法の適用の有無にかかわらず、外部に漏洩することのないよう厳格に管理することが必要です。

Q2 地域優先発注や分割発注、仕様書の記載方法など、発注方法について関与行為となることがありますか。

A 発注方法については、構成要件が明確ではないこと、職員個人に問うべき不正があったかどうか明確ではないことから、本法の対象とはされていません。ただし、そのような発注方法に伴い、本法第2条第5項各号に規定される行為が行われていた場合には、当然違反行為に該当します。

なお、地域優先発注や分割発注、仕様書の特定銘柄の記載方法等が談合を助長していた事例もあることから、そのような発注方法による場合には、「公共工事の入札および契約の適正化を図るための措置に関する指針」等を踏まえつつ競争性の確保について十分に配慮することが必要です。

Q3 本法で規定される入札談合等関与行為の行為類型以外の行為で、入札談合等の関係で問題となる行為はないのですか。

A 本法でどのような行為類型を対象とすべきかについては、与党における検討過程で関係者の意見を聴取しつつ議論され、現段階で不正行為であることが明確な3つの行為類型が第2条第5項で規定されました。また、新たに問題となる行為類型が今後出てきた場合には、その際法改正により対処すべきものと整理されました。

なお、公正取引委員会としては、第2条第5項第1号から第3号に規定される行為類型に該当しない行為についても、入札談合等独占禁止法違反行為の防止の観点から必要と判断した場合には、従来から行ってきた、発注機関側に改善を依頼する事実上の改善要請を行うこととしています。

(3) 発注機関が講じる改善措置（第3条）

公正取引委員会は、受注者である民間事業者側の入札談合の調査の結果、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な改善措置を要求することができます。当該要求を受けた発注機関は、自ら事実関係を調査し、必要と認める改善措置を講じなければなりません。

なお、調査及び改善措置は、発注機関の自主的措置ですが、発注機関の調査結果及び措置内容については公正取引委員会に通知することとされており、公正取引委員会は、例えば自らの調査結果と発注機関の調査結果に重大な齟齬がある場合など、特に必要がある場合には意見を述べることもとされています。

（参考）発注機関において講じる改善措置の具体的内容

入札及び契約に関する事務に係る改善措置については、発注機関が自らの調査結果に基づき再発防止のため講じるものです。このため、問題となった事案の内容や当該発注機関が採用している入札・契約制度等により具体的な措置内容は異なるものと考えられますが、例えば、以下のような措置が挙げられます。

組織内部における内部規則の見直し・職員への周知徹底
 入札・契約に関する第三者による監視機関の設置
 入札に関する情報管理の徹底

等

改善措置要求に関するQ & A】

Q 1 公正取引委員会からの改善措置の要求は、民間事業者の談合が実際にあった場合に限って行われるのですか。

A 本法では、公正取引委員会が民間事業者側の入札談合等を認定した場合において、当該違反行為について発注機関の職員が関与していたときに入札談合等関与行為が認定されることとなります。このため、公正取引委員会では、民間事業者側の違反行為に対する措置を講じる際に、併せて発注機関に対して改善措置要求を行うこととしています。

Q 2 職員の関与について、中傷・デマなど虚偽の情報が公正取引委員会に寄せられるおそれもあると思いますが、このような情報を基に公正取引委員会からの改善措置要求が行われ、風評被害につながることはないですか。

A 本法における公正取引委員会からの要求は、あくまで入札談合事件調査の過程で入札談合等関与行為を認定した場合に行われるものであり、そもそも例えば「**庁の が業者に談合を指示している。**」といった投書があったことのみをもって調査を開始するという類のものではありません。

また、公正取引委員会では、入札談合等関与行為について改善措置要求を行う場合には、発注機関の職員からも可能な限り事情聴取した上で行うなど、独占禁止法違反事件の調査と同様慎重な調査を行った上で認定します。このため、風評被害と

いう問題はありません。

Q3 公正取引委員会の調査結果と発注機関の調査結果が異なることもあると思いますが、その場合にはどのような手続が採られるのですか。

A 本法の仕組みにおいては、公正取引委員会による改善措置の要求があった場合には、発注機関が自ら事実関係を調査の上、入札談合等関与行為が明らかになったときに具体的な改善措置を決定することとしており、発注機関の自主的な努力に期待しています。

このため、発注機関の調査結果が公正取引委員会の認定した事実と異なる場合であっても、発注機関は、自ら行った調査結果に基づいて具体的な改善措置を決定することになります。また、調査の結果、入札談合等関与行為が認められないと判断した場合には、その旨を公表することもできます。

なお、発注機関における調査結果及び改善措置については、公正取引委員会は必要な意見を述べることができるとされており、公正取引委員会としては通知された調査結果及び改善措置の内容が当方の調査結果に照らし不適切なものと認められる場合、必要な指摘を行うこととしています。

(4) 損害賠償(第4条)

発注機関は、入札談合等関与行為を行った職員に対して、賠償責任の有無等を調査の上、故意・重過失がある場合には、速やかに損害の賠償を求めなければならないこととされています。

本規定は、直接的には予算執行の適正化の観点から賠償請求権の適正な行使を発注機関に義務付け、入札談合等関与行為を行った職員に対し発注機関が厳正な姿勢で臨むことを求める趣旨ですが、このような規定を設けることにより、発注担当職員に安易に入札談合等関与行為を行わせないという抑止効果も期待されています。

なお、本法における損害賠償の規定自体が、発注機関が職員に対して行う賠償請求の根拠となるわけではありません。あくまで賠償請求権自体は、現行法令(予算執行職員等の責任に関する法律〔予責法〕、地方自治法、民法)に基づき発生するものであることに注意を要します。

(参考1) 賠償請求に関する適用法令

国の予算執行職員等(国民生活公庫等9法人も対象)	予責法
地方公共団体の予算執行職員等	地方自治法
特定法人の職員、国・地方公共団体の上記以外の職員	民法

(参考2) 賠償請求の手続の流れ

国の予算執行職員等	地方公共団体の 予算執行職員等	特定法人の職員，国・地 方公共団体のその他の 職員
<p>法第 4 条第 1 項 損害の有無の調査</p>	<p>法第 4 条第 1 項 損害の有無の調査</p>	<p>法第 4 条第 1 項 損害の有無の調査</p>
<p>予實法第 4 条第 4 項 (法第 4 条第 5 項で 読替え) 会計検査院への通知</p>	<p>自治法第 243 条の 2 第 3 項 (法第 4 条第 6 項で 読替え) 監査委員の監査・ 決定を求める</p>	<p>↓</p>
<p>予實法第 4 条第 1 項 会計検査院の検定</p>	<p>自治法第 243 条の 2 第 3 項 監査委員の監査・決定</p>	<p>法第 4 条第 2 項 賠償責任の有無・ 賠償額の調査</p>
<p>予實法第 4 条第 2 項 弁償命令</p>	<p>自治法第 243 条の 2 第 3 項 賠償命令</p>	<p>法第 4 条第 4 項 民法による 賠償を請求</p>

入札談合等関与行為に伴う損害額の算定

与党入札談合の防止に関するプロジェクトチームの検討過程では、入札談合等関与行為を行った職員への賠償請求の運用に関して、特に損害額の算定の点が難しいと指摘がありましたが、この点については以下の整理がなされています。

- 1 本法案第 4 条に基づく損害賠償請求等は、発注機関に生じた損害を回復するために行われるものであり、その損害額の算定は、基本的には当該入札談合による契約価格の上昇分（発注機関に生じた損害額全体）に当該職員の責任割合を乗じることにより求められるものと考えられる。しかし、当該入札談合による契約価格の上昇分、当該職員の責任割合いずれも個別の事案に即して判断せざるを得ないものである。
- 2 ただし、入札談合による契約価格の上昇分については、民事訴訟法第 248 条に基づき、裁判所の職権により相当な損害額を認定することが可能となったことを受けて、判例の蓄積が進んでおり、発注機関は、仮に本法案に基づく損害賠償請求等を行うこととなった場合には、これらを参考にしつつ算定することが可能。また、発注機関が本条に基づく損害の調査を行う場合には、本条第 3 項により公正取引委

員会に対し必要な協力を求めることができるため、損害額の算定等損害の認定については、本項を適宜活用するとともに、公正取引委員会も協力要請があった場合には、最大限協力。

- 3 なお、発注機関が損害賠償請求を行う場合には、通常は業者及び職員に連帯して請求するものと考えられ、この場合職員の責任割合は当事者間の問題となる。また、本法案は、発注機関が談合を行った業者のみに対して民法等に基づく損害賠償請求を行うことを妨げるものではない。発注機関が損害の回復の観点から談合を行った業者に対する請求を優先すべきと判断した場合には、職員に対する損害賠償請求等を行わなくとも、本条の義務違反に問われるものではないと解される。

賠償請求・懲戒事由調査についてのQ & A】

Q 損害賠償について、第4条第4項で「故意・重過失」を要件とした理由は何ですか。

A 本法第4条は、予算執行職員等の責任に関する法律や、地方自治法第243条の2などに基づき賠償請求権が発生していると認められる場合に、それを確実に行使することを義務付ける趣旨の規定です。

予算執行職員等の責任に関する法律や、地方自治法第243条の2では、職員に「故意又は重過失」があることが要件として規定されていますが、本法第4条第4項では、これらの規定とのバランスから、職員が民法上の責任を負う場合についても、職員に故意又は重過失がある場合に、賠償請求をする旨規定されたものです。

(5) 懲戒(第5条)

発注機関は、当該職員の行為が懲戒事由に該当するかどうか調査しなければならないこととされています。

本規定は、入札談合等関与行為を行った職員の処分について発注機関が厳正な姿勢で臨むことを求める趣旨ですが、このような規定を設けることにより、発注担当職員に安易に入札談合等関与行為を行わせないという抑止効果も期待されています。

なお、本規定で発注機関に義務付けられているのは調査までであり、処分を行うか否かは発注機関の任命権者等の裁量に委ねられています。

【懲戒についてのQ & A】

Q 懲戒については、国家公務員や地方公務員には適用法令はありますが、その他の

対象機関（特定法人）については、何を基にして懲戒事由を調査すればよいのでしょうか。

A 特定法人については、自ら作成している就業規則等に基づき調査を行うこととなります。

（6）指定職員による調査（第6条）

発注機関が第3条から第5条に基づく調査を行うに当たり、その適正を確保するため、第6条において調査を実施する職員を指定することを義務付けています。

第6条では、

内部調査を行う各省各庁の長や任命権者が、調査を実施する職員を指定すること

指定職員には、当該調査を適正に実施するに足りる能力、経験等を有する職員を指定すること

指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に実施しなければならないこと

各省各庁の職員は、当該調査に協力しなければならないこと

を定めており、これらの措置により、発注機関において実効ある調査を行う体制が整備されることが期待されています。

発注機関が行う調査に対する公正取引委員会の協力

改善措置、損害賠償請求等、懲戒事由の調査等に係る発注機関の調査においては、必要があると認める場合には、本法に基づき公正取引委員会に資料の提供等必要な協力を求めることができます（第3条第5項、第4条第3項、第5条第3項）。本規定は、公正取引委員会の調査結果と発注機関の調査結果に齟齬が生じることを防ぐとともに、特に自らの調査能力に限界のある規模の小さい地方公共団体等の発注機関が調査を行う場合の必要な支援措置として位置付けられるものです。

なお、本件協力要求に対しては、公正取引委員会としては、法令上可能な範囲で協力（例：排除措置命令書、審決書の謄本等の提供）を行うこととしています。このため、例えば、申告人の個人情報など当然守秘義務の対象となる情報の提供は行われないうことに注意を要します。

【指定職員による調査についてのQ & A】

Q1 小規模な地方公共団体では、職員を指定して内部調査を行わせるのは難しいのではないですか。

A 本法では、各発注機関による調査の実効を上げるという観点から、指定職員による調査を行わせることとされています。各地方公共団体においても、入札談合を防止するための自主的な取組が行われているところですが、公正取引委員会から改善措置要求があったときは、この自主的な取組を促進する趣旨の一環としても、指定職員による調査を適切に行うことが必要と考えられます。

Q2 調査において、指定職員に加えて、外部の第三者を入れることはよいのですか。

A 発注機関において、第6条の指定職員による調査を踏まえ、なお必要があると考える場合には、制度の枠内において第三者機関を活用するような運用をすることも差し支えありません。

(7) その他の規定(第7条から第9条)

第7条において入札談合等関与行為の防止に関する関係行政機関の連携協力、第8条において、入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力への運用上の配慮、第9条において法律で国務大臣をもってその長に当てることとされている外局の長(防衛庁長官及び国家公安委員会委員長)への事務の委任が規定されています。

【その他の規定についてのQ & A】

Q1 第7条で規定されている関係行政機関の連携協力とは、具体的にどのようなものが考えられるのですか。

A 例えば、地方公共団体等に本法を周知・徹底する際の公正取引委員会その他の省庁の連携協力、損害賠償の運用についての関係省庁間での協力、公正取引委員会と国の機関等の会計監査を担当する会計検査院との間の連絡を密にすることなどが挙げられます。

Q2 第8条に地方公共団体等への運用上の配慮に関する規定を置いた趣旨は何ですか。

A 地方公共団体等においては、入札談合等の防止などに真摯に取り組み、入札及び契約に関する事務の適正な実施のため自主的に努力しているところもあり、地方分権及び団体自治の尊重という観点から、第8条として特に一条を設け、こうした自主的な努力に十分配慮しなければならない旨の規定が置かれたものです。

4 入札談合等関与行為防止法の適用事例

岩見沢市が発注する建設工事の入札参加業者に対する件（平成15年3月11日勧告審決）

公正取引委員会は、岩見沢市が指名競争入札の方法により発注する建設工事について、一般土木・造園工事の入札参加業者46社、建築工事の入札参加業者42名、管工事の入札参加業者17社、ほ装工事の入札参加業者16社及び電気工事の入札参加業者17社（以下「関係人」という。）に対し、それぞれ、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして勧告した。

また、発注者である岩見沢市の市長に対し、入札談合等関与行為があったと認められるため、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、改善措置要求を行った。

さらに、岩見沢建設協会及び岩見沢管工事協同組合に対し、それぞれの役員が独占禁止法違反行為に関与していた事実が認められたことから、再発防止のため所要の措置を講じるよう求めた。

（1） 独占禁止法違反行為の概要等

岩見沢市が指名競争入札の方法により発注する建設工事の入札参加業者は、かねてから、受注に関する調整が行われていたところ、遅くとも平成11年4月以降、後記アの受注調整ルールのとおり受注調整を行っていました。

ア 受注調整ルール

（ア）連絡役（岩見沢建設協会等の役員等）から、落札予定者として選定された旨の連絡を受けた者がいるときは、その者を受注予定者とする。

（イ）受注すべき価格は、連絡役から伝えられた金額を基に受注予定者が決め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注することができるよう協力する。

イ 排除措置

（ア）違反行為を取りやめていることを確認すること

（イ）今後、同様の違反行為を行わないこと

（2） 岩見沢市職員による入札談合等関与行為の概要等

ア 落札予定者の選定方法

岩見沢市の発注に関わる複数の職員（以下「発注担当者」という。）は、同市が指名競争入札の方法により発注する建設工事について、地元企業の安定的及び継続的な受注の確保等を目的として、一般土木・造園工事、建築工事、管工事、ほ装工事及び電

気工事のそれぞれにおいて、同市の幹部の承認又は示唆の下に、事業者ごとの過去5年間の平均受注金額を基に各事業者別の当該年度における受注目標額を設定し、同目標額をおおむね達成できるよう、個別物件ごとに落札予定者の選定を行っていました。

イ 落札予定者及び設計金額の連絡

発注担当者は、個別工事ごとに、発注担当者から岩見沢建設協会の事務局長等の連絡役に対し、落札予定者及び設計金額の概数を伝え、連絡役は、落札予定者に対し、落札予定者である旨及び設計金額の概数を伝えていました。

(3) 岩見沢市長に対する改善措置要求の概要等

ア 発注担当者の行為と入札談合等関与行為防止法の関係

(ア) 事業者に入札談合を行わせること(法第2条第5項第1号)

発注担当者が、岩見沢市発注の建設工事について、反復、継続して、前記(2)アの行為を行うことにより、入札参加業者に入札談合等を行わせていたことは、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第1号の規定に該当します。

(イ) 契約の相手方となるべき者を指名すること(法第2条第5項第2号)

前記(2)イのうち、発注担当者が連絡役に落札予定者の名称を伝えていたことは、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第2号の規定に該当します。

(ウ) 入札談合を行うことが容易になる情報であって、秘密として管理されているものを、特定の事業者に対して教示すること(法第2条第5項第3号)

前記(2)イのうち、発注担当者が連絡役に秘密として管理されている工事の設計金額等を伝えていたことは、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第3号の規定に該当します。

イ 岩見沢市長に対する改善措置要求

前記のとおり、発注担当者の行為は入札談合等関与行為と認められたので、公正取引委員会は、岩見沢市長に対し、前記(2)と同様の行為が生じないように、同市発注の建設工事について、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な措置を速やかに講じるよう求めました。

ウ 岩見沢市が講じた改善措置

岩見沢市は、公正取引委員会の立入検査等を受け、平成14年10月には「内部調査委員会」及び「入札手続等緊急検討委員会」を設置し、それぞれ、入札手続の実態の把握及び今後の課題を明らかにし、また、公正で透明性・競争性の高い入札制度等を確立

するための改善報告を取りまとめました。その概要は以下のとおりです。

なお、岩見沢市は、平成15年6月、改善報告の内容を同市の広報紙で公表していません。

- (ア) 職員の意識改革の徹底のため、「談合を誘発しないためのマニュアル」の作成等
- (イ) 入札談合等関与行為防止法違反行為、独占禁止法違反行為等に対する監督体制の強化のため、指名停止措置の強化等
- (ウ) 入札における情報管理の徹底のため、発注関係部署等への業者の出入り制限等
- (エ) 入札における公正・自由な競争の確保のため、一般競争入札の拡大等
- (オ) 適切な入札が行われるための有効な制度及び組織の構築のため、入札等の監理組織の設置等

(4) 会計検査院に対する通知

入札談合等関与行為防止法制定のための国会審議において、公正取引委員会と会計検査院の連携協力等を内容とする付帯決議がなされているところ、公正取引委員会は、平成15年1月、会計検査院に対し、岩見沢市長に対して入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求を行った旨を通知しました。

新潟市が発注する建設工事の入札参加業者に対する件（平成16年7月28日勧告。同年9月17日、延べ86社について審判開始決定）

公正取引委員会は、新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発注する建設工事について、推進工法又はシールド工法を用いる下水管きょ工事及び污水管布設工事（以下「推進工事」という。）の入札参加業者55社、新潟市がAの等級に格付している者のみを指名して発注する開削工法を用いる下水管きょ工事及び污水管布設工事（以下「開削工事」という。）の入札参加業者48社、新潟市がAの等級に格付している者のみを入札参加者として発注する建築一式工事（以下「建築工事」という。）の入札参加業者56名に対し、それぞれ、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして勧告した。

また、発注者である新潟市の市長に対し、入札談合等関与行為があったと認められるため、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、改善措置要求を行った。

(1) 独占禁止法違反行為の概要等

新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発注する建設工事については、かねてから、入札参加業者間で受注に関する調整が行われていたところ、遅くとも平成11年4月以降、後記アの受注調整ルールのとおり受注調整を行っていました。

ア 受注調整ルール

(ア) 推進工事関係

- a 過去の受注実績，入札参加実績等の事情により当該工事について受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）は，調整役等と称する者（以下「調整役」という。）に対して，その旨表明し，調整役の助言等に基づき受注予定者を決定する。
- b 受注すべき価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する。

(イ) 開削工事関係

- a 工事場所，過去の受注実績等の事情により当該工事について受注希望者は調整役又は相指名業者にその旨表明し，受注希望者が1社のときは，その者を受注予定者とする。
- b 受注希望者が複数のときは，工事場所，過去の受注実績等の事情を勘案して調整役の助言又は受注希望者間の話合いに基づき受注予定者を決定する。
- c 受注すべき価格は，受注予定者が決め，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する。

(ウ) 建築工事関係

- a 以前受注した工事との関連性，工事場所等の事情により当該工事について受注希望者は調整役又は相指名業者にその旨表明し，受注希望者が1社のときは，その者を受注予定者とする。
- b 受注希望者が複数のときは，以前受注した工事との関連性，工事場所等の事情を勘案して調整役の助言等又は受注希望者間の話合いに基づき受注予定者を決定する。
- c 受注すべき価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する。

イ 排除措置

- (ア) 今後，同様の違反行為を行わないこと
- (イ) 違反行為を取りやめている旨を確認することを取締役会において決議し，そのことを相互に通知すること
- (ウ) 次の事項を新潟市に通知するとともに自社の従業員に周知徹底すること
 - a 前記（イ）に基づいて採った措置
 - b 今後，共同して，新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発注する建設工事について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

(2) 新潟市職員による入札談合等関与行為の概要等

新潟市下水道部下水道建設課，農林水産部農地課，開発建築部営繕課及び住宅課並びに教育委員会事務局学校教育部施設課の職員は，同市が発注する推進工事，開削工事及び建築工事の競争入札の受注予定者として入札参加業者間で決定された者からの求めに応じて，継続的に，秘密として管理されている当該工事の設計金額を入札執行前に教示していた事実が認められました(設計金額を教示していたことが認められた職員は5名であり，また，設計金額の教示を受けたことが認められた事業者は52社)。

また，同市発注の推進工事及び開削工事の入札参加業者の一部の者に，同市下水道部下水道建設課が起案した秘密として管理されている請負工事等指名委員会提出案件説明資料の写しが継続的に流出していた事実が認められました。

(3) 新潟市長に対する改善措置要求の概要等

ア 発注担当者の行為と入札談合等関与行為防止法の関係

入札談合を行うことが容易になる情報であって，秘密として管理されているものを，特定の事業者に対して教示すること(法第2条第5項第3号)

前記(2)の新潟市職員の行為は，いずれも入札談合等関与行為防止法第2条第5項第3号の規定に該当します。

イ 新潟市長に対する改善措置要求

前記のとおり，発注担当者の行為は入札談合等関与行為と認められたので，公正取引委員会は，新潟市長に対し，前記(2)と同様の行為が生じないように，同市発注の建設工事について，入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な措置を速やかに講じるよう求めました。

ウ 新潟市が講じた改善措置

新潟市は，公正取引委員会の立入検査等を受け，平成16年8月には「新潟市入札談合等関与行為調査委員会」を設置し，内部調査を行い再発防止策を取りまとめました。その概要は以下のとおりです。

なお，新潟市は，平成17年4月，改善報告の内容を同市のホームページで公表しています。

- (ア) 一般競争入札の範囲の拡大及び地域要件の廃止
- (イ) 独占禁止法に違反した場合の指名停止期間の延長及び入札参加資格の取消し
- (ウ) 職員向けのコンプライアンス・マニュアルを作成及び研修等の実施

(エ) 職員の関係業界等への再就職について承認制度の導入等

(4) 会計検査院に対する通知

公正取引委員会は、平成16年7月、会計検査院に対し、新潟市長に対して入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求を行った旨を通知しました。

日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の入札参加業者らに対する件(平成17年9月29日勧告。同年11月21日、5社について審判開始決定)

公正取引委員会は、日本道路公団(以下「公団」という。)が一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法(総合評価落札方式によるものを含む。)により発注する鋼橋上部工工事について、入札参加業者45社に対し、それぞれ、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして勧告した。

また、発注者である公団総裁に対し、入札談合等関与行為があったと認められたため、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、改善措置要求を行った。

(1) 独占禁止法違反行為の概要等

公団が一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法(総合評価落札方式によるものを含む。)により発注する鋼橋上部工工事の入札参加業者は、かねてから、受注に関する調整が行われていたところ、遅くとも平成14年4月以降、下記アの受注調整ルールのとおり受注調整を行っていました。

ア 受注調整ルール

(ア) 公団元理事らが落札を予定する者又は共同企業体(以下「落札予定者」という。)を選定した一覧表(「割付表」)を作成し、連絡役を通じて落札予定者に連絡していたことを背景として、連絡役(公団の退職者ら)から、落札予定者として選定された旨の連絡を受けた者又は共同企業体を受注予定者とする。

(イ) 受注すべき価格は、受注予定者が決め、受注予定者以外の者は、受注予定者とその定めた価格で受注することができるよう協力する。

イ 排除措置

(ア) 違反行為を取りやめている旨を確認することを取締役会において決議すること

(イ) 前記(ア)に基づいて採った措置及び今後、同様の違反行為を行わないことを自社を除く各社に通知するとともに、公団から前記工事の発注業務を承継する東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式

会社の3社（以下「3社」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底すること。

- (ウ) 今後、同様の違反行為を行わないこと
- (エ) 今後、3社が競争入札の方法により発注する鋼橋上部工工事について、受注予定者を決定することがないようにするため、次の事項を行うための必要な措置を講じること
 - a 独占禁止法の遵守に関する行動指針の作成又は改定
 - b 鋼橋上部工工事の営業担当者に対する定期的な研修及び監査
 - c 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規定の整備
 - d 独占禁止法違反行為に係る通報者に対する免責等実効性のある社内通報制度の設置
- (オ) 違反行為に関与していた自社の営業担当者を鋼橋上部工工事に係る営業業務から速やかに配置転換させる等し、少なくとも今後5年間同業務に従事させないことを取締役会において決議すること
- (カ) 公団退職者を自社の役員又は従業員として受け入れている事業者は、同役員又は従業員を、3社が競争入札の方法により発注する鋼橋上部工工事に係る営業業務に従事させないことを取締役会において決議すること

(2) 公団の役員及び職員による入札談合等関与行為の概要等

公団が発注する鋼橋上部工工事に關し、その発注にかかわる複数の役員及び職員が、平成14年度以降、組織的に、次の行為を行っていた事実が認められました。

- ア 公団役員2名は、公団の退職者が落札予定者を選定した「割付表」の提示を受け、その都度その内容を承認するとともに、当該割付表を有料道路部へ提出させ、同部ではそれを保存していました。
- イ 公団役員2名は、公団の退職者からの要請を受け、当初一括発注が予定されていた工事の分割発注を実施させるとともに、当該役員のうち1名は、当初発注を予定していた特定の鋼橋上部工工事を発注しなくなったことから、OBからの要請を受け、別の鋼橋上部工工事を前倒しして発注させていました。
- ウ 公団役員1名は、公団の退職者からの要請を受け、鋼橋上部工工事の共同企業体方式による発注基準を従来の15億円以上から10億円以上に引き下げさせました。
- エ 公団の職員は、公団を退職して鋼橋上部工工事の入札参加業者に勤務している者からの要請に基づき、鋼橋上部工工事の工事名、鋼重量、発注予定時期等の、事業

者が知ることにより事業者が入札談合を行うことが容易となる情報であって、秘密として管理されているものを教示していました。

(3) 公団に対する改善措置要求の概要等

ア 発注担当者の行為と入札談合等関与行為防止法の関係

(ア) 事業者に入札談合を行わせること(法第2条第5項第1号)

前記(2)ア、イ及びウの行為は、いずれも入札談合の継続により公団退職者の再就職先を確保する目的を有するものであり、前記(2)アの行為は、公団退職者による落札予定者選定に基づく入札談合を公団役員が承認するとともに、公団が割付表の内容を承認したとの体裁をとり、これを受けて受注予定者が決定されていたものと認められ、前記(2)イ及びウの行為は、公団退職者による落札予定者選定を容易にするために行われたものと認められるものであって、これらは単に入札談合を黙認・追認していたにとどまるものではなく、事業者に入札談合を行わせたと認められるものですので、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第1号の規定に該当します。

(イ) 入札談合を行うことが容易になる情報であって、秘密として管理されているものを、特定の事業者に対して教示すること(法第2条第5項第3号)

公団の鋼橋上部工工事の発注にかかわる複数の職員が公団発注の鋼橋上部工工事について行っていた前記(2)エ記載の行為は、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第3号の規定に該当します。

イ 公団総裁に対する改善措置要求

前記のとおり、鋼橋上部工工事の発注に関わる役員及び職員の行為は入札談合等関与行為と認められたので、公正取引委員会は、公団総裁に対し、前記(2)と同様の行為が生じないように、公団発注の鋼橋上部工工事について、入札談合等関与行為が排除されたことを確認するために必要な措置を速やかに講じるよう求めました。

ウ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が講じた改善措置

公団は、公正取引委員会の立入検査等を受け、平成17年10月1日、外部有識者3名の参画を得て、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の3社の社員12名からなる共同調査チームを設置し調査を行い、調査結果及び改善措置を取りまとめました。その改善措置のうち主要なものは以下のとおりです。

なお、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の3社は、平成18年2月、調査結果及び改善措置の内容を、それぞれ、同社のホー

ムページで公表しています。

- (ア) 取引関係にある企業への再就職に関する規制
- (イ) 一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止
- (ウ) 違約金の引上げ及び指名停止措置の強化
- (エ) 全役職員へのコンプライアンス教育・倫理教育等の実施等

(4) 会計検査院に対する通知

公正取引委員会は、平成17年9月、会計検査院に対し、公団総裁に対して入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求を行った旨を通知しました。

5 入札談合等関与行為と刑事罰

入札談合等関与行為防止法自体には、罰則規定はありませんが、関与行為を行った発注者の役職員等に対し、独占禁止法違反罪の共犯、刑法の偽計入札妨害罪等の適用が行われることがあります。

(1) 新潟市職員に対する事例

本件については、平成16年10月、新潟地検は、業者に設計金額等を漏洩したとして偽計入札妨害罪の疑いで新潟市職員1人を逮捕し、同年11月、別の市職員1人を逮捕しました。さらに、別の市職員2人を含む計4人を偽計入札妨害罪で起訴しました。

その後、平成17年6月、新潟地裁は、市職員4人に対して300～250万円の罰金、平成17年12月、東京高裁は、一審判決を破棄し市職員4人に対し懲役1年～1年6月（執行猶予3年）の判決を行いました。

また、平成18年9月、最高裁は、市職員4人の上告を棄却する決定をして、懲役1年～1年6月（執行猶予3年）を言い渡した東京高裁判決が確定しました。

(2) 日本道路公団の役員及び職員に対する事例

公正取引委員会は、日本道路公団が発注した鋼橋上部工工事について、平成17年8月1日、同公団の副総裁を独占禁止法違反の罪で検事総長に刑事告発しました。さらに、同月15日、同公団の理事1名を独占禁止法違反の罪で追加告発しました。

東京高検は、平成17年8月15日、同公団の副総裁を、同月19日、同公団の理事を、それぞれ、独占禁止法違反（共同正犯）と背任の罪で東京高裁に起訴しました。

参 考 资 料

参考資料 1 - 1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)(抜粋)

〔目的〕

第 1 条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

〔定義〕

第 2 条 ~ (略)

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

~ (略)

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第 3 条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔排除措置〕

第 7 条 第 3 条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第 8 章第 2 節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、営業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

公正取引委員会は、第 3 条又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第 8 章第 2 節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から 3 年を経過したときは、この限りでない。

〔課徴金〕

第 7 条の 2 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第 8 章第 2 節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行と

しての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が3年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて3年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に100分の10（小売業については100分の3、卸売業については100分の2とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が100万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の対価に係るもの
 - 二 商品又は役務について次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの
 - イ 供給量又は購入量
 - ロ 市場占有率
 - ハ 取引の相手方
- ～（略）

第一項の場合において、当該事業者が次のいずれかに該当する者であるときは、同項中「100分の10」とあるのは「100分の4」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.2」と、「100分の2」とあるのは「100分の1」とする。

- 一 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種及び第5号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第5号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第5号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 協業組合その他の特別の法律により協同して事業を行うことを主たる目的として設立された組合（組合の連合会を含む。）のうち、政令で定めるところにより、前各号に定め

る業種ごとに当該各号に定める規模に相当する規模のもの

第1項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について第47条第1項第4号に掲げる処分又は第102条第1項に規定する処分が最初に行われた日（以下この条において「調査開始日」という。）の1月前の日（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について第50条第6項において読み替えて準用する第49条第5項の規定による通知（次項及び第7項において「事前通知」という。）を受けた日の1月前の日）までに当該違反行為をやめた者（次項に該当する場合を除き、当該違反行為に係る実行期間が2年未満である場合に限る。）であるときは、第1項中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、「100分の3」とあるのは「100分の2.4」と、「100分の2」とあるのは「100分の1.6」と、前項中「100分の4」とあるのは「100分の3.2」と、「100分の1.2」とあるのは「100分の1」と、「100分の1」とあるのは「100分の0.8」とする。

第1項（第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第1項中「100分の10」とあるのは「100分の15」と、「100分の3」とあるのは「100分の4.5」と、「100分の2」とあるのは「100分の3」と、第4項中「100分の4」とあるのは「100分の6」と、「100分の1.2」とあるのは「100分の1.8」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.5」とする。

一 調査開始日からさかのぼり10年以内に、第1項の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）又は第13項若しくは第16項の規定による通知若しくは第51条第2項の規定による審決を受けたことがある者

二 第47条第1項第4号に掲げる処分又は第102条第1項に規定する処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり10年以内に、第1項の規定による命令を受けたことがある者又は第13項若しくは第16項の規定による通知若しくは第51条第2項の規定による審決を受けたことがある者

公正取引委員会は、第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が次の各号のいずれにも該当する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日（第47条第1項第4号に掲げる処分又は第102条第1項に規定する処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日。次号及び次項において同

じ。)以後に行われた場合を除く。)であること。

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていた者でないこと。

第1項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が第1号及び第3号に該当するときは同項又は第4項から第6項までの規定により計算した課徴金の額に100分の50を乗じて得た額を、第2号及び第3号に該当するときは第1項又は第4項から第6項までの規定により計算した課徴金の額に100分の30を乗じて得た額を、それぞれ当該課徴金の額から減額するものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち2番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。)であること。

二 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち3番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。)であること。

三 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていた者でないこと。

第1項の場合において、公正取引委員会は、当該違反行為について第7項第1号又は前項第1号若しくは第2号の規定による報告及び資料の提出を行つた者の数が3に満たないときは、当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいずれにも該当する者(第7項第1号又は前項第1号若しくは第2号の規定による報告及び資料の提出を行つた者の数と第1号の規定による報告及び資料の提出を行つた者の数を合計した数が3以下である場合に限る。)については、第1項又は第4項から第6項までの規定により計算した課徴金の額に100分の30を乗じて得た額を、当該課徴金の額から減額するものとする。

一 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出(第47条第1項各号に掲げる処分又は第102条第1項に規定する処分その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。)を行つた者

二 前号の報告及び資料の提出を行つた日以後において当該違反行為をしていた者以外の者

~(略)

〔事業者団体の禁止行為、届出義務〕

第8条 事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二～四（略）
- 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。
- ～（略）

〔排除措置〕

第8条の2 前条第1項の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続に従い、事業者団体に対し、当該行為の差止め、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる。

第7条第2項の規定は、前条第1項の規定に違反する行為に準用する。

公正取引委員会は、事業者団体に対し、第1項又は前項において準用する第7条第2項に規定する措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、第8章第2節に規定する手続に従い、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。第26条第1項及び第59条第2項において同じ。）に対しても、第1項又は前項において準用する第7条第2項に規定する措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

〔構成事業者に対する課徴金〕

第8条の3 第7条の2第1項、第3項から第5項まで、第7項から第13項まで、第17項、第18項及び第21項の規定は、第8条第1項第1号（不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。）又は第2号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行為が行われた場合に準用する。この場合において、第7条の2第1項中「事業者が」とあるのは「事業者団体が」と、「当該事業者に対し」とあるのは「当該事業者団体の構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。以下この条において「特定事業者」という。）に対し」と、同条第4項中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、同条第5項中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「をやめた者（次項に該当する場合を除き、当該違反行為）」とあるのは「の実行としての事業活動をやめた者（当該違反行為の実行としての事業活動）」と、同条第7項中「納付すべき事業者」とあるのは「納付すべき特定事業者」と、「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「当該違反行為をした事業者」とあるのは「当該違反行為をした事業者団体の特定事業者」と、「をしていた」とあるのは「の実行としての事業活動をしていた」と、同条第8項中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「又は第4項から第6項まで」とあるのは「、第4項又は第5項」と、「当該違反行為をした事業者」とあるのは「当該違反行為をした事業者団体の特定事業者」と、「をしていた」とあるのは「の

実行としての事業活動をしていた」と、同条第9項中「当該違反行為をした事業者」とあるのは「当該違反行為をした事業者団体の特定事業者」と、「又は第4項から第6項まで」とあるのは「第4項又は第5項」と、「をしていた」とあるのは「の実行としての事業活動をしていた」と、同条第10項及び第11項中「事業者」とあるのは「特定事業者」と、同条第12項中「行つた事業者」とあるのは「行つた特定事業者」と、「当該事業者が行つた」とあるのは「当該特定事業者が行つた」と、「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「当該事業者がした」とあるのは「当該事業者団体がした」と、「他の事業者」とあるのは「他の特定事業者」と、「第1項に規定する違反行為をする」とあるのは「当該違反行為の実行としての事業活動を行う」と、「をやめる」とあるのは「の実行としての事業活動をやめる」と、同条第13項中「事業者」とあるのは「特定事業者」と、「した違反行為」とあるのは「行つた同項第1号の規定による報告」と、同条第17項及び第18項中「第4項から第6項まで、第8項、第9項又は第14項」とあるのは「第4項、第5項、第8項又は第9項」と読み替えるものとする。

〔不公正な取引方法の禁止〕

第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔無過失損害賠償責任〕

第25条 第3条、第6条又は第19条の規定に違反する行為をした事業者（第6条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。）及び第8条第1項の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかつたことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

〔私的独占又は不当な取引制限の罪〕

第89条 次の各号のいずれかに該当するものは、3年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

- 一 第3条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者
- 二 第8条第1項第1号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したものの

前項の未遂罪は、罰する。

〔両罰規定〕

第95条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者

を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第89条 5億円以下の罰金刑

二 第90条第3号(第7条第1項又は第8条の2第1項若しくは第3項の規定による命令(第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。)に違反した場合を除く。) 3億円以下の罰金刑

三 第90条第1号,第2号若しくは第3号(第7条第1項又は第8条の2第1項若しくは第3項の規定による命令(第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。)に違反した場合に限る。),第91条(第3号を除く。),第91条の2又は第94条 各本条の罰金刑

法人でない団体の代表者,管理人,代理人,使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して,次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは,行為者を罰するほか,その団体に対しても,当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第89条 5億円以下の罰金刑

二 第90条第3号(第7条第1項又は第8条の2第1項若しくは第3項の規定による命令(第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。)に違反した場合を除く。) 3億円以下の罰金刑

三 第90条第1号,第2号若しくは第3号(第7条第1項又は第8条の2第1項若しくは第3項の規定による命令(第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。)に違反した場合に限る。),第91条第4号若しくは第5号(第4号に係る部分に限る。),第91条の2第1号又は第94条 各本条の罰金刑
前項の場合においては,代表者又は管理人が,その訴訟行為につきその団体を代表するほか,法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

〔法人の違反行為を防止しない罪〕

第95条の2 第89条第1項第1号,第90条第1号若しくは第3号又は第91条(第3号を除く。)の違反があつた場合においては,その違反の計画を知り,その防止に必要な措置を講ぜず,又はその違反行為を知り,その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人(第90条第1号又は第3号の違反があつた場合における当該法人で事業者団体に該当するものを除く。)の代表者に対しても,各本条の罰金刑を科する。

〔事業者団体の違反行為の防止等をしない罪〕

第95条の3 第89条第1項第2号又は第90条の違反があつた場合においては,その違反の計画を知り,その防止に必要な措置を講ぜず,又はその違反行為を知り,その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者(事業者の利益のためにする行為を行う役員,従業員,代理人その他の者が構成

事業者である場合には、当該事業者を含む。)に対しても、それぞれ各本条の罰金刑を科する。

前項の規定は、同項に掲げる事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他の団体である場合においては、当該団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

〔事業者団体解散の宣告〕

第95条の4 裁判所は、十分な理由があると認めるときは、第89条第1項第2号又は第90条に規定する刑の言渡しと同時に、事業者団体の解散を宣告することができる。

前項の規定により解散が宣告された場合には、他の法令の規定又は定款その他の定めにかかわらず、事業者団体は、その宣告により解散する。

参考資料 1 - 2 官公需等入札談合事件（法的措置）一覧（平成 13 年度以降）

番号	件名	内容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	対象事 業者数
1	(株)パスコほか6名	宮城県内の官公庁等が指名競争入札等の方法により発注する航空測量業務について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.5.21 13.6.19	10,347	8
2	(株)パスコほか7名	福島県内の官公庁等が指名競争入札等の方法により発注する航空測量業務について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.5.21 13.6.19	15,996	8
3	(株)柴田組ほか60名	山形県が指名競争入札等の方法により発注する農業土木工事について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.7.31 13.9.6	48,197	44
4	ワタキューセイモア(株)ほか21名	東京都所在の国公立の病院等が競争入札等の方法により発注する寝具類の賃貸・洗濯業務について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.8.10 13.9.19	10,246	12
5	(株)柴橋商会ほか18名	神奈川県所在の国公立の病院等が競争入札等の方法により発注する寝具類の賃貸・洗濯業務について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.8.10 13.9.19	7,222	9
6	ワタキューセイモア(株)ほか13名	千葉県所在の国公立の病院等が競争入札等の方法により発注する寝具類の賃貸・洗濯業務について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.8.10 13.9.19	2,315	6
7	(株)ヤマシタコーポレーションほか11名	埼玉県所在の国公立の病院等が競争入札等の方法により発注する寝具類の賃貸・洗濯業務について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.8.10 13.9.19	1,472	6
8	(株)富山県寝具センターほか5名	富山県所在の国公立の病院等が競争入札等の方法により発注する寝具類の賃貸・洗濯業務について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.8.10 13.9.19	2,280	3
9	日本海綿業(株)ほか5名	石川県所在の国公立の病院等が競争入札の方法により発注する寝具類の賃貸・洗濯業務について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.8.10 13.9.19	987	2
10	キンキ寝具(株)ほか7名	大阪府所在の国公立の病院等が競争入札等の方法により発注する寝具類の賃貸・洗濯業務について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.8.10 13.9.19	5,943	6
11	ワタキューセイモア(株)ほか6名	兵庫県所在の国公立の病院等が競争入札等の方法により発注する寝具類の賃貸・洗濯業務について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.8.10 13.9.19	4,970	7

番号	件名	内容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	対象事 業者数
12	(株)イヤサカほか3名	北海道運輸局が指名競争入札等の方法により発注する自動車検査用機械器具について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.10.4 13.11.6	439	2
13	(株)イヤサカほか3名	東北運輸局が指名競争入札等の方法により発注する自動車検査用機械器具について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.10.4 13.11.6	96	1
14	日産アルティア(株)ほか3名	新潟運輸局が指名競争入札等の方法により発注する自動車検査用機械器具について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.10.4 13.11.6	536	2
15	(株)イヤサカほか3名	関東運輸局が指名競争入札等の方法により発注する自動車検査用機械器具について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.10.4 13.11.6	1,824	4
16	(株)バンザイほか3名	中部運輸局が指名競争入札等の方法により発注する自動車検査用機械器具について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.10.4 13.11.6	707	4
17	日産アルティア(株)ほか3名	近畿運輸局が指名競争入札等の方法により発注する自動車検査用機械器具について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.10.4 13.11.6	1,023	4
18	(株)バンザイほか3名	中国運輸局が指名競争入札等の方法により発注する自動車検査用機械器具について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.10.4 13.11.6	97	1
19	(株)バンザイほか3名	四国運輸局が指名競争入札等の方法により発注する自動車検査用機械器具について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.10.4 13.11.6	180	2
20	安全自動車(株)ほか3名	九州運輸局が指名競争入札等の方法により発注する自動車検査用機械器具について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.10.4 13.11.6	409	3
21	日産アルティア(株)ほか3名	沖縄総合事務局が指名競争入札等の方法により発注する自動車検査用機械器具について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.10.4 13.11.6	55	1
22	(株)イヤサカほか3名	軽自動車検査協会が指名競争入札の方法により発注する自動車検査用機械器具について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.10.4 13.11.6	1,988	4
23	(有)アーサーほか26名	高槻市水道部が指名競争入札等の方法により発注する上水道本管工事について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.10.5 13.11.7	12,107	23
24	(株)日比谷アメニスほか105名	東京都が指名競争入札の方法により発注する予定価格が8000万円以上の造園工事について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.11.30 14.1.17	11,566	26

番号	件名	内容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	対象事 業者数
25	(財)林野弘済会ほか9名	林野庁東北森林管理局青森分局管内に所在する官公庁等が指名競争入札等の方法により発注する国有林野の利活用に伴う調査、測量等業務について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.12.11 14.1.24	9,323	9
26	(財)林業土木コンサルタンツほか7名	林野庁東北森林管理局青森分局及び同青森分局所轄の森林管理署等が指名競争入札等の方法により発注する治山事業に係る調査・設計業務について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.12.11 14.1.24	3,591	5
27	(財)林業土木コンサルタンツほか3名	林野庁東北森林管理局青森分局及び同青森分局所轄の森林管理署等が指名競争入札の方法により発注する林道事業に係る調査・設計業務について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.12.11 14.1.24	625	3
28	大成建設(株)ほか33名	(財)東京都新都市建設公社が指名競争入札の方法により発注するAランクの格付の土木工事及び共同施工方式により施工する土木工事について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.12.14 (-----)	失効	
29	(有)青森ヒュームほか141名	青森県八戸市が同市に本店又は主たる事務所を置く者のみを指名して、指名競争入札の方法により発注する土木一式工事について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.12.17 14.1.28	35,595	112
30	(有)赤穂工務店ほか76名	青森県八戸市が指名競争入札の方法により発注する建築一式工事について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.12.17 14.1.28	8,683	34
31	(株)石上苅田建設ほか38社	青森県八戸市が同市に本店又は主たる事務所を置く者のみを指名して、指名競争入札の方法により発注する舗装工事について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.12.17 14.1.28	13,438	38
32	(株)村上組ほか121名	香川県が同県高松土木事務所の管轄区域を施工場所とし香川県内に本店又は主たる事務所を置く事業者のみを指名して同土木事務所において指名競争入札を行い土木一式工事として発注する工事について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.12.27 14.2.1	55,592	101
33	(株)大王工務店ほか124名	高松市土木部が香川県内に本店又は主たる事務所を置く事業者のみを指名して指名競争入札を行い土木一式工事として発注する工事について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	13.12.27 14.2.1	45,552	100

番号	件名	内容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	対象事 業者数
34	(株)若鈴ほか32名	三重県が同県内に本店を置く事業者が指名され指名競争入札の方法により発注する測量・設計等業務について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	14.4.18 14.5.29	47,737	26
35	(株)高橋土建ほか16名	川越市が同市内に本店又は営業所を置く者を入札参加者として競争入札の方法により発注するA等級の土木一式工事について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	14.4.26 14.5.31	17,444	18
36	初雁興業(株)ほか14名	川越市が同市内に本店又は営業所を置く者を入札参加者として競争入札の方法により発注するA等級のほ装工事について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	14.4.26 14.5.31	4,059	18
37	ライト工業(株)ほか26名	神奈川県等が指名競争入札の方法により発注するのり面保護工事について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	14.5.16 14.6.17	17,131	23
38	大坪建設(株)ほか22名	長崎県北振興局等が指名競争入札の方法により発注する海上土木工事について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	14.6.10 14.6.28	48,248	11
39	五洋建設(株)ほか4名	長崎県対馬支庁が指名競争入札の方法により発注する美津島漁港広域防波堤本体築造工事について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	14.6.10 14.6.28	16,713	5
40	日石菱油エンジニアリング(株)ほか6名	国家石油備蓄会社の本社が、被勧告人7社のうち複数のものを指名して、指名競争入札等の方法により発注する石油貯蔵施設等の保全等工事について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	14.6.24 14.7.26 *	57,792	4
41	信号器材(株)ほか55名	警視庁が指名競争入札等の方法により発注する道路標識設置工事について幹事2社が指名実績、受注実績等を勘案して受注予定者を決定する等の合意の下に受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	14.7.15 14.7.30	39,976	44
42	信号器材(株)ほか48名	警視庁が指名見積り合わせの方法により溶着式道路標示塗装委託として発注する工事について幹事3社が指名実績、受注実績等を勘案して受注予定者を決定する等の合意の下に受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	14.7.15 14.7.30	18,678	41
43	宮川興業(株)ほか55名	警視庁が指名見積り合わせの方法によりトラフィックペイント道路標示塗装委託として発注する工事について幹事2社が指名実績、受注実績等を勘案して受注予定者を決定する等の合意の下に受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	14.7.15 14.7.30	206	3

番号	件名	内容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	対象事 業者数
44	(株)キンキ酸器ほか 8名	大阪府所在の国公立病院等が競争入札等の方法により発注するタンク向け液化酸素について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	14.7.15 14.7.30	373	4
45	(株)水島酸素商会ほか 4名	兵庫県所在の国公立病院等が競争入札等の方法により発注するタンク向け液化酸素について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	14.7.15 14.7.30	313	3
46	柿本電機(株)ほか9 社に対する件	大阪市教育委員会が指名競争入札の方法により発注する語学演習機について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	14.9.12 14.10.9	0	0
47	(株)教映社ほか22社 に対する件	大阪市教育委員会が指名競争入札等の方法により発注する学校事務センターが入札及び契約事務を行うコンピューター等について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	14.9.12 14.10.9	0	0
48	(株)高田土木ほか 118社に対する件	千葉市等が同市内に本店又は主たる営業拠点を置く事業者のみを指名して、指名競争入札等の方法により発注する土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	14.10.30 14.12.4及び 15.1.8	74,419	68
49	旭建設(株)ほか97社 に対する件	千葉市等が同市内に本店を置く事業者のみを指名して、指名競争入札等の方法により発注するほ装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	14.10.30 14.12.4及び 15.1.8	20,465	55
50	四国ロード(株)ほか 3社に対する件	日本道路公団四国支社が公募型指名競争入札の方法により発注する道路保全工事について、共同して、四国ロードサービス(株)を受注予定者としていた。	14.11.12 14.12.4	2,721	1
51	及川産業(株)ほか45 社に対する件	岩見沢市が指名競争入札の方法により発注する一般土木・造園工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.1.30 15.3.11	26,448	37
52	(株)カツイほか41名 に対する件	岩見沢市が指名競争入札の方法により発注する建築工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.1.30 15.3.11	11,306	24
53	道央興産(株)ほか16 社に対する件	岩見沢市が指名競争入札の方法により発注する管工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.1.30 15.3.11	6,974	15
54	北立舗道(株)ほか15 社に対する件	岩見沢市が指名競争入札の方法により発注するほ装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.1.30 15.3.11	4,291	7

番号	件名	内容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	対象事 業者数
55	千葉電気工事(株)ほか16名に対する件	岩見沢市が指名競争入札の方法により発注する電気工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.1.30 15.3.11	3,075	15
56	(株)エスアールエルほか5社に対する件	東京都所在国立病院等が競争入札等の方法により発注する臨床検体検査業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.2.13 15.3.14	4,525	4
57	(株)エスアールエルほか8名に対する件	名古屋地区所在国公立病院が競争入札の方法により発注する臨床検体検査業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.2.13 15.3.14	2,827	6
58	(株)エスアールエルほか7社に対する件	大阪府所在国公立の病院が競争入札の方法により発注する臨床検体検査業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.2.13 15.3.14	5,750	7
59	(株)エスアールエルほか4社に対する件	福岡地区所在国立病院が競争入札の方法により発注する臨床検体検査業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.2.13 15.3.14	2,398	4
60	住友電気工業(株)ほか5社に対する件	警視庁が指名競争入札の方法により発注する集中制御式交通信号機新設等工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.2.20 15.3.28及び 18.3.8	18,149	5
61	(株)京三製作所ほか13社に対する件	警視庁が指名競争入札の方法により発注するプログラム多段式交通信号機新設等工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.2.20 15.3.28	6,124	13
62	(株)京三製作所ほか7社に対する件	警視庁が指名競争入札の方法により発注する交通弱者感応化等工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.2.20 15.3.28及び 18.3.8	2,738	7
63	三球電機(株)ほか11社に対する件	警視庁が指名競争入札の方法により発注する信号施設更新等工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.2.20 15.3.28	16,277	12
64	(株)三宅商事ほか21社に対する件	山口市に所在する官公庁等が指名競争入札の方法により発注する建築物清掃業務等について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.4.16 15.5.15	1,383	4
65	サンデンハウジング(株)ほか13名に対する件	山口県下関市に所在する官公庁等が指名競争入札の方法により発注する建築物清掃業務等について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.4.16 15.5.15	1,514	8

番号	件名	内容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	対象事 業者数
66	明清建設工業(株)ほか11社に対する件	京都市が指名競争入札の方法によりほ装工事として発注する予定価格が5000万円以上の工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.5.22 15.6.18	20,519	10
67	(財)経済調査会ほか1名に対する件	国土交通省関東地方整備局管内に所在する官公庁等が指名競争入札等の方法により発注する建設資材価格調査業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.6.12 15.7.14	12,980	2
68	(株)長瀬組ほか105名に対する件	名古屋市が住宅都市局においてB、C及びDの等級に格付けをした者のみを指名して、指名競争入札等の方法により発注する建築工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.6.27 15.8.6	70,267	91
69	愛知時計電機(株)ほか18名に対する件	東京都が一般競争入札の方法により発注する乾式直読型の水道メーターについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.7.15 15.8.7	7,053	10
70	(株)田原スポーツ工業ほか35社に対する件	東京都が財務局において希望制指名競争入札の方法により運動場施設工事として発注する建設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.8.25 15.10.2	4,320	15
71	長谷川体育施設(株)ほか9社に対する件	世田谷区が希望型指名競争入札又は指名競争入札の方法により運動場施設工事として発注する建設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.8.25 15.10.2	853	8
72	(株)ケイ・イー・エスほか26社に対する件	北九州市が指名競争入札の方法により発注する下水道設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.10.22 15.11.26	9,893	26
73	鈴与建設(株)ほか24社に対する件	静岡県旧清水市等が制限付一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.11.13 15.12.8及び 18.4.12 *	15,704	21
74	(株)大嶋組ほか10社に対する件	静岡県旧清水市等が指名競争入札の方法により発注するほ装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.11.13 15.12.8	3,446	8
75	国土監理(株)ほか34社に対する件	長野建設事務所が指名競争入札又は指名見積り合わせの方法により発注する測量業務のうち長野県内に本店を置く者のみが指名される業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.11.18 15.12.9	571	6

番号	件名	内容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	対象事 業者数
76	国土監理(株)ほか42社に対する件	長野建設事務所が指名競争入札又は指名見積り合わせの方法により発注する建設コンサルタント業務のうち長野県内に本店を置く者のみが指名される業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	15.11.18 15.12.9	727	4
77	(株)荏原製作所ほか13社に対する件	東京都が一般競争入札、公募制指名競争入札又は希望制指名競争入札の方法により下水道局において発注する下水道ポンプ設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.3.30 *	未定	未定
78	(株)竹中土木ほか1社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する水道局東部工事事務所及び水道局北部工事事務所の管轄区域を施工場所とする配水設備修繕工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 *	未定	未定
79	奥村組土木興業(株)ほか1社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する水道局西部工事事務所及び水道局南部工事事務所の管轄区域を施工場所とする配水設備修繕工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 16.5.18	7,919	2
80	(株)ヤマゼンほか11社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する旭区、城東区及び鶴見区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 16.5.18及び 18.4.26 *	859	4
81	(株)大王建設工業ほか4社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する都島区、中央区及び東成区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 16.5.18	1,100	5
82	奥村組土木興業(株)ほか1社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する此花区、西区、港区及び大正区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 16.5.18	2,607	5
83	中林道路(株)ほか5社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する浪速区、住之江区及び西成区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 16.5.18	247	1

番号	件名	内容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	対象事 業者数
84	東亜土木(株)ほか1社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する生野区，東住吉区及び平野区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 16.5.18 *	633	2
85	(株)中東組ほか2社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する天王寺区，阿倍野区及び住吉区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 16.5.18	1,292	3
86	(株)吉田組ほか1社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する北区，福島区及び東淀川区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 16.5.18	1,191	2
87	奥山建設(株)ほか5社に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する西淀川区及び淀川区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	16.4.16 16.5.18	662	3
88	(株)横山測量設計事務所ほか21社に対する件	山形県が，置賜総合支庁建設部において，指名競争入札又は見積り合わせの方法により発注する測量業務，土木コンサルタント業務，補償コンサルタント業務及びその他の業務について，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	16.5.13 16.6.7	4,265	12
89	東光電気工事(株)ほか102社に対する件	岐阜県等が一般競争入札等の方法により発注する電気工事のうち，落札金額が2億円以上になると予想されるものについて，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	16.7.13 16.8.4 *	41,852	18
90	栗原工業(株)ほか37社に対する件	岐阜大学が一般競争入札等の方法により発注する電気工事について，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	16.7.13 16.8.4 *	6,308	8
91	(株)本間組ほか54社に対する件	新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発注する推進工法又はシールド工法を用いる下水管きょ工事及び汚水管布設工事について，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	16.7.28 16.9.17, 17.12.2, 17.12.22, 18.5.15, 18.5.22, 18.7.4, 18.7.31及び 18.8.18 *	9,860	5

番号	件名	内容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	対象事 業者数
92	(株)佐藤企業ほか47社に対する件	新潟市が公募型指名競争入札等の方法により発注するAの等級に格付している者のみを指名して発注する開削工法を用いる下水管きょ工事及び污水管布設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.7.28 16.9.17, 17.12.2, 17.12.22, 18.7.4, 18.7.31及び 18.8.18 *	10,797	17
93	(株)本間組ほか55社に対する件	新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発注するAの等級に格付している者のみを入札参加者として発注する建築一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.7.28 16.9.17, 17.12.2, 17.12.22, 18.5.15, 18.5.22, 18.6.9, 18.7.4, 18.7.31及び 18.8.18 *	6,938	7
94	(株)ピーエス三菱ほか19社に対する件	国土交通省関東地方整備局が、競争入札の方法により発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.10.15 *	未定	未定
95	オリエンタル建設(株)ほか16社に対する件	国土交通省近畿地方整備局が、競争入札の方法により発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.10.15 *	未定	未定
96	常磐興産ピーシー(株)ほか17社に対する件	福島県が、競争入札の方法により発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.10.15 *	未定	未定
97	ライト工業(株)ほか15社に対する件	愛媛県が指名競争入札の方法により土木部、地方局建設部及び土木事務所において発注するのり面保護工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.11.12 *	未定	未定
98	(株)ブリヂストンほか3社に対する件	防衛庁が競争入札に付する航空機用空気入りタイヤのうち防衛庁契約本部が契約に関する事務を行うものについて、共同して、受注予定者等を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.12.24 17.1.31	8,376	3
99	(株)ブリヂストンほか9社に対する件	防衛庁が一般競争入札に付する航空機用以外の空気入りタイヤ・チューブのうち防衛庁契約本部が契約に関する事務を行うものについて、共同して、受注予定者等を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16.12.24 17.1.31及び 17.3.31	9,302	4

番号	件名	内容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	対象事 業者数
100	名古屋電機工業(株)ほか2社に対する件	日本道路公団が公募型指名競争入札等の方法により発注する情報表示設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	17.4.7 17.4.27	131,576	3
101	アンリツ(株)ほか5社に対する件	国土交通省関東地方整備局が競争入札の方法により発注する情報表示設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	17.4.7 17.4.27	30,820	7
102	名古屋電機工業(株)ほか5社に対する件	国土交通省中部地方整備局が競争入札の方法により発注する情報表示設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	17.4.7 17.4.27	36,619	7
103	星和電機(株)ほか5社に対する件	国土交通省近畿地方整備局が競争入札の方法により発注する情報表示設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	17.4.7 17.4.27	30,075	7
104	小糸工業(株)ほか4社に対する件	国土交通省中国地方整備局が競争入札の方法により発注する情報表示設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	17.4.7 17.4.27	28,031	5
105	国土環境(株)ほか14名に対する件	大阪府が土木部において指名競争入札の方法により発注する水又は土壌の環境測定分析業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	17.6.2 17.6.23	1,960	9
106	(株)平野組ほか90社に対する件	岩手県が競争入札の方法により、Aの等級に格付している者のうち同県内に本店を置く者のみを入札参加者として発注する建築一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	17.6.21 *	未定	未定
107	高田機工(株)ほか44社に対する件	国土交通省の関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札の方法により発注する鋼橋上部工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	17.9.29 17.11.18, 18.5.15, 18.7.14及び 18.7.31 *	378,773	43
108	三菱重工業(株)ほか44社に対する件	日本道路公団が競争入札の方法により発注する鋼橋上部工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	17.9.29 17.11.18, 18.5.15, 18.7.14及び 18.7.31 *	817,871	40

番号	件名	内容	勧告等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	対象事 業者数
109	渡辺建設(株)ほか28社に対する件	宇都宮市がAの等級に格付した者のみを対象として事後審査型制限付き一般競争入札、制限付き一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	17.10.14 17.11.18	36,801	28
110	(株)増淵組ほか18社に対する件	宇都宮市がAの等級に格付した者のみを対象として事後審査型制限付き一般競争入札又は制限付き一般競争入札の方法により発注する建築一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	17.10.14 17.11.18	24,485	19
111	(株)國場組ほか99社に対する件	沖縄県が特Aの等級に区分し、一般競争入札、公募型指名競争入札、公示型指名競争入札又は指名競争入札の方法により発注する土木一式工事であって、沖縄県の等級格付を受けている者のみを入札参加者とする特定土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	18.3.29 (排除措置命令 年月日) *	195,517	99
112	(株)大米建設ほか102社に対する件	沖縄県が特Aの等級に区分し、一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法により発注する建築一式工事であって、沖縄県の等級格付を受けている者のみを入札参加者とする特定建築工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	18.3.29 (排除措置命令 年月日) *	110,467	72
合 計				2,876,991	1,723

- 注)1 「勧告等」とは、勧告、排除措置命令及び勧告・排除措置命令を経ない課徴金納付命令である。
2 表中「(-----)」の記載のある事件は、勧告・排除措置命令を経ない課徴金納付命令である。
3 合計欄の課徴金額及び課徴金対象事業者数は、課徴金の納付を命じる審決によるものを含み、審判開始決定され失効した課徴金納付命令によるものを除く。
4 現在審判中の事件(課徴金納付命令についての審判は除く)については、「*」を付した。

(平成18年8月末日現在)

参考資料 1 - 3 最近の主な入札談合事件等について

平成 18 年 9 月 15 日現在

措置年月日	入札談合事件	措置年月日	価格カルテル等
16. 4. 16	大阪市発注の配水設備修繕工事に係る入札談合について勧告	16. 5. 21	ミネラルウォーター類の再販売価格維持拘束について勧告
16. 5. 13	山形県発注の測量業務等に係る入札談合について勧告	16. 6. 17	事業者団体による会員の広告活動等の制限について勧告
		16. 6. 21	事業者団体による予防接種料金の価格カルテル等について勧告
		16. 6. 23	口座振替手数料のカルテルについて勧告
16. 7. 28	新潟市発注の建設工事に係る入札談合について勧告	16. 7. 13	パソコンメーカーに対する拘束条件付取引について勧告
		16. 9. 14	業務店向け音楽放送に係る私的独占について勧告
16. 10. 15	国土交通省地方整備局等発注のプレストレスト・コンクリートによる橋梁新設工事に係る入札談合について勧告	16. 10. 22	納入業者に対する優越的地位の濫用について勧告
		16. 10. 28	納入業者に対する優越的地位の濫用について勧告
16. 11. 12	愛媛県発注ののり面保護工事に係る入札談合について勧告	16. 11. 11	納入業者に対する優越的地位の濫用について勧告
16. 11. 29	新潟市発注の建設工事における入札妨害事件【新潟市職員等 4 名が起訴】	16. 12. 9	仲卸業者等に対する優越的地位の濫用について勧告
16. 12. 24	防衛庁発注の航空機用空気入りタイヤに係る入札談合について勧告	17. 3. 8	パソコン搭載 CPU に係る私的独占について勧告
16. 12. 24	防衛庁発注の航空機用以外の空気入りタイヤ・チューブに係る入札談合について勧告	17. 3. 9	納入業者に対する優越的地位の濫用について勧告
		17. 3. 24	着うた提供業務に係る共同取引拒絶について勧告
17. 4. 7	日本道路公団発注の情報表示設備工事に係る入札談合について勧告		
17. 4. 7	国土交通省地方整備局発注の情報表示設備工事に係る入札談合について勧告	17. 4. 15	卸売業者に対する優越的地位の濫用について勧告
17. 5. 23	国土交通省地方整備局発注の鋼橋上部工事【8 社を刑事告発, 6. 15 に 18 社 8 名を追加告発】		
17. 6. 2	大阪府発注の環境測定分析業務に係る入札談合について勧告		
17. 6. 21	岩手県発注の建築工事に係る入札談合について勧告		
17. 6. 29	日本道路公団発注の鋼橋上部工事【3 社を刑事告発, 8. 1 に 3 社 6 名, 8. 15 に 1 名を追加告発】		
17. 9. 29	国土交通省地方整備局発注の鋼橋上部工事に係る入札談合について勧告		
17. 9. 29	日本道路公団発注の鋼橋上部工事に係る入札談合について勧告		
17. 10. 14	宇都宮市発注の土木一式工事に係る入札談合について勧告	17. 10. 20	住宅用ガラスウールの卸売業者向け販売価格カルテルについて勧告
17. 10. 14	宇都宮市発注の建築一式工事に係る入札談合について勧告	17. 11. 11	アルミニウム箔の需要者渡し価格カルテルについて勧告
17. 12. 5	旧・新東京国際空港公団における入札妨害事件【元工務部次長等 2 名が起訴】	17. 12. 2	融資先中小企業に対する優越的地位の濫用について勧告
18. 2. 20	防衛施設庁における入札妨害事件【技術審議官等 3 名が起訴】		
18. 3. 29	沖縄県発注の土木一式工事に係る入札談合について排除措置命令及び課徴金納付命令		
18. 3. 29	沖縄県発注の建築一式工事に係る入札談合について排除措置命令及び課徴金納付命令		
		18. 5. 16	石油製品の不当廉売について排除措置命令
18. 5. 23	し尿処理施設建設工事【11 社を刑事告発, 6. 12 に 11 名を追加告発】	18. 5. 22	除草剤の再販売価格拘束について排除措置命令
18. 9. 8	旧首都高速道路公団発注のトンネル換気設備工事について課徴金納付命令	18. 5. 26	塩ビ床シート汎用品等の価格カルテルについて排除措置命令及び課徴金納付命令

注) 網掛けは刑法に基づく入札妨害事件。

最近の主な入札談合事件

1 宇都宮市が発注する建設工事の入札参加業者に対する件(平成17年10月14日勧告。11月18日勧告審決。)

公正取引委員会は、宇都宮市が発注する土木一式工事及び建築一式工事の入札について、同入札参加業者41名に対し、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、同法第48条第2項の規定(改正前の規定)に基づき、勧告した。

ア 行為の概要

a 土木一式工事関係

宇都宮市が発注する土木一式工事の入札参加業者29社は、遅くとも平成13年4月1日以降、宇都宮市がAの等級に格付した者(これらの者を構成員とする特定建設工事共同企業体を含む。)のみを対象として事後審査型制限付き一般競争入札、制限付き一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する土木一式工事について、受注価格の低落防止等を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

b 建築一式工事関係

宇都宮市が発注する建築一式工事の入札参加業者19社は、遅くとも平成13年4月1日以降、宇都宮市がAの等級に格付した者(これらの者を代表とする特定建設工事共同企業体を含む。)のみを対象として事後審査型制限付き一般競争入札又は制限付き一般競争入札の方法により発注する建築一式工事について、受注価格の低落防止等を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

イ 排除措置

土木一式工事の29社及び建築一式工事の19社は、それぞれ、

- a 前記アの行為を取りやめている旨を確認することを取締役会において決議すること。
- b 前記イ a に基づいて採った措置及び今後、前記アの行為と同様の行為を行わないことを、自社を除く各社に通知するとともに、宇都宮市に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底すること。
- c 今後、前記アの行為と同様の行為を行わないこと。

2 沖縄県が発注する建設工事の入札参加業者に対する件(平成18年3月29日排除措置命令・課徴金納付命令。)

公正取引委員会は、沖縄県が発注する土木一式工事及び建築一式工事の入札について、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、同入札参加業者のうち152社に対し同法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同入札参加業者のうち136社に対し同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行った。

ア 行為の概要

沖縄県が発注する土木一式工事の入札参加業者100社は、沖縄県発注の特定土木工事(注1)について、また、沖縄県が発注する建築一式工事の入札参加業者103社は、沖縄県発注の特定建築工事(注2)について、それぞれ、遅くとも平成14年4月1日以降、受注価格の低落防止及び受注機会の均等化を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、各工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注1) 沖縄県が、特Aの等級に区分し、一般競争入札、公募型指名競争入札、公示型指名競争入札又は指名競争入札の方法により発注する土木一式工事であって、沖縄県の等級格付を受けている者(これらの者のみを構成員とする特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体を含む。)のみを入札参加者とするもの(地方公営企業管理者が契約者となるものを含む。)

(注2) 沖縄県が、特Aの等級に区分し、一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札(予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないため当該入札を不調とし、随意契約により契約の相手方を決定する場合を含む。)の方法により発注する建築一式工事であって、沖縄県の等級格付を受けている者(これらの者のみを構成員とする特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体を含む。)のみを入札参加者とするもの(地方公営企業管理者が契約者となるものを含む。)

イ 排除措置

沖縄県発注の特定土木工事の前記100社及び特定建築工事の前記103社は、それぞれ、

- a 前記アの行為を取りやめている旨を確認することを取締役会において決議等しなければならない。
- b 前記イaに基づいて採った措置及び今後、前記1の行為と同様の行為を行わず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨を、自社を除く各社及び沖縄県に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

- c 今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、沖縄県が競争入札の方法により発注する土木一式工事又は建築一式工事(地方公営企業管理者が契約者となるものを含む。)について、受注予定者を決定してはならない。
- d 取締役会の決議等により前記イcについて確認しなければならない。

3 し尿処理施設建設工事の入札談合事件(平成18年5月23日告発。同年6月12日追加告発。)

公正取引委員会は、し尿処理施設建設工事に関し、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、11社及びこれら11社の受注業務に従事していた者11名を、同法第74条第1項の規定に基づき、検事総長に告発した。

ア 行為の概要

被告発会社11社及びこれら11社のし尿処理施設建設工事の受注業務に従事していた被告発人11名は、平成16年12月上旬ころ、市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、以後、平成17年7月中旬ころまでの間、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。

イ 罰条

平成17年法律第35号による改正前の独占禁止法第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、第3条、刑法第60条

参考資料 1 - 4 独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針（平成 17 年 10 月 7 日）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 35 号）により，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 89 条から第 91 条までの罪に係る事件（以下「犯則事件」という。）の調査についての規定（独占禁止法第 12 章）を設ける等の改正が行われ，平成 18 年 1 月 4 日から施行されることとなる。改正後の独占禁止法の適正な運用を図るため，公正取引委員会は，同日以降，次の方針に即して，犯則事件の調査及び告発を行っていくこととする。

1 告発に関する方針

(1) 公正取引委員会は，

ア 一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル，供給量制限カルテル，市場分割協定，入札談合，共同ボイコットその他の違反行為であつて，国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案

イ 違反を反復して行っている事業者・業界，排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち，公正取引委員会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案

について，積極的に刑事処分を求めて告発を行う方針である。

(2) ただし，

ア 調査開始日前に最初に課徴金の免除に係る報告及び資料の提出を行った事業者（独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定による報告及び資料の提出を行った事業者をいう。ただし，当該報告又は資料に虚偽の内容が含まれていたこと，追加して求められた報告若しくは資料の提出をせず，又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと及び他の事業者に対し違反行為をすることを強要し，又は他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと（同条第 12 項各号）のいずれかに該当する事実があると認められる事業者を除く。）

イ 当該事業者の役員，従業員等であつて当該独占禁止法違反行為をした者のうち，当該事業者の行った公正取引委員会に対する報告及び資料の提出並びにこれに引き続いて行われた公正取引委員会の調査における対応等において，当該事業者と同様に評価すべき事情が認められるもの

については，告発を行わない。

2 犯則事件の調査

公正取引委員会は，前記 1 (1) ア又はイに該当すると疑うに足りる相当の理由のある独占禁止法違反被疑事件について，犯則事件の調査を行う職員として指定した職員をして調査に当たらせることとし，当該調査の結果，前記 1 (1) ア又はイに該当する犯則の心証を得た場合に，告発する。

3 告発問題協議会

告発に当たっては，その円滑・適正を期するため，検察当局との間で，検察当局側が最高検察庁財政経済係検事以下の検事，公正取引委員会側が犯則審査部長以下の担当官で構成される「告発問題協議会」を開催し，当該個別事件に係る具体的問題点等について意見・情報の交換を行う。

参考資料 1 - 5 入札談合に関して告発を行った事例（平成 2 年度以降）

1. 社会保険庁発注の支払通知書等貼付用シールの入札談合事件

平成 5 年 2 月 2 4 日，支払通知書等貼付用シール供給業者 4 社を検事総長に告発した（同年 1 2 月 1 4 日，東京高等裁判所において有罪判決 [確定] ）。

判決内容：被告会社に 4 0 0 万円の罰金

2. 日本下水道事業団発注の電気設備工事の入札談合事件

平成 7 年 3 月 6 日，重電機器メーカー 9 社を検事総長に告発した。さらに同年 6 月 7 日，9 社の受注業務に従事していた者 1 7 名と日本下水道事業団の発注業務に従事していた者 1 名を検事総長に追加告発した（平成 8 年 5 月 3 1 日，東京高等裁判所において有罪判決 [確定] ）。

判決内容：被告会社に 4 0 0 0 万円から 6 0 0 0 万円の罰金，被告会社の受注業務に従業していた者に懲役 1 0 月（執行猶予各 2 年），日本下水道事業団の発注業務に従事していた者に懲役 8 月（執行猶予 2 年）

3. 東京都発注の水道メーターの入札談合事件

平成 9 年 2 月 4 日，水道メーターの製造業者ら 2 5 社及びこれら 2 5 社の受注業務に従事していた者 3 4 名を検事総長に告発した（同年 1 2 月 2 4 日，東京高等裁判所において有罪判決 [確定] ）（一部の者は上告したが，上告棄却（平成 1 2 年 9 月 2 5 日），確定）。

判決内容：被告会社に 5 0 0 万円から 9 0 0 万円の罰金，被告会社の受注業務に従事していた者に懲役 6 月から 9 月（執行猶予各 2 年）

4. 防衛庁調達実施本部発注の石油製品の入札談合事件

平成 1 1 年 1 0 月 1 3 日，防衛庁調達実施本部発注の石油製品の納入業者 1 1 社を検事総長に告発した（東京高等検察庁は同年 1 1 月 9 日起訴）。さらに，同年 1 1 月 9 日，受注業務に従事していた者 9 名を検事総長に追加告発した（東京高等検察庁は同日起訴，同 1 6 年 3 月 2 4 日，東京高等裁判所において有罪判決 [確定] ）（一部の者は上告したが，上告棄却（平成 1 7 年 1 1 月 2 1 日），確定）。

判決内容：被告会社に 3 0 0 万円から 8 0 0 0 万円の罰金，被告会社の受注業務に従事していた者に懲役 6 月から 1 年 6 月（執行猶予 2 年から 3 年）

5. 東京都発注の水道メーターの入札談合事件

平成 1 5 年 7 月 2 日，水道メーターの製造販売業者 4 社及びこれら 4 社の受注業務に従事していた者等 5 名を検事総長に告発した（東京高等検察庁は同年 7 月 2 3 日起訴，平成 1 6 年 3 月 2 6 日，同年 4 月 3 0 日，同年 5 月 2 1 日，東京高等裁判所において有罪判決

[確定]。

判決内容：被告会社に2000万円から3000万円の罰金，被告会社の受注業務に従事していた者に懲役1年から1年2月（執行猶予各3年）

6. 国土交通省発注の鋼橋上部工事の入札談合事件

平成17年5月23日，鋼橋上部工事業者8社を検事総長に告発した。さらに，同年6月15日，鋼橋上部工事業者18社及び受注業務に従事していた者8名を検事総長に追加告発した（東京高等検察庁は同日起訴）。

7. 日本道路公団発注の鋼橋上部工事の入札談合事件

平成17年6月29日，鋼橋上部工事業者3社を検事総長に告発した。また，同年8月1日，鋼橋上部工事業者3社，受注業務に従事していた者4名，日本道路公団元理事及び同副総裁を，さらに，同月15日，同理事を，それぞれ，検事総長に追加告発した（東京高等検察庁は同月1日，鋼橋上部工事業者3社，受注業務に従事していた者4名及び日本道路公団元理事を，同月15日，同副総裁を，同月19日，同理事を，それぞれ起訴）。

8. し尿処理施設建設工事の入札談合事件

平成18年5月23日，建設工事業者11社を検事総長に告発した。また，同年6月12日，受注業務に従事していた者11名を検事総長に追加告発した。

参考資料 1 - 6 平成 17 年度における独占禁止法違反事件の処理状況について（概要）

平成 18 年 5 月 31 日
公正取引委員会

迅速かつ実効性のある法運用という基本方針の下、特に、価格カルテル・入札談合行為、中小事業者に不当な不利益を与える優越的地位の濫用・不当廉売などの不公正な取引方法等の独占禁止法違反行為に対し厳正かつ積極的に対処。

1 審査事件の概況

平成 17 年度においては、19 件、延べ 492 名の事業者に対し法的措置。このうち 2 件は改正独占禁止法に基づく排除措置命令。

具体的には、入札談合 13 件、価格カルテル 4 件、不公正な取引方法 2 件と社会的ニーズに的確に対応した実効性ある多様な事件処理。

改正独占禁止法により導入された課徴金減免に係る報告等の件数は 26 件。

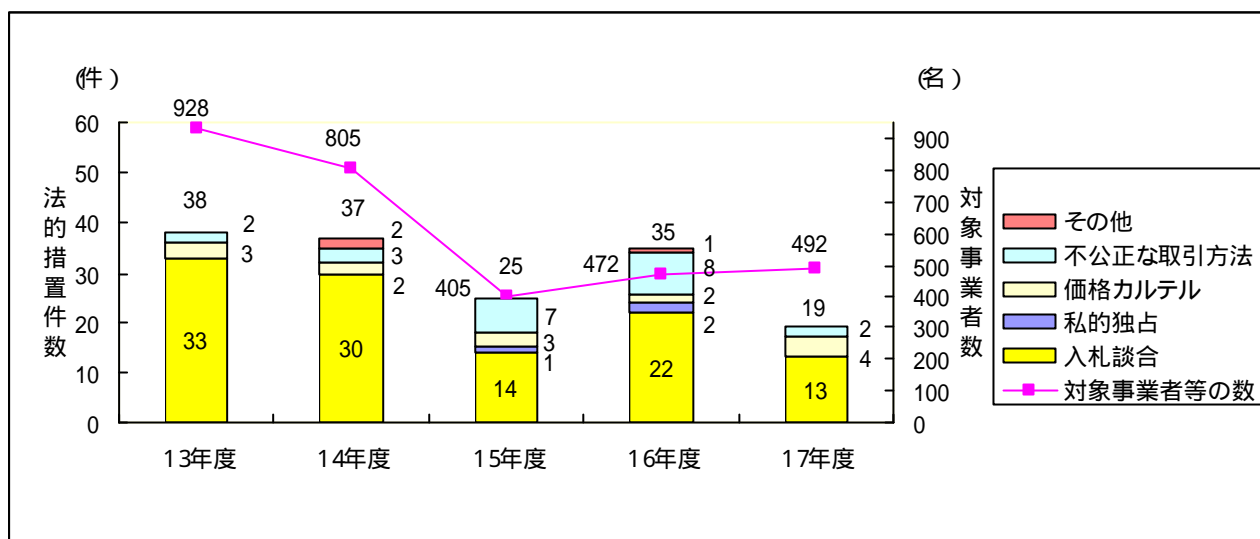
迅速な法運用については、平成 17 年度において法的措置を採った全事件の平均審査期間は約 8 か月で、改正独占禁止法施行後、事前手続を経て、排除措置命令と課徴金納付命令を同時に行った事件を含んでいるにもかかわらず、前年度と同水準を維持。

国土交通省発注の鋼橋上部工事に係る入札談合事件について、26 社 8 名を、日本道路公団発注の鋼橋上部工事に係る入札談合事件について、6 社 7 名を、それぞれ検事総長に告発。

日本道路公団発注の鋼橋上部工事に係る入札談合事件について、同公団総裁に対して、官製談合防止法に基づく改善措置を要求。

平成 17 年度において、課徴金については、延べ 399 事業者に対して、188 億 7014 万円の納付命令が確定した（過去最高額）。

第1図 法的措置件数と対象事業者数の推移

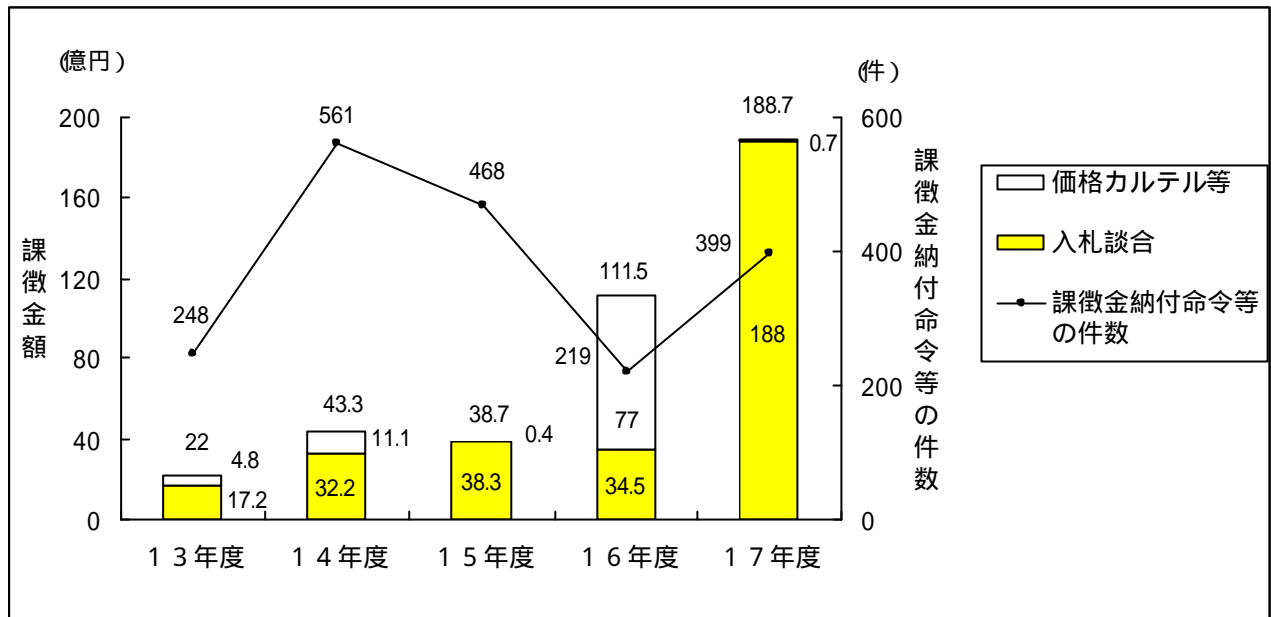


第1及び第2に関する問い合わせ 公正取引委員会事務総局審査局管理企画課
 電話 03-3581-3381 (直通)

第3及び第4に関する問い合わせ 公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室
 電話 03-3581-5478 (直通)

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

第2図 課徴金額等の推移



2 主な事件

(1) 入札談合・価格カルテルへの厳正な対処

国土交通省関東地方整備局，東北地方整備局及び北陸地方整備局並びに日本道路公団発注の鋼橋上部工事に係る入札談合事件（平成17年9月29日 勧告，同年11月18日 勧告審決（40社） 審判開始決定（5社（うち1社については平成18年5月15日同意審決）））

日本道路公団発注の情報表示設備工事に係る入札談合事件（平成17年4月7日 国土交通省関東地方整備局，同中部地方整備局，同近畿地方整備局及び同中国地方整備局発注の同工事に係る入札談合事件と合わせて延べ6社に対し勧告，同月27日 勧告審決）

沖縄県発注の土木工事に係る入札談合事件（平成18年3月29日 建築工事に係る入札談合事件と合わせて延べ152名に対し排除措置命令）

改正独占禁止法に基づき，事前手続を経て，排除措置命令と課徴金納付命令を同時に行った事件。

アルミニウム箔の製造販売業者ら7社による同製品の需要者渡し価格カルテル事件（平成17年11月11日 延べ7社に対し勧告，同年12月12日 勧告審決）

住宅用グラスウールの製造販売業者3社による同製品の卸売業者向け販売価格カルテル事件（平成17年10月20日 3社に対し勧告，同年11月18日 勧告審決）

(2) 中小事業者等に不当な不利益をもたらす違反行為への厳正・迅速な対応

金利スワップの販売に係る大手都市銀行による融資取引先事業者に対する優越的地位の濫用事件（平成17年12月2日 勧告，同月26日 勧告審決）

大規模小売事業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件（平成17年4月15日 勧告，同年5月12日 勧告審決）

(3) 公共調達分野におけるダンピング受注問題への対応

財務省発注の近代金貨の売却業務に係るインターネットオークション運営補助業務等の入札におけるダンピング受注事件(平成17年12月9日 2社に対し警告)

(4) IT・公益事業分野，知的財産権分野への積極的対応

オール電化等に関する営業に係る差別的取扱い事件(平成17年4月21日 警告)

リスティング広告における排他的契約についての審査事件(平成17年10月21日 審査打切り・公表)

(5) 競争者排除行為等への厳正な対処

福山市医師会による医療機関の開設等の制限事件(平成17年12月27日 警告)

宮城県私立学校連合会による加盟校の事業活動の制限事件(平成17年12月15日 警告)

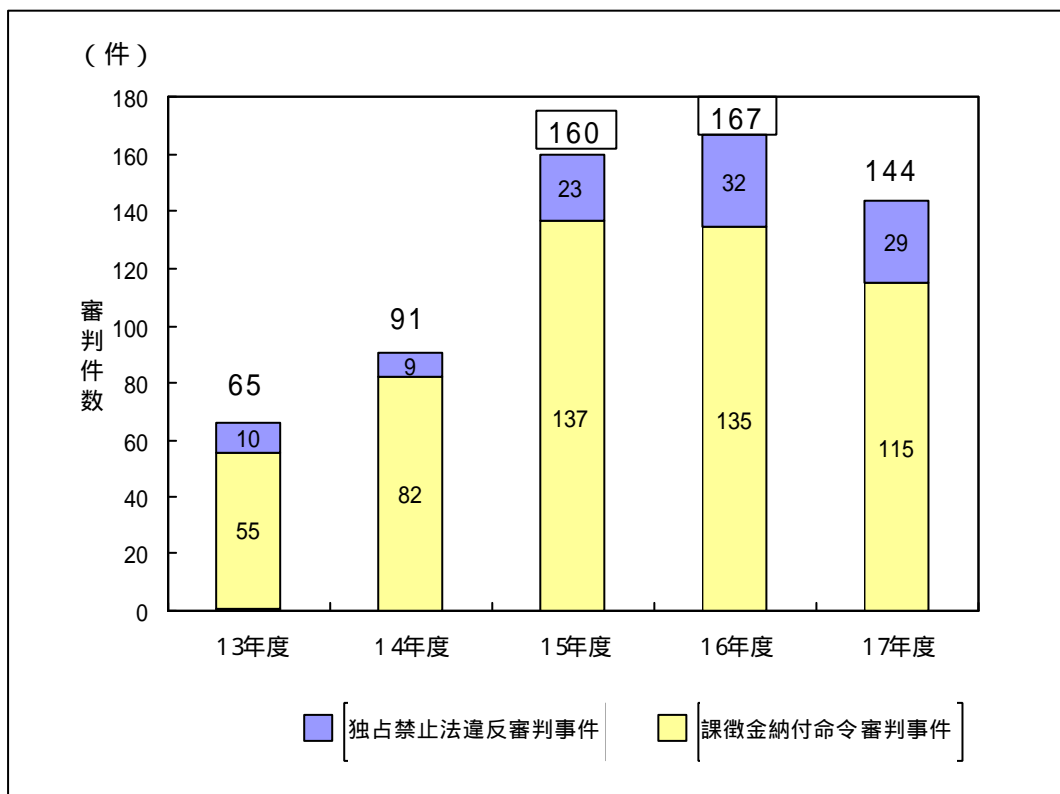
3 審判及び審判審決

19件の審判開始決定を行う一方，審判手続を経た審決として24件の審決。

平成17年度中の審判係属事件は144件(うち115件は課徴金納付命令に係るもの)であり，ここ数年高水準で推移している。

件数は，景品表示法違反審判事件を除く。

第3図 審判係属件数の推移



参考資料 1 - 7 入札談合事件に係る損害賠償請求訴訟等の事例

1 旧埼玉土曜会入札談合事件（平成4年6月3日勧告審決）

（住民訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
1 最高裁(一小) 13(行ツ)235 13(行ヒ)217	(上告人) 埼玉県住民 (損害賠償請求)	(被上告人) 建設業者25名	66億円	4. 8.14 提起(浦和地裁) 12. 3.13 判決(訴え却下) 12. 3.25 控訴(東京高裁) 13. 4.26 判決(控訴棄却) 13. 4.27 上告及び上告受理申立て 15. 6.26 決定(上告棄却,不受理)

2 社会保険庁発注支払通知書等貼付用シール入札談合事件（平成5年4月22日勧告審決）

（不当利得返還請求訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
2 最高裁(一小) 13(オ)757 13(受)747	(被上告人) 国(社会保険庁) (不当利得返還請求)	(上告人) シール業者1名	15億2272万円	5.12.17 提起(東京地裁) 12. 3.31 判決(請求一部容認) * 不当利得額を14億6040万2996円と認定 12. 4.13 控訴(1社のみ,他の被告2社は判決確定) 13. 2. 8 判決(控訴棄却) 13. 2.19 上告及び上告受理申立て 14. 3.28 決定(上告棄却,不受理)

3 米国空軍契約センター発注電気通信設備運用・保守業務入札談合事件（平成6年3月30日課徴金納付命令審決）

（独占禁止法第25条訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
3 東京高裁 11(ワ)1	アメリカ合衆国 (損害賠償請求)	電気通信設備業者1名	20億円	11. 9.29 提起 15. 3.17 和解

4 日本下水道事業団発注電気設備工事談合事件（平成7年7月12日課徴金納付命令）

（住民訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
4 名古屋高裁 15(行コ)40	(上告人) 四日市市住民 (損害賠償請求)	(被上告人) 日本下水道事業団 電気設備工事業者1名	4692万1600円	7.12.21 提起(津地裁) 13. 3.29 判決(請求一部容認) * 四日市市の被った損害の相当額を,本件契約の7パーセントに当たる1535万7300円と認定 13. 4.11 控訴(名古屋高裁) 14. 4.24 判決(訴え却下) 14. 4.26 上告受理申立て 15.10.20 和解

5	横浜地裁 14(行ウ)64	横浜市等住民 (損害賠償請求)	日本下水道事業 団 電気設備工事業 者9名	7億2010万 円	8. 2.19 提起(横浜地裁) 11.11.17 判決(訴え却下) 11.11.30 控訴(東京高裁) 12. 3. 9 控訴人中14名取下げ 13. 9.19 判決(行ウ)10~14(控訴棄 却),(行ウ)15(原判 決取消し) 13. 9.26~10. 2 上告及び上告受理申 立て 14. 4.26 判決(行ツ)1(上告棄却) 10.15 判決(行ヒ)1(破棄横浜地裁 差戻し) 決定(行ツ)2,7(不受理) (行ヒ)2,7(上告棄却) 16. 3.31 6社和解
6	名古屋高裁 13(行コ)37	(被控訴人) 愛知県住民 (損害賠償請求)	(控訴人) 日本下水道事業 団 電気設備工事業 者1名 名古屋市長ほか 1名	2億3192万 5100円	8. 2.21 提起(名古屋地裁) 13. 9. 7 判決(請求一部容認) * 名古屋市の被った損害の相当 額を,本件各契約の5パーセント又 は8パーセントに当たる計5692万 8100円と認定 13. 9.11 控訴(名古屋高裁) 15. 2.24 和解
7	静岡地裁 14(行ウ)9	島田市住民 (損害賠償請求)	日本下水道事業 団 電気設備工事業 者9名	2億2756万 円	8. 2.22 提起(静岡地裁) 10. 7.17 判決(訴え却下) 10. 7.29 控訴(東京高裁) 11. 4.28 判決(控訴棄却) 11. 5.11 上告 15. 2.19 判決(破棄静岡地裁差戻し) 16. 5.28 和解・取下げにより終了
8	東京地裁 14(行ウ)308	町田市住民 (損害賠償請求)	日本下水道事業 団 電気設備工事業 者9名	2億240万 円	8. 2.22 提起(東京地裁) 11. 1.28 判決(訴え却下) 11. 2. 5 控訴(東京高裁) 11.12.20 判決(取消差戻し) 11.12.24~27 上告 14. 7. 8 判決(行ツ)75~83棄却 決定(行ヒ)78不受理 14. 7.18 判決(行ヒ)76,77,79~85棄 却 16.7.29 和解(東京地裁)

9	千葉地裁 14(行ウ)56	千葉市住民 (損害賠償請求)	日本下水道事業 団 電気設備工事業 者9名	2億9458万 円	8. 2.22 提起(千葉地裁) 11. 5.17 判決(訴え却下) 11. 5.28 控訴(東京高裁) 12. 9.19 判決(控訴棄却) 12.10. 2 上告及び上告受理申立て 14. 5. 1 決定(上告棄却) 14.10.15 判決(破棄千葉地裁差戻し) 16. 4.13 和解
10	最高裁(一 小) 14(行ヒ)17 14(行ツ)18	(被上告人) 鳥取県住民 (損害賠償請求)	(上告人) 日本下水道事業 団	3319万円	8. 2.24 提起(鳥取地裁) 12. 3.28 判決(請求一部認容) * 鳥取県の被った損害の相当額 を、本件請負契約代金額の10八 °-セントに当たる1508万9500円と 認定 12. 4. 6~7 控訴(広島高裁) 13.10.12 判決(請求一部認容) * 鳥根県の被った損害の相当額 を、本件請負契約代金額の5パ- セントに当たる834万4750円と認 定 13.10.24~25 上告及び上告受理申立て 14.12.19 決定(上告棄却,不受理)
11	さいたま地裁 5(行ウ)9	(控訴人) 鶴ヶ島市住民 (損害賠償請求)	(被控訴人) 日本下水道事業 団 電気設備工事業 者9名	2億5501万 円	8. 4. 9 提起(浦和地裁) 14. 3.27 判決(訴え却下) 14. 4. 9 控訴(東京高裁) 14.12.25 判決(破棄さいたま地裁差戻 し) 16. 4.26 2社和解
12	東京地裁 8(行ウ)190	八王子市住民 (損害賠償請求)	日本下水道事業 団 電気設備工事業 者9名	7370万円	8. 9. 3 提起(東京地裁) 11. 1.28 判決(訴え却下) 11. 2. 5 控訴(東京高裁) 12. 3. 2 判決(控訴棄却) 12. 3.16 上告 14. 4.26 判決(行ツ)188(上告棄却) 14.10.15 判決(行ヒ)180(破棄東京地 裁差戻し) 16. 6. 3 和解
13	さいたま地裁 15(行ウ)8	(控訴人) 埼玉県住民 (損害賠償請求)	(被控訴人) 日本下水道事業 団 電気設備工事業 者9名	4234万円	8. 2.14 提起(浦和地裁) 14. 3.27 判決(訴え却下) 14. 4. 9 控訴(東京高裁) 14.12.25 判決(破棄さいたま地裁差戻 し) 16. 4.26 2社和解

14	大阪高裁 14(行コ)63	(控訴人) 大阪府住民 (損害賠償請求)	(被控訴人) 日本下水道事業 団 電気設備工事業 者9名	2億4639万 円	8.2.20 提起(大阪地裁) 11.10.28 判決(訴え却下) 11.11.11 控訴(大阪高裁) 13.1.24 判決(控訴棄却) 13.2.6 上告及び上告受理申立て 14.5.1 決定(行ツ)116(上告棄却) 14.7.18 判決(行ヒ)104(破棄大阪 高裁差戻し) 15.5.28 和解
15	広島高裁 松江支部 13(行コ)7	島根県住民 (損害賠償請求)	日本下水道事業 団 電気設備工事業 者2名	4億1608万 7452円	8.2.20 提起(松江地裁) 13.9.19 判決(請求一部認認) * 島根県の被った損害の相当額 を, 本件請負契約の請負代金額 の合計額5パーセントに当たる2694 万9950円と認定 13.9.30 双方控訴 15.3.19 控訴取下げ
16	名古屋高裁 14(行コ)66	(被控訴人) 三重県住民 (損害賠償請求)	(控訴人) 日本下水道事業 団 電気設備工事業 者ほか3名	1億3484万 円	9.12.26 提起(津地裁) 13.3.29 判決(請求一部認認) * 三重県の被った損害の相当額 を, 本件契約の7パーセントに当 たる5443万3950円と認定 13.5.9 控訴(名古屋高裁) 14.2.8 判決(控訴棄却) 14.2.18 上告受理申立て 14.11.22 判決(破棄名古屋高裁差戻 し) 15.5.12 和解

5 デジタル計装制御システム工事入札談合事件(平成7年8月8日課徴金納付命令)

(住民訴訟)

	事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
17	富山地裁 14(行ウ)4	富山県住民 (損害賠償請求)	計装設備工事業 者4名	1億2689万 円	8.2.19 提起(富山地裁) 9.4.16 判決(訴え却下) 9.4.30 控訴(名古屋高裁) 10.4.22 判決(控訴棄却) 10.5.6 上告 14.4.19 決定(行ツ)245(上告棄却) 14.7.2 判決(行ヒ)51(破棄富山地 裁差戻し) 15.5.2 和解

18	名古屋地裁 14(行ウ)29	愛知県住民 (損害賠償請求)	愛知県知事ほか 1名 計装設備工事業 者2名	6億660万 円	8.2.21 提起(名古屋地裁) 11.4.7 判決(訴え一部却下) 11.4.21 控訴(名古屋高裁) 11.12.16 判決(控訴棄却) 11.12.28 上告 14.4.19 決定(行ツ)91(上告棄却) 14.7.2 判決(行ヒ)91(破棄名古屋地 裁差戻し) 14.12.13 和解
19	名古屋高裁 13(行コ)38 上記5事件から 弁論分離	(被控訴人) 愛知県住民 (損害賠償請求)	(控訴人) 愛知県職員1名 計装設備工事業 者2名	6億660万 円	8.2.21 提起(名古屋地裁) 13.9.7 判決(請求一部認容) * 愛知県の被った損害の相当額 を,本件各契約の5パーセントに当 たる金4851万3000円と認定 13.9.11 控訴 14.12.13 和解
20	最高裁(三小) 13(行ツ)188 13(行ヒ)181	(被上告人) 奈良県住民 (損害賠償請求)	(上告人) 計装設備工事業 者2名	2億628万 円	8.2.21 提起(奈良地裁) 11.10.20 判決(請求一部認容) * 奈良県の被った損害の相当額 を,本件契約(2件認容)の5パー セントに当たる金4571万円と認定 11.10.28~11.2 控訴(大阪高裁) 13.3.8 判決(請求一部認容) * 奈良県の被った損害の相当額 を,本件契約(1件のみ認容)の 5パーセントに当たる金4040万円と 認定 13.3.24 上告及び上告受理申立て 14.10.15 決定(上告棄却,不受理)
21	東京高裁 14(行コ)60	(控訴人) 東京都住民 (損害賠償請求)	(被控訴人) 計装設備工事業 者5名	2億4098万 円	8.2.22 提起(東京地裁) 14.1.31 判決(請求棄却) 14.2.8 控訴 15.4.25 和解
22	津地裁 14(行ウ)27	三重県住民 (損害賠償請求)	計装設備工事業 者1名	4290万円	8.3.13 提起(津地裁) 10.8.20 判決(訴え却下) 10.8.31 控訴(名古屋高裁) 11.9.16 判決(控訴棄却) 11.9.28 上告 14.7.2 判決(破棄津地裁差戻し) 15.5.6 和解
23	名古屋高裁 10(行コ)28	(控訴人) 名張市住民 (損害賠償請求)	(被控訴人) 計装設備工事業 者1名	1540万円	8.5.20 提起(津地裁) 10.8.20 判決(請求棄却) 10.9.2 控訴 11.5.20 判決(控訴棄却)(確定)

6 東京都発注水道メーター入札談合事件（平成9年4月18日勧告審決）

（独占禁止法第25条訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
24 東京高裁 10(ワ)1	東京都 (損害賠償請求)	水道メーター業者25名	42億6334万1875円	10.4.14 提起 14.10.4 和解

（住民訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
25 東京地裁 9(行ウ)142	東京都住民 (損害賠償請求)	東京都水道局長 水道メーター業者26名	42億5000万円	9.6.9 提起 15.1.7 訴え取下げ

7 群馬県及び沼田市発注土木工事等入札談合事件（平成10年1月23日勧告審決）

（住民訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
26 東京高裁 15(行コ)186	(被控訴人) 沼田市住民 (損害賠償請求)	(控訴人) 建設業者7名	12億252万円	10.4.20 提起 15.6.13 判決(請求一部認容) * 群馬県及び沼田市の被った損害の相当額を、本件各契約の5%に当たる金3億503万7925円と認定 15.6.26,27,30 控訴 16.7.26 和解

8 愛知県発注土木工事及び名古屋市発注舗装工事・道路復旧工事入札談合事件（平成10年4月23日勧告審決）

（住民訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
27 名古屋地裁 10(行ウ)45	愛知県住民 (愛知県) (損害賠償請求)	愛知県知事 土木・舗装工事業者14名	3億2714万円	10.8.26 提起 13.2.28 和解
28 名古屋地裁 10(行ウ)46	愛知県住民 (名古屋市) (損害賠償請求)	名古屋市長ほか1名 土木・舗装工事業者14名	27億7422万円	10.8.26 提起 13.9.5 和解
29 名古屋地裁 10(行ウ)53	愛知県住民 (名古屋市) (損害賠償請求)	名古屋市長ほか1名 土木・舗装工事業者8名	4億736万円	10.10.20 提起 13.9.5 和解

9 神奈川県座間市発注土木工事及び舗装工事入札談合事件（平成10年8月21日勧告審決）

（住民訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
30 東京高裁 14(行ウ)147	(被控訴人) 座間市住民 (損害賠償請求)	(控訴人) 土木・舗装工事 業者12名	10億6846 万円	11.1.11 提起(横浜地裁) 14.4.24 判決(10(行ウ)43は請求一部 容認,11(行ウ)2は却下) * 座間市の被った損害の相当額 を,(現実の落札価格)-(入札 予定価格より3パーセント低い額) に当たる金149万1000円と認 定 14.5.7 控訴 14.12.24 判決(控訴棄却)(確定)

10 大阪府、大阪市及び京都市発注低食塩次亜塩素酸ソーダ入札談合事件（平成11年1月25日勧告審決）

（独占禁止法第25条訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
31 東京高裁 11(ワ)2	大阪市 (損害賠償請求)	次亜塩素酸製造 業者10名	3億6739万 1687円	11.10.23 提起 14.6.3 和解
32 東京高裁 11(ワ)3	大阪市 (損害賠償請求)	次亜塩素酸製造 業者7名	3905万261 円	11.10.23 提起 14.6.3 和解

（民法第709条訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
33 大阪地裁 11(ワ)4154	大阪府 (損害賠償請求)	次亜塩素酸製造 業者10名	6219万円	11.4.22 提起 13.12.28 和解
34 京都地裁 11(ワ)2882	京都市 (損害賠償請求)	次亜塩素酸製造 業者9名	2億4762万 円	11.11.9 提起 12.3.22 11(行ウ)20への共同訴訟参 加 15.12.24 和解

（住民訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
35 京都地裁 11(行ウ)20	京都市住民 (違法公金支出金返 還請求)	次亜塩素酸製造 業者13名	2億4762万 円	11.7.28 提起 15.12.24 和解

11 京都市上下水道事業管理者発注の低食塩次亜塩素酸ソーダの入札に係る住民訴訟（平成11年1月25日審決）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
36 京都地裁 11(行ウ)20 11(ワ)2882 共同訴訟参加事 件	京都市住民 (違法公金支出金返 還請求) 参加原告 京都市	次亜塩素酸製造 業者ほか	2億4762万 円	11.7.28 提起 15.12.24 和解

1 2 ダクタイル鑄鉄管製造業者による受注シェア協定事件（平成11年4月22日勸告審決）

（住民訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
37 名古屋高裁 13（行コ）31	（被控訴人） 四日市市住民 （損害賠償請求）	（控訴人） 鑄鉄管製造業者 4名	2692万8526 円	10.6.2 提起（津地裁） 13.7.5 判決（請求一部容認） * 四日市市の被った損害の相当額 を、本件各契約の10パーセントに 当たる金1307万8948円と認定 13.7.17 控訴 14.11.21 和解
38 仙台地裁 11（行ウ）12	仙台市住民 （損害賠償請求を怠 る事実の違法却認請 求）	仙台市ガス事業 管理者1名		11.6.23 提起 13.12.3 訴え取下げ

1 3 千葉県等発注の建設コンサルタント業務等入札談合事件（平成11年9月8日勸告審決）

（住民訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
39 千葉地裁 12（行ウ）51	千葉市住民 （損害賠償請求）	建設コンサル タント業者9名	11億2993 万5976円	12.8.3 提起 13.10.30 判決（訴え却下）（確定）

1 4 福井県等発注の公園施設工事入札談合事件（平成11年9月24日勸告審決）

（住民訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
40 福井地裁 15（行ウ）18	福井県市住民 （損害賠償履行請 求）	福井県知事	95万円	15.11.20 提起 18.1.25 判決（請求一部容認）（確定） * 福井県の被った損害の相当額 を、本件各契約の5パーセントに当 たる金1510万6615円と認定

1 5 防衛庁調達実施本部発注のジェット燃料入札談合事件（平成11年12月20日勸告審決）

（不当利得返還請求訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
41 東京地裁 17（ワ）26475	国（防衛庁） （不当利得返還請 求）	石油業者11名	133億6600 万円	17.12.19 提起

1 6 北海道上川支庁発注の農業土木工事等入札談合事件（平成12年6月16日勸告審決）

（住民訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
42 札幌地裁 12（行ウ）29	札幌市住民 （損害賠償請求）	農業土木工事業 者6名	7846万9125 円	12.12.14 提起

17 陸上自衛隊発注の通信機用乾電池入札談合事件（平成12年12月22日勧告審決）

（不当利得返還請求訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
43 東京地裁 16(ワ)23462	国(防衛庁) (不当利得返還請求)	乾電池製造業者 3名	7億円	16.11.5提起

18 町田市発注の土木一式工事，建築一式工事及びほ装工事入札談合事件（平成13年2月9日勧告審決及び平成15年6月13日課徴金納付命令審決）

（独占禁止法第25条訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
44 東京高裁 16(ワ)2	町田市 (損害賠償請求)	土木・ほ装工事業者 52名	11億5039 万9935円	16.7.20提起 17.10.7和解(37名) 17.11.29訴え取下げ(1名) 18.1.18和解(1名) 18.1.27判決(請求一部認容)(12名) * 町田市の被った損害の相当額を，本件各契約の5パーセントに当たる金3億4342万0707円と認定

19 富山県等発注の防水工事等入札談合事件（平成13年3月6日勧告審決）

（住民訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
45 富山地裁 13(行ウ)6	富山市住民 (損害賠償請求)	防水工事業者 22名	9993万3333 円	13.11.17提起 15.12.26和解

20 広島市水道局発注の上水道本管工事入札談合事件（平成13年3月30日勧告審決及び平成14年7月25日審判審決）

（独占禁止法第25条訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
46 東京高裁 16(ワ)1	広島市 (損害賠償請求)	水道工事業者 26社	12億9284 万635円	16.2.25提起 17.10.28和解(22社)， 請求認諾(2社) 17.12.9請求認諾(1社) 18.2.17判決(請求一部認容)(1社) (確定)

21 福島県内の官公庁発注の航空測量業務入札談合事件（平成13年6月19日勧告審決）

（独占禁止法第25条訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
47 東京高裁 15(ワ)1	福島県 (損害賠償請求)	航空写真測量業者 8名	3億1831万 6078円	15.3.31提起 17.12.20和解

2 2 宮城県内の官公庁発注の航空写真測量業入札談合事件（平成13年6月19日勧告審決）

（民法第709条訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
48 仙台地裁 15(ワ)361	仙台市 (損害賠償請求)	航空写真測量業 者8名	1億3699万 円	15. 3.27 提起 17.10.26 和解
49 仙台地裁 15(ワ)365	宮城県 (損害賠償請求)	航空写真測量業 者8名	1億650万 円	15. 3.27 提起 17. 7.11 和解

2 3 山形県発注の農業土木工事の入札に係る住民訴訟（平成13年9月6日審決）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
50 山形地裁 13(行ウ)3	山形県住民 (山形県) (損害賠償請求)	山形県知事 建設業者5名	6億176万 円	13.11.28 提起 15. 7.15 和解

2 4 高槻市発注の上水道本管工事入札談合事件（平成13年11月7日勧告審決）

（民法709条訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
51 大阪地裁 14(ワ)3005 52 14(ワ)4057	高槻市 (損害賠償請求)	水道工事業者27 名	13億3482 万円	14. 3.28 提起 14. 7.30 和解(3005号事件) 16. 3.30 和解(15社) 18. 2.22 判決(請求一部認容)(確定) * 高槻市の被った損害の相当額 を、本件各契約の8パーセントに当 たる金3237万324円と認定

2 5 新都市建設公社発注の特定土木置工事入札談合事件（平成14年1月28日勧告審決）

（住民訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
53 東京地裁 14(行ウ)231	東京都住民 (損害賠償請求)	建設業者10名		14. 3.28 提起

2 6 三重県発注の測量業務入札談合事件（平成14年5月29日審決）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
54 津地裁 16(ワ)302~ 319	三重県	測量業者17名	14億円	16. 8.20 提起 17. 3.29 全社和解

2 7 川越市発注の土木及び舗装工事の入札談合事件（平成14年5月31日審決）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
55 さいたま地裁 14(行ウ)40	川越市住民	土木・舗装工事業 者20名	21億1000 万円	14. 8.23 提起 17. 1.17 和解・取下げにより終了

2 8 東京都発注の道路標識設置工事等入札談合事件（平成14年7月30日勧告審決）

（独占禁止法第25条訴訟）

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
56 東京高裁 17(ワ)6	東京都 (損害賠償請求)	道路標識設置業 者等28名	9億5707万 5139円	17.10.28 提起 18. 3. 7 請求認諾(2社)

29 東京都発注のプログラム多段式交通信号機新設工事等入札談合事件(平成15年3月28日勧告審決)

(独占禁止法第25条訴訟)

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
57 東京高裁 18(ワ)1	東京都 (損害賠償請求)	交通信号機業者 4名	2億5861万 2934円	18. 2. 3 提起

30 大阪府発注の配水管工事跡ほ装復旧工事入札談合事件(平成16年5月18日勧告審決)

(独占禁止法第25条訴訟)

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
58 東京高裁 18(ワ)2	大阪府 (損害賠償請求)	土木・舗装工事業者 5名	1億3947万 684円	18. 4. 6 提起

31 地方自治体発注のごみ焼却施設建設談合事件(平成18年6月27日審判審決)

(住民訴訟)

事件の表示等	原告	被告	請求額	訴訟経過
59 さいたま地裁 11(行ウ)11	浦和市住民 (損害賠償請求)	建設業者1名	54億9105 万円	11. 3. 5 提起 16. 5. 18 訴え取下げ
60 新潟地裁 11(行ウ)6	新潟県住民 (違法公金支出返還 請求)	建設業者ほか1 名	93億9000 万円	11. 3. 23 提起 14. 7. 8 請求棄却(確定)
61 福島地裁 11(行ウ)3	いわき市住民 (支払命令差止め等 請求事件)	いわき市長ほか 4名	69億9369 万円	11. 4. 21 提起
62 東京高裁 18(行コ)12	(被控訴人) 上尾市住民 (損害賠償請求)	(控訴人) 建設業者1名	34億4000 万円	12. 1. 26 提起 17. 11. 30 判決(請求一部認容) * 上尾市の被った損害の相当額 を, 本件請負契約の請負代金額 の5パーセントに当たる8億8580万 円と認定 17. 12. 13 控訴
63 大阪高裁 17(行コ)91	(被控訴人) 京都市住民 (損害賠償請求)	(控訴人) 京都市長, 建設業者1名	76億8500 万円	12. 2. 10 提起(地裁3号事件) 12. 3. 17 提起(地裁7号事件) 17. 8. 31 判決(請求一部認容) * 京都市の被った損害の相当額 を, 本件請負契約の請負代金額 の5パーセントに当たる11億4450 万円と認定 17. 9. 13 控訴
64 大阪地裁 12(行ウ)67	大阪市住民 (損害賠償請求)	建設業者1名	12億1800 万円	12. 7. 13 提起
65 東京地裁 12(行ウ)185	東京都住民 (損害賠償請求)	建設業者5名	307億8117 万円	12. 7. 14 提起
66 神戸地裁 12(行ウ)30	神戸市住民 (損害賠償請求)	建設業者1名	95万円	12. 7. 19 提起

67 ・ 68	東京高裁 18(行又)20 18(行又)21	(被控訴人) 横浜市住民 (損害賠償請求)	(控訴人) 建設業者2名	41億2000 万円	12.7.21 提起 18.6.21 判決(請求一部認容) * 横浜市の被った損害の相当額 を、本件請負契約の請負代金額 の5パーセントに当たる30億1790 万円と認定 18.6.30, 7.20 控訴
69 ・ 70	神戸地裁 12(行ウ)32, 33	尼崎市住民 (損害賠償請求)	建設業者4名	10億6090 万円	12.7.28 提起(32号, 33号) 17.6.3 訴え取下げ(32号, 33号)
71	12(行ウ)52	同上	同上	同上	12.12.27 提起(52号)
72	名古屋地裁 12(行ウ)43	名古屋市住民 (公金不正支出差止 め等請求)	名古屋市長	388億5000 万円	12.8.2 提起 13.7.6 判決(訴え却下)(確定)
73	福岡高裁 18(行コ)20	(被控訴人) 福岡市住民 (損害賠償請求)	(控訴人) 福岡市長, 建設業者5名	29億8288 万円	12.8.3 提起 18.4.25 判決(請求一部認容) * 福岡市の被った損害の相当額 を、本件請負契約の請負代金額 の7パーセントに当たる20億8801 万6000円と認定 18.4.29~5.9 控訴
74	東京高裁 18(行コ)149	(被控訴人) 町田市住民 (損害賠償請求)	(控訴人) 環境組合, 建設業者1名	40億5238 万500円	12.8.4 提起 18.4.28 判決(請求一部認容) * 町田市の被った損害の相当額 を、本件請負契約の請負代金額 の5パーセントに当たる12億8647 万円と認定 18.5.11 控訴
75	鳥取地裁 12(行ウ)2	米子市住民 (損害賠償請求)	米子市長, 建設業者1名	14億2590 万円	12.8.9 提起
76	新潟地裁 12(行ウ)13	新潟県豊栄市住民 (損害賠償請求)	建設業者ほか1 名	2億5441万 円	12.10.6 提起
77	東京高裁 17(行コ)223	(控訴人) 熱海市住民 (損害賠償請求)	(被控訴人) 建設業者1名	13億5733 万円	12.10.20 提起 13.6.28 判決(訴え却下) 13.7.11 控訴 14.2.20 判決(控訴棄却) 14.3.6 上告 14.11.12 判決(静岡地裁差戻し) 17.7.29 判決(請求棄却) 17.8.3 控訴

(注1) 平成18年7月末現在で把握している訴訟(審決及び課徴金納付命令が確定している事件を対象としたもの)を掲載している。

(注2) 談合事件は審決等の順番による。

(注3) 印のある事件の原審判決における損害額については、いずれも民事訴訟法第248条を適用し、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき認定されたものである。

(注4) 網かけは、係属中のもの。

参考資料 1 - 8 入札談合による損害賠償額の算定について

- 1 入札談合により生じた損害額（談合による契約価格の上昇分）については，民事訴訟法第 248 条に基づき，裁判所の職権により，相当な損害額を認定することが可能。

（損害額の認定）

第 248 条 損害が生じたことが認められる場合において，損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは，裁判所は，口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき，相当な損害額を認定することができる。

- 2 入札談合事件については，裁判所は，民事訴訟法第 248 条に基づき，相当な損害額を認定しており，判例の蓄積が進んでいる。

（参考） 民事訴訟法第 248 条の適用により損害額が算定された判決例

事 件 名	損 害 額
奈良県デジタル計装事件 平成 11 年 10 月 20 日（奈良地裁判決）	契約額の 5 % （計 45,710,000 円） （契約 5,310,000 円） （契約 40,400,000 円）
平成 13 年 3 月 8 日（大阪高裁判決）	契約額の 5 % （計 40,400,000 円） 契約のみ認容
日本下水道事業団事件（鳥取県委託） 平成 12 年 3 月 28 日（鳥取地裁判決）	契約額の 10 % （計 15,089,500 円）
平成 13 年 10 月 12 日（広島高裁松江支部判決）	契約額の 5 % （計 8,344,750 円）
日本下水道事業団事件（四日市市委託） 平成 13 年 3 月 29 日（津地裁判決）	契約額の 7 % （計 15,357,300 円）
日本下水道事業団事件（三重県委託） 平成 13 年 3 月 29 日（津地裁判決）	契約額の 7 % （計 54,433,950 円）

四日市市鑄鉄管事件 平成13年7月5日(津地裁判決)	契約額の10% (計13,078,948円)
愛知県デジタル計装事件 平成13年9月7日(名古屋地裁判決)	契約額の5% (計48,513,000円)
日本下水道事業団事件(名古屋市委託) 平成13年9月7日(名古屋地裁判決)	契約額の5%(既設物件) 契約額の8%(既設物件以外) (計56,928,100円)
日本下水道事業団事件(島根县委託) 平成13年9月19日(松江地裁判決)	契約額の5% (計26,949,950円)
神奈川県座間市発注土木及び舗装工事事件 平成14年4月24日(横浜地裁判決)	(現実の落札価格) - (入札予定価格より3%低い額) (計1,491,000円)
群馬県及び沼田市発注土木工事等事件 平成15年6月13日(前橋地裁判決)	契約額の5% (計305,037,925円)
倉敷市下水道工事 平成16年4月14日(岡山地裁判決)	契約額の15% (計26,775,000円)
平成17年4月21日(広島高裁判決)	契約額の5% (計8,925,000円)
津幡町生涯学習施設建設工事事件 平成17年8月8日(金沢地裁判決)	想定落札価格(予定価格の90%)と契約金額との差額 (計217,024,500円)
京都市ごみ焼却場事件 平成17年8月31日(京都地裁判決)	契約額の5% (計1,144,500,000円)
上尾市ごみ焼却場事件 平成17年11月30日(さいたま地裁判決)	契約額の5% (計885,800,000円)
福井県公園施設工事事件 平成18年1月25日(福井地裁判決)	契約額の5% (計15,106,615円)
町田市土木一式工事, 建築一式工事及びほ装工事事件 平成18年1月27日(東京高裁判決)	契約額の5% (計343,420,707円)

高槻市上水道本管工事事件 平成18年2月22日(大阪地裁判決)	契約額の8% (計32,370,324円)
福岡市ごみ焼却場事件 平成18年4月25日(福岡地裁判決)	契約額の7% (計2,088,016,000円)
多摩ニュータウンごみ焼却場事件 平成18年4月28日(東京地裁判決)	契約額の5% (計1,286,470,000円)
横浜市ごみ焼却場事件 平成18年6月21日(横浜地裁判決)	契約額の5% (計3,017,900,000円)

参考資料 1 - 9 独占禁止法改正の主要なポイント

課徴金制度の見直し

- 課徴金算定率の引上げ

[製造業等 = 大企業 6 % , 中小企業 3 %	⇒	製造業等 = 大企業 10 % , 中小企業 4 %
	小売業 = 大企業 2 % , 中小企業 1 %		小売業 = 大企業 3 % , 中小企業 1.2 %
	卸売業 = 大企業 1 % , 中小企業 1 %		卸売業 = 大企業 2 % , 中小企業 1 %
- 違反行為を早期にやめた場合、上記の算定率を 2 割軽減した率
- 繰返し違反行為を行った場合、上記の算定率を 5 割加算した率
- 適用対象範囲の見直し（価格加付等 価格・数量・シェア・取引先を制限する加付・私的独占，購入加付）
- 罰金相当額の半分を、課徴金額から控除する調整措置を規定

課徴金減免制度の導入

- 法定要件（違反事業者が自ら違反事実を申告等）に該当すれば、課徴金を減免

[立入検査前の 1 番目の申請者 = 課徴金を免除	} 対象事業者数 合計 3 社
	立入検査前の 2 番目の申請者 = 課徴金を 50 % 減額	
	立入検査前の 3 番目の申請者 = 課徴金を 30 % 減額	
	立入検査後の申請者 = 課徴金を 30 % 減額	

犯則調査権限の導入等

- 刑事告発のために、犯則調査権限の導入
- 中小企業等に不当な不利益を与える不公正な取引方法等の違反行為に対する確定排除措置命令違反罪に係る法人重科の導入，調査妨害等に対する罰則の引上げ・両罰規定（法人に対する刑罰）

審判手続等の見直し

- 意見申述等の事前手続を設けた上で排除措置命令を行い，不服があれば審判を開始（勧告制度を廃止）
 - 審判官審判に関する規定の整備
 - 規則を定めるに当たっては，手続の適正の確保が図られるよう留意する旨の規定を創設
- 附則において，施行後二年以内の見直しを規定。

参考資料 2 - 1 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律，参照条文，附帯決議

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）

（趣旨）

第 1 条 この法律は、入札談合等関与行為を排除し、及び防止するため、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等について定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 20 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。

2 この法律において「特定法人」とは、国又は地方公共団体が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人をいう。

3 この法律において「各省各庁の長等」とは、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者をいう。

4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為をいう。

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
- 二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
- 三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

（各省各庁の長等に対する改善措置の要求等）

第3条 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除するために必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置（以下単に「改善措置」という。）を講ずべきことを求めることができる。

2 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があったと認めるときは、当該入札談合等関与行為が既になくなっていない場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。

3 公正取引委員会は、前2項の規定による求めをする場合には、当該求めの内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。

4 各省各庁の長等は、第1項又は第2項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があったことが明らかとなったときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。

5 各省各庁の長等は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

6 各省各庁の長等は、第4項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。

7 公正取引委員会は、前項の通知を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、意見を述べることができる。

（職員に対する損害賠償の請求等）

第4条 各省各庁の長等は、前条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行わなければならない。

2 各省各庁の長等は、前項の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。

3 各省各庁の長等は、前2項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

4 各省各庁の長等は、第2項の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。

- 5 入札談合等関与行為を行った職員が予算執行職員等の責任に関する法律（昭和 25 年法律第 172 号）第 3 条第 2 項（同法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により弁償の責めに任ずべき場合については、各省各庁の長又は公庫等の長（同条第 1 項に規定する公庫等の長をいう。）は、第 2 項、第 3 項（第 2 項の調査に係る部分に限る。）及び前項の規定にかかわらず、速やかに、同法に定めるところにより、必要な措置をとらなければならない。この場合においては、同法第 4 条第 4 項（同法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）中「遅滞なく」とあるのは、「速やかに、当該予算執行職員の入札談合等関与行為（入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 5 項に規定する入札談合等関与行為をいう。）に係る同法第 4 条第 1 項の調査の結果を添えて」とする。
- 6 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 34 条において準用する場合を含む。）の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第 2 項、第 3 項（第 2 項の調査に係る部分に限る。）及び第 4 項の規定は適用せず、地方自治法第 243 条の 2 第 3 項中「決定することを求め」とあるのは、「決定することを速やかに求め」と読み替えて、同条（地方公営企業法第 34 条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

（職員に係る懲戒事由の調査）

- 第 5 条 各省各庁の長等は、第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分（特定法人（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）にあっては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁）をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該求めを受けた各省各庁の長、地方公共団体の長、特定独立行政法人の長又は特定地方独立行政法人の理事長が、当該職員の任命権を有しない場合（当該職員の任命権を委任した場合を含む。）は、当該職員の任命権を有する者（当該職員の任命権の委任を受けた者を含む。以下「任命権者」という。）に対し、第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定による求めがあった旨を通知すれば足りる。
- 2 前項ただし書の規定による通知を受けた任命権者は、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。
- 3 各省各庁の長等又は任命権者は、第 1 項本文又は前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

（指定職員による調査）

第6条 各省各庁の長等又は任命権者は、その指定する職員（以下この条において「指定職員」という。）に、第3条第4項、第4条第1項若しくは第2項又は前条第1項本文若しくは第2項の規定による調査（以下この条において「調査」という。）を実施させなければならない。この場合において、各省各庁の長等又は任命権者は、当該調査を適正に実施するに足りる能力、経験等を有する職員を指定する等当該調査の実効を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に実施しなければならない。

3 指定職員が調査を実施する場合においては、当該各省各庁（財政法第21条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は特定法人の職員は、当該調査に協力しなければならない。

（関係行政機関の連携協力）

第7条 国の関係行政機関は、入札談合等関与行為の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（運用上の配慮）

第8条 この法律の運用に当たっては、入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなければならない。

（事務の委任）

第9条 各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局（法律で国務大臣をもってその長に充てることとされているものに限る。）の長に委任することができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成15年7月16日法律第119号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

参照条文

財政法（昭和 22 年法律第 34 号）

第 20 条 （略）

- 2 衆議院議長，参議院議長，最高裁判所長官，会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長という。）は，毎会計年度，第 18 条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書，継続費要求書，繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下予定経費要求書等という。）を作製し，これを財務大臣に送付しなければならない。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）

第 2 条 （略）

- 2 この法律において「事業者団体」とは，事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい，次に掲げる形態のものを含む。ただし，二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて，資本又は構成事業者の出資を有し，営利を目的として商業，工業，金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし，かつ，現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。
 - 一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である社団法人その他の財団法人
 - 二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免，業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団
 - 三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体
- 5 この法律において「私的独占」とは，事業者が，単独に，又は他の事業者と結合し，若しくは通謀し，その他いかなる方法をもつてするかを問わず，他の事業者の事業活動を排除し，又は支配することにより，公共の利益に反して，一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。
- 6 この法律において「不当な取引制限」とは，事業者が，契約，協定その他何らの名義をもつてするかを問わず，他の事業者と共同して対価を決定し，維持し，若しくは引き上げ，又は数量，技術，製品，設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し，又は遂行することにより，公共の利益に反して，一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第 3 条 事業者は，私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第 8 条 事業者団体は，次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

二～五 (略)

2～4 (略)

予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)

(予算執行職員の義務及び責任)

第3条 (略)

2 予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

3 (略)

(弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務)

第4条 会計検査院は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第1項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。但し、その事実の発生した日から3年を経過したときは、この限りでない。

2 会計検査院が弁償責任があると検定したときは、予算執行職員の任命権者(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第55条第1項に規定する任命権者をいい、当該予算執行職員が都道府県の職員である場合にあつては、都道府県知事とする。以下同じ。)は、その検定に従つて、弁償を命じなければならない。

3 (略)

4 各省各庁の長は、予算執行職員が前条第1項の規定に違反して支出等の行為をした事実があると認めるときは、遅滞なく、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

5～6 (略)

(公庫等の予算執行職員に対する準用)

第9条 (略)

2 第3条第2項及び第3項並びに第4条から前条までの規定は、前項の公庫等予算執行職員について準用する。ただし、国家公務員法の適用を受けない公庫等予算執行職員については、第6条第2項の規定及び第3項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、この限りでない。

3～5 (略)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（職員のパ償責任）

第 243 条の 2 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次の各号に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

一 支出負担行為

二 第 232 条の 4 第 1 項の命令又は同条第 2 項の確認

三 支出又は支払

四 第 234 条の 2 第 1 項の監督又は検査

2 （略）

3 普通地方公共団体の長は、第 1 項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

4 ~ 14 （略）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）

（職員のパ償責任）

第 34 条 地方自治法第 243 条の 2 の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第 1 項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第 8 項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第 7 条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第 243 条の 2 第 3 項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第 8 項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と、同条第 10 項中「処分に不服がある者は」とあるのは「処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができ、その裁決

に不服がある者は」と、「した処分」とあるのは「した裁決」と、「審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる」とあるのは「再審査請求をすることができる」と、同条第 12 項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替えるものとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）

（定義）

第 2 条（略）

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）

（懲戒の場合）

第 82 条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第 5 条第 3 項の規定に基づく訓令及び同条第 4 項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2（略）

（信用失墜行為の禁止）

第 99 条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第 100 条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～4（略）

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（懲戒）

第 29 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 ~ 4 （略）

（信用失墜行為の禁止）

第 33 条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第 34 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 ~ 3 （略）

附帯決議

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案に対する附帯決議

平成14年7月17日

衆議院経済産業委員会

近年、国や地方公共団体等が行う公共事業の発注や物品等の調達に際し、いわゆる「官製談合」と称される不適正な事件の摘発が相次いでいる。

このような官製談合は、官公需分野における公正かつ自由な競争を官公庁自らが阻害するのみならず、国や地方公共団体等における予算の適正かつ効率的な執行を歪め、ひいては政治及び行政への国民の信頼をも損ねるものであり、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止を図ることは喫緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を構ずべきである。

- 1 公正取引委員会は、調査の結果、入札談合等関与行為があると認める場合において、必要に応じて会計検査院にこれを通知するなど相互に十分に連携協力をし、もって入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に十全を期すること。
- 2 排除及び防止すべき入札談合等関与行為については、本法の運用状況を十分に注視しつつ、本法第2条第5項に規定される三行為類型以外にも、入札談合等に対する職員の対応について、そのあり方を含め引き続き必要な検討を行うこと。
- 3 入札及び契約の一層の適正化や外部監査の積極的な活用など、地方公共団体等における入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けた自主的な取組みを促進すること。
- 4 公共事業等の発注事務等に携わる国及び地方公共団体等の職員に対する損害賠償の請求については、国民の税金を運用・執行するという職責の重大性、談合に伴う職員の利益の有無等を踏まえ、そのあり方について必要な検討を行うこと。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案に対する附帯決議

平成14年7月23日

参議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を構すべきである。

- 1 排除及び防止すべき入札談合等関与行為については、本法の運用状況を十分に注視しつつ、本法第2条第5項に規定されている三行為類型以外にも、入札談合等に対する職員の対応について、その在り方も含め、引き続き必要な検討を行うこと。
- 2 公正取引委員会は、入札談合等関与行為があると認めるときは、必要に応じてその旨を会計検査院に通知するなど、相互に十分な連携協力を図り、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に万全を期すこと。
- 3 公共事業等の発注事務等に携わる国及び地方公共団体等の職員に対する損害賠償請求については、国民の税金を運用・執行するという職責の重大性等を踏まえ、その在り方について必要な検討を行うこと。
- 4 地方公共団体等における適正な入札及び契約事務の遂行に支障が生じないように、本法制定の趣旨及び措置の内容について周知徹底を図ること。また、地方公共団体等の入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けて、外部監査の積極的な活用等、自主的な取組の促進が図られるよう適切に対応すること。

右決議する。

参考資料 2 - 2 発注機関側に刑罰規定が適用された事例
(独占禁止法に基づく事例)

日本下水道事業団事件(平成 7 年 6 月)

日本下水道事業団工務部次長が、受注担当者が談合していると知りながら、発注内容等を教示し、入札談合を容易にしてこれを幫助したとして、公取委が独占禁止法違反幫助罪で検事総長に告発。平成 7 年 6 月に検察当局が起訴。

一審(東京高裁・平成 8 年 5 月判決)は、懲役 8 月(執行猶予 2 年)の有罪判決(控訴せず確定)。

日本道路公団事件(平成 17 年 8 月)

日本道路公団副総裁が、鋼橋上部工事の分割発注を指揮してこれを実行させ、入札談合を容易にしてこれを幫助したとして、公取委が独占禁止法違反幫助罪で検事総長に告発。また、日本道路公団理事が、鋼橋上部工事に係る受注等業務に従事していた者らと共謀の上、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたとして、公取委が独占禁止法違反罪で検事総長に告発。平成 17 年 8 月に検察当局が起訴(両名を独占禁止法違反の共謀共同正犯で起訴)。

(注) 発注機関の役職員に独占禁止法違反の罪が適用された事例は上記 2 例だけである。

参考資料 3 - 1 公共調達における入札・契約制度の実態等に関する調査報告書のポイント

調査結果	考え方
<p>(一般競争入札の拡大) 一般競争入札は、大半の団体で既に拡大を図っており、ないし拡大を検討中。 一般競争入札拡大の課題としては、「事務手続きが煩雑」、「不良・不適格業者の排除が困難」を挙げるところが多い。</p>	<p>事務手続の煩雑さや不良・不適格業者の排除の困難性の問題については、情報技術導入による事務手続合理化、実地検査といった対応が考えられる。 小規模団体については、都道府県・所管官庁による支援が望まれる。</p>
<p>(総合評価方式の拡充) 総合評価方式は、政府出資法人、都道府県等は6割前後が導入、中核市等・小規模市で導入しているところは1割未満。 総合評価方式の問題点としては、評価要素のウエイト付けや価格以外の要素の評価方法が分からないとの指摘が多い。</p>	<p>総合評価方式については、国等大規模発注機関において段階的に拡充して運用経験を蓄積、そのノウハウを小規模発注機関に順次移転していくことによる段階的拡充の努力が重要。</p>
<p>(課徴金減免と指名停止措置) 課徴金減免制度導入に伴い指名停止措置の期間を短縮する規定を設けている又は今後設ける予定とした団体は、都道府県等は9割近く、それ以外の団体は半数前後。 短縮規定を設けない理由は、違反事業者には制裁が必要、減免を受けた事業者の情報の入手が困難との回答が多い。</p>	<p>中央・地方を通じた政府全体として入札談合を抑止する観点から、課徴金減免制度と指名停止措置との整合性を確保するための対応を行うことが望ましい。</p>
<p>(指名停止措置の実施時期) 指名停止措置の実施時期は、排除措置命令等が行われた段階で実施するところが都道府県等ではほとんどすべてで、それ以外の団体も約半数から3分の2程度。</p>	<p>現行制度の下では、公取委が行政処分である排除措置命令を行うことから、指名停止措置は排除措置命令時とすることが適当であり、指名停止措置の改正が望まれる。</p>
<p>(指名回避) 公取委が立入検査を行ったとの報道を受けて指名を回避する等の措置は、すべての団体で昨年と比べて大幅に減少。</p>	<p>立入検査の報道等の段階で行われる指名回避の運用は是正すべき。</p>
<p>(入札談合防止のための周知・研修) 発注機関の職員に対する入札談合防止のための周知・研修は、都道府県等では、実施している団体が昨年より減少。</p>	<p>最近もいわゆる官製談合事件が摘発されていることから、周知・研修に積極的に取り組むことが望まれる。</p>
<p>(コンプライアンス・マニュアルの策定) コンプライアンス・マニュアルを策定している団体は、地方公共団体、政府出資法人ともに増加。</p>	<p>コンプライアンス・マニュアル策定の動きが進みつつあり、望ましい方向。</p>
<p>(事業者・OBからの働きかけへの対応) 職員が事業者・OBから働きかけを受けた場合の文書化報告義務の取組を行っているところは、昨年と比べて微増。</p>	<p>文書化報告義務付け等の対応を組織的に行うことにつき、発注機関の努力が望まれる。</p>

参考資料3 - 2 公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する調査報告書のポイント

平成17年10月

公正取引委員会

アンケート結果

考え方

1 独占禁止法，入札談合等関与行為防止法の周知・研修について

入札談合防止目的の研修は，政府出資法人では，1割程度しか実施されていない。
地方公共団体も，都道府県・政令指定都市では約4分の3で実施しているが，それ以外の市区では実施していないところが多い。

入札談合等関与行為の具体的内容についての職員に対する周知は，政府出資法人では，半数近くでなされていない。

地方公共団体も，都道府県・政令指定都市では約4分の3で実施しているが，それ以外の市区では半数近くで実施されていない。

研修を開催する頻度は，政府出資法人・地方公共団体ともに，「年1回」又は「不定期」が大半。

地方公共団体，政府出資法人ともに周知・研修の徹底に努めることが必要。
特に政府出資法人では，職員に対する周知・研修がほとんど実施されておらず改善に努めていくべき。

小規模の団体・法人については，都道府県・主務官庁との連携による研修充実も重要。

2 入札談合等関与行為の防止策について

コンプライアンス・マニュアル等は，政府出資法人では，全体の約4分の3で策定が進んでいる。

地方公共団体では，都道府県・政令指定都市，中核市・人口30万人以上の市区の半数程度，人口5万人以上30万人未満の市区の約4割でしか，策定されていないとの結果となった。

策定されているものについて，入札談合等関与行為について明記しているところは，地方公共団体と政府出資法人を問わず少なかった。

事業者・OB等から働きかけがあった場合に，文書による報告の義務付けをしているかについては，地方公共団体，政府出資法人を問わず，取り組んでいるところは少なかった。

発注機関においては，入札談合等関与行為防止の観点からもコンプライアンス・マニュアルの策定に努めるべき。

特に地方公共団体では，策定例が少ないため，その改善が必要。

その上で，団体・法人の長が法令遵守の意思を明確にすることが有効。

事業者・OB等からの働きかけについても，文書化して報告する等の取組により組織的に対応することが重要。

(注) 調査対象

入札談合等関与行為防止法の適用対象である 地方公共団体(320団体を対象，回収率99%)， 国が資本金の2分の1以上を出資する政府出資法人(210法人を対象，回収率94%)が対象。地方公共団体は，47都道府県及び14政令指定都市(61団体)，35中核市及び人口30万人以上の市区(61団体)並びに人口5万人以上30万人未満の市区(194団体)に区分して分析。

3 入札談合に関する情報への対応について

談合情報が寄せられた場合に調査する組織を設けているかについて尋ねたところ、地方公共団体では8割程度で設置が進んでいるが、政府出資法人では半数程度の設置にとどまる結果となった。

談合情報が寄せられた場合の対応要領を策定しているかについて尋ねたところ、地方公共団体では策定されているところが約9割に達しているが、政府出資法人で策定しているところは3割程度にとどまる結果となった。

談合情報が寄せられた場合の調査方法としては、「入札参加業者から事情聴取を行う」、「入札参加業者から談合に加わっていない旨の誓約書を提出させる」及び「積算内訳を提出させ、分析する」が多い。

政府出資法人では、地方公共団体と比較して対応が不十分であり、談合情報に関して組織的に調査する体制を整備することが必要。

4 入札情報の管理について

指名業者については、地方公共団体ではほとんどが公表。公表時期は「入札後」がやや多い。

政府出資法人では、非公表が4割近くに上る。公表しているところの公表時期は、「入札前」がやや多い。

予定価格についても、地方公共団体ではほとんどが公表。公表時期は「入札前」が約4分の3。

政府出資法人では、非公表が約4割に上る。公表しているところの公表時期は、大半が「入札後」。

入札に係る秘密情報の管理規定等については、政府出資法人では8割以上で策定されていない。

地方公共団体についてもほぼ同様の結果。都道府県・政令指定都市では約2割で策定されているが、それ以外の団体ではほとんど策定されていない。

指名業者を入札前に公表すると、談合をより行いやすくしてしまうため、談合防止の観点から、公表は入札後に行うべき。

予定価格も、入札前に公表すると、談合を行いやすくする上に価格の高止まりを招くことから、公表は入札後に行うべき。

秘密情報の管理規定は、発注機関を問わず整備が進んでおらず、その改善が必要。

5 指名停止等について

指名停止措置は、地方公共団体のほとんどが設定。政府出資法人では3割が設定していない。

指名停止期間は、政府出資法人では、多くが中央公契連モデル（注）準拠。

地方公共団体では、中央公契連モデルに準拠して2ヶ月以上9ヶ月以内とし、又はそれより長期とするところが多い。

指名停止の実施時期は、中央公契連の要領に準拠し、公取委の排除勧告に事業者が応諾した時とするところが多いが、政府出資法人・地方公共団体ともに、排除勧告の時とするところも少なくない。

立入検査を受けたとの報道があった時点で指名から除外する等の措置は、政府出資法人では半数近くで講じている。

地方公共団体のうち、都道府県・政令指定都市は講じているところは約1割だが、それ以外は半数前後が講じている。

指名停止措置は、各発注機関の対応に著しい差異が生じないことが重要。そのため、中央公契連モデルを参考とすることが適当。

平成18年1月4日の独禁法改正施行後の指名停止措置実施の時期は、排除措置命令の制度に移行することから、原則、排除措置命令の時とすることが望ましい。

立入検査のマスコミ報道の時点で指名から除外する措置は、事業者に対して不当に不利益な扱いをするものであり、是正が必要。

（注）中央公契連モデル

中央公共工事契約制度運用連絡協議会（国の発注関係機関による協議会）の策定した指名停止措置に関する標準モデル。事業者が管轄区域内で独禁法違反行為を行ったと認められる場合指名停止を行い、その期間は原則として2か月以上9か月以内とし、開始の時期は公取委の排除勧告に事業者が応諾した時（応諾を拒否したときは審決が出た時）、とする基準等を定めている。

資料3 - 3 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

(指名停止の期間の特例)

第3

- 3 部局長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の1/2まで短縮することができる。
- 4 部局長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が24ヵ月を超える場合は24ヵ月)まで延長することができる。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為)	
5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2か月以上9か月以内
6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
イ 当該部局の所属担当者	3か月以上12か月以内
ロ 当該部局の所属担当者以外の当該機関の所属担当者	2か月以上9か月以内
7 当該部局が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	刑事告発を知った日から1か月以上9か月以内
(重大な独占禁止法違反行為等)	
12〔A〕当該機関の所属担当官又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等で当該機関の所掌に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のイ又はロに掲げる事由に該当することとなったとき(当該工事に政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6か月以上24か月以内
(注1)	
イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)	

<p>ロ 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>12〔B〕当該機関の所属担当者、当該機関を所掌する国の機関の職員又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等で当該国の機関の所掌に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のイ又はロに掲げる事由に該当することとなったとき(当該工事に、その請負金額が国の政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用基準額以上であるものが含まれる場合に限る。)。(注2)</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)。</p> <p>ロ 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(注1)12〔A〕は、国の機関について適用する。</p> <p>(注2)12〔B〕は、国以外の機関について適用する。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6か月以上24か月以内</p>
--	--------------------------------------

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ

7 モデル別表第2関係

二 独占禁止法第3条に違反した場合(第5号、第6号及び第7号関係)は、次のイから二までに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

イ 排除措置命令

ロ 課徴金納付命令

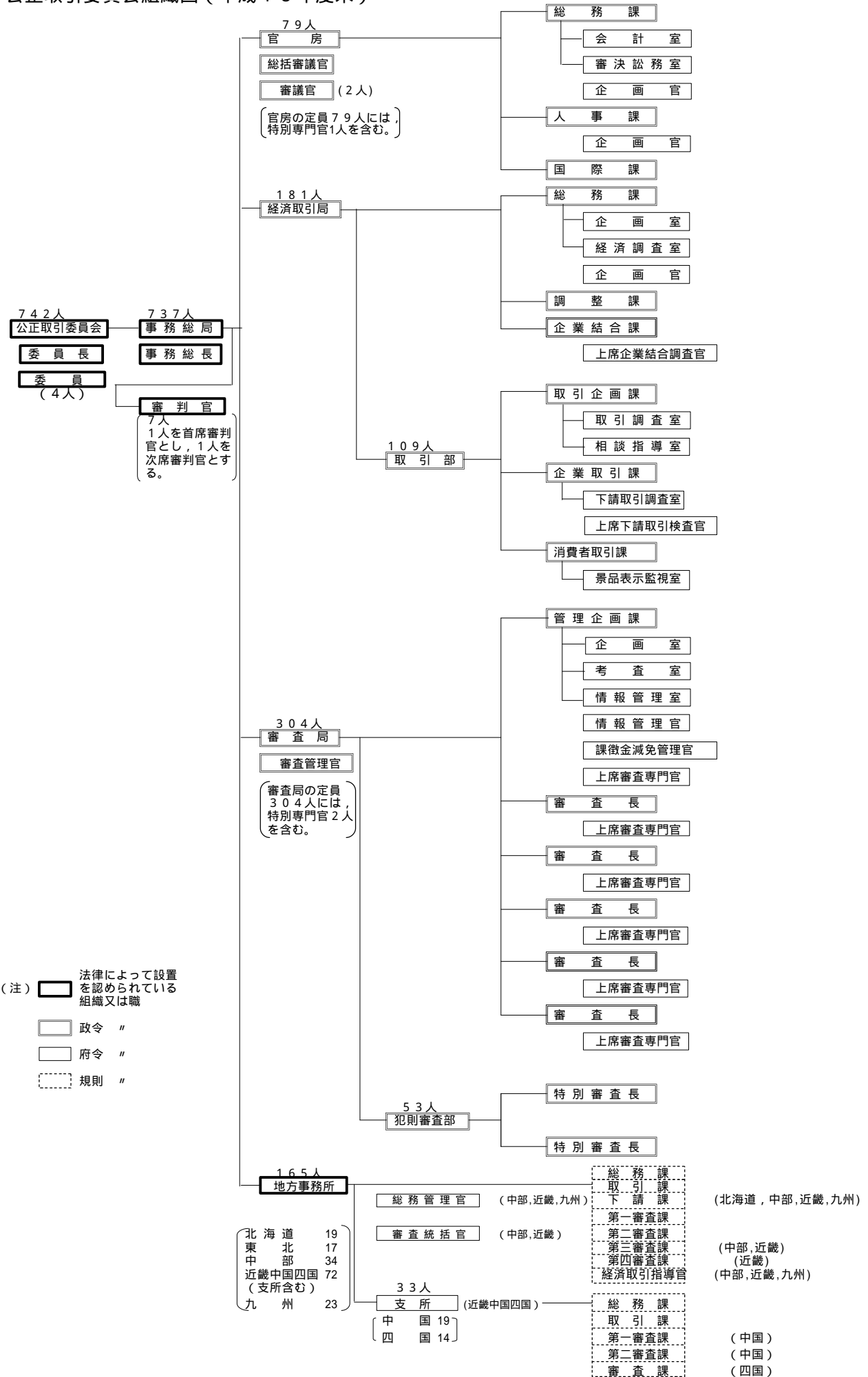
八 刑事告発

二 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

三 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合(第5号及び第6号関係)は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

四 別表第2第5号から第7号までの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第5号から第7号までに規定する期間の短期を下回る場合においては、モデル第3第3項の規定を適用するものとする。

公正取引委員会組織図（平成18年度末）



(注) 法律によって設置を認められている組織又は職
 政令 "
 府令 "
 規則 "

(ほか内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室)

公正取引委員会事務総局等所在地

	所 在 地	管 轄 区 域
公正取引委員会 事務総局	〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 TEL 03-3581-5471	東京都・埼玉県・千葉県・茨城県 栃木県・群馬県・神奈川県 山梨県・長野県・新潟県
北海道事務所	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎5階 TEL 011-231-6300	北海道
東北事務所	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎8階 TEL 022-225-7095	青森県・岩手県・宮城県・秋田県 山形県・福島県
中部事務所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館3階 TEL 052-961-9421	富山県・石川県・岐阜県・静岡県 愛知県・三重県
近畿中国四国事務所	〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館10階 TEL 06-6941-2173	福井県・滋賀県・京都府・大阪府 兵庫県・奈良県・和歌山県
	近畿中国四国事務所 中国支所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館10階 TEL 082-228-1501	鳥取県・島根県・岡山県・広島県 山口県
	近畿中国四国事務所 四国支所 〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎5階 TEL 087-834-1441	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州事務所	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館2階 TEL 092-431-5881	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県 大分県・宮崎県・鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	〒900-8530 那覇市前島2-21-13 ふそうビル10階 TEL 098-863-2243	沖縄県

申告・相談窓口（本局）

独占禁止法についての一般的な相談…………… 官房総務課

入札談合防止のための独占禁止法

遵守マニュアル作成に関する相談…………… 経済取引局総務課

事業者団体の活動についての相談…………… 相談指導室

独占禁止法違反被疑事実についての申告…………… 情報管理室

課徴金の減免に係る報告・相談…………… 課徴金減免管理官

このほか、各地方事務所、公正取引委員会ホームページ（<http://www.jftc.go.jp>）でも、申告・相談をお受けしております。